

男女共同参画さっぽろプラン 令和5年度 実施報告書

札 幌 市

目 次

I 男女共同参画の推進状況

1	「第5次男女共同参画さっぽろプラン」の概要	1
2	「第5次男女共同参画さっぽろプラン」の体系	5
3	男女共同参画の推進に関する指標項目	6
4	男女共同参画の推進状況の評価.....	8
5	男女共同参画社会形成の進捗状況	
	【基本的指標の現状】	15
	◆札幌市の人口の将来見通し	
	◆札幌市・北海道・全国・東京都の合計特殊出生率	
	◆札幌市及び全国の持つつもりの子どもの数が持てない場合の理由別割合	
	◆札幌市の単独世帯の推移	
	◆札幌市と全国の共働き世帯と専業主婦世帯の推移	
	◆札幌市の男女、道内・道外、年齢（5歳階級）別転入超過数	
	◆各政令市の人口に占める女性割合	
	◆男女別15歳以上労働力人口の推移	
	◆男女別労働力率	
	【男女共同参画の推進に関する指標の現状】	20
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成.....	20
	(1) 男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に対する意識	
	(2) 分野ごとの男女の地位の平等感	
	(3) セクシュアルハラスメントを受けたことがある人の割合	
	基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり...	22
	(4) ジェンダーギャップ指数	
	(5) 管理的職業従事者における女性の割合	
	(6) 審議会等への女性登用率	
	(7) 札幌市職員の女性管理職割合（課長職以上）	
	(8) 男性が育児休業や介護休業を利用することについて	
	(9) 育児休業・介護休業を利用する男性が少ない理由	
	(10) ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度認証企業数（累計）の推移	
	(11) 結婚している人が、1日のうちで家事に要する時間（育児、介護を含む）	
	(12) 民間企業における育児休業取得率	
	(13) 家族介護における介護者の男女別比率	
	(14) 女性の労働力率	
	(15) 女性の就業希望者数	
	(16) 地域活動のリーダーとして女性の参画を促すために必要なこと	

(17) 避難所運営において男女共同参画の視点から必要な配慮	
基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現.....	29
(18) DVを経験したことがある割合	
(19) 配偶者や恋人から行われた行為の暴力としての認識	
(20) 札幌市相談機関における相談件数	
(21) DVの相談窓口の認知度	
(22) DVを経験した際の相談先	
(23) 性暴力被害の相談窓口の認知度	
(24) 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH（さくらこ）の相談件数	
(25) 性的指向に関し起きていると思う人権問題	
(26) 性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題	
(27) 性的少数者に関する制度や相談窓口の認知度	
(28) 性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なこと	
(29) 全国の自殺者数の前年同月差の推移（男女別）	
(30) 女性の有業率	
(31) 雇用者に占める男女別の非正規の職員・従業員比率	
(32) 男女の賃金格差	
(33) 母子世帯・父子世帯の就業状況（従業員上の地位）	
(34) 10代の人工妊娠中絶率（女子人口千対）の推移	
(35) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援策	

II 男女共同参画施策実施状況

1 男女共同参画関係事業の実施状況.....	38
基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成.....	39
1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革	
基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり...	51
1 働く場における男女共同参画の推進	
2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援	
3 多様な働き方への支援	
4 地域における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現	69
1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶	
2 多様な性の在り方への理解の促進と支援	
3 困難や不安を抱える女性への支援	
4 生涯を通じた女性の健康支援	
2 部局別掲載事業一覧表.....	95

資 料

札幌市男女共同参画推進条例	108
男女共同参画行政関係年表	109

I 男女共同参画の推進状況

1 「第5次男女共同参画さっぽろプラン」の概要

(1) 計画策定の趣旨

「第2次女性計画」を策定した平成6年（1994年）3月以降、少子・高齢化を始め社会・経済状況の変化の中で男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっており、その実現に向けて、国は平成11年（1999年）6月に男女共同参画社会基本法を制定、さらにその実施計画である男女共同参画基本計画を平成12年（2000年）12月に策定しました。

こうした中、札幌市は、平成15年（2003年）1月施行の札幌市男女共同参画推進条例第8条に規定する「札幌市男女共同参画計画」として「男女共同参画さっぽろプラン（平成15～24年度）」を策定したあと、社会経済情勢など様々な変化に対応するため、改訂を重ね、令和5年（2023年）3月に新たに第5次男女共同参画さっぽろプランを策定しました。

(2) 男女共同参画の数値目標

男女共同参画の実現に向けた取組の進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、第4次プランに引き続き、以下の2つの指標を基に数値目標を設定します。

＜活動指標＞ 「いつまでに、何を、どこまでするか」という取組の数値目標を設定

＜成果指標＞ 「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値を設定

●基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

項目			現状値	目標値
活動指標	1	男女共同参画に関する啓発事業の参加者数（延べ） （デートDV関連除く）	32,601人 (R3)	170,000人 (R5～R9)
	2	男女共同参画センターの利用者数（年間）	149,690人 (R3)	対前年比増 (毎年)
成果指標	3	社会全体で男女平等と考える人の割合	10.6% (R3 市調査)	20% (R8 市調査)
	4	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成 の人の割合	31% (R3 市調査)	20%以下 (R8 市調査)

●基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

項目			現状値	目標値
活動指標	5	市職員係長昇任試験受験率（女性）	27.8% (R3)	35%
	6	働き方に関する啓発事業参加者数（延べ）	3,495 人 (R3)	20,000 人 (R5～R9)
	7	ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業数（延べ）	764 社 (R4.3.31)	1,500 社
	8	就職を希望するここシェルジュ SAPPORO 登録者のうち、就職活動を始めた人の割合	50.3% (R3)	70%
成果指標	9	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (R4.6.30)	40%（注1）
	10	札幌市男性職員の育児休業取得率	26.7% (R3)	85%（注2） ※一般行政部慰問 は2週間以上（R7）
	11	札幌市職員の女性管理職割合	16.5% (R4.4.1)	19%（注2） (R7)
	12	管理的職業従事者における女性の割合	15.3% (R2 国勢調査)	25% (R7 国勢調査)
	13	男性も育児休業・介護休業を積極的に取るべきである と考える人の割合	26.9% (R3 市調査)	40% (R8 市調査)
	14	待機児童数	0 人 (R4.4.1)	0 人
	15	15～64 歳の女性労働力率	市：71.5% 国：73.2% (R2 国勢調査)	全国平均以上 (R7 国勢調査)

※注1：40%達成後は、40～60%の持続を目指す。

※注2：総務局職員部所管の「札幌市子育て・女性職員応援プラン」にて令和7年度末までの目標を設けており、本プランにおいても、これを準用している。

●基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

項目			現状値	目標値
活動指標	16	DV 防止講座の参加者数（延べ）	55,715 人 (R4.3.31)	80,000 人
	17	LGBT フレンドリー指標制度登録企業数（延べ）	64 社 (R4.3.31)	150 社
	18	困難を抱える女性支援事業における相談件数（年間）	288 件 (R3)	360 件
	19	性と健康に関する普及啓発人数（延べ）	26,579 人 (R3)	130,000 人 (R5～R9)
成果指標	20	DV を経験したときに相談しなかった割合	37% (R3 市調査)	20%以下 (R8 市調査)
	21	「性的マイノリティ」という言葉について、内容まで 知っている人の割合	33.3% (R3 市調査)	50% (R8 市調査)

(3) 基本目標と施策の基本的方向

平成15年（2003年）1月に施行した札幌市男女共同参画推進条例に規定されている次の5つの基本理念を具現化するために、3つの基本目標に沿った施策を展開します。

<条例の基本理念>

- 人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できること
- 制度及び慣行によって、直接的又は間接的に差別されないこと
- 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画の機会の確保
- 家庭生活における活動と家庭以外のあらゆる分野での活動の両立
- 生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

性別などにかかわらず、家庭・職場・学校・地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の意義や目的が理解されるよう、学校教育や生涯学習などの機会を通じた男女共同参画の基盤づくりを進めます。

《 基本的方向 》

- 1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

働く場はもとより、家庭や地域活動などあらゆる場面において、誰もが対等に参画し活動ができるよう、企業や家庭等に向けた支援を行います。

《 基本的方向 》

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援
- 3 多様な働き方への支援
- 4 地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

重大な人権侵害である配偶者・パートナー等への暴力など、特定の性別や境遇などにより偏在している課題が、改善又は解消されるよう取組を進めます。

また、女性をめぐる様々な課題が多様化、複雑化してきた中で、国においては女性への支援の在り方について検討されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となって、こうした問題がより浮き彫りにされてきたことを背景として、「困難女性支援法」が施行されることとなりました。こうしたことから、困難な問題を抱えた女性への支援を新たな基本的方向に位置付けました。

《 基本的方向 》

- 1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶
- 2 多様な性の在り方への理解の促進と支援
- 3 困難や不安を抱える女性への支援
- 4 生涯を通じた女性の健康支援

(4) 計画の位置付け

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び札幌市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本的な計画として策定します。

このプランでは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に定める市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に定める市町村基本計画を包含しています。

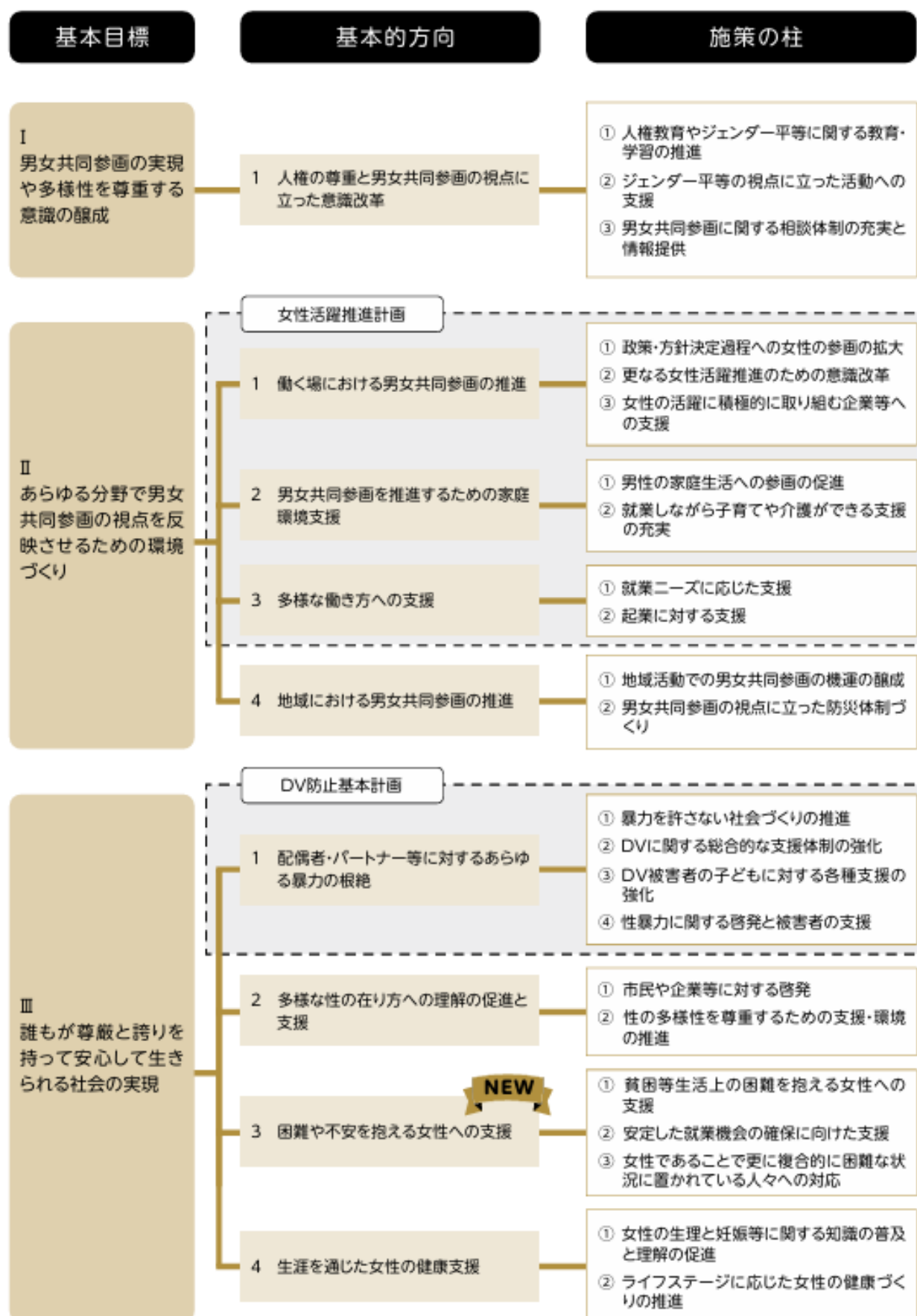
また、札幌市のまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「さっぽろ子ども未来プラン」や「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を始め、関わりのある各分野の個別計画とも連携していきます。

さらに、生活困窮やDV(ドメスティック・バイオレンス)、性暴力被害、家庭関係破綻など女性をめぐる問題が多様化、複雑化してきた中で、国においては女性への支援の在り方について検討されていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、こうした問題がより浮き彫りになりました。これらを背景として、令和4年(2022年)5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が成立し、女性が日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることにより直面する課題への支援が法制化されました。法律の施行は令和6年(2024年)4月となっていますが、法律で策定を求められている「市町村基本計画」として、今後このプランで位置付けることを見込み、体系的かつ効果的な施策の展開について庁内一体となって検討していきます。

(5) 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

2 「第5次男女共同参画さっぽろプラン」の体系



3 男女共同参画の推進に関する指標項目

男女共同参画社会の実現には市民の意識改革や社会全体の変革を伴うことから、長期的な取組が必要とされています。同時に、プランに掲げている基本目標や基本的施策の達成度やそれに対する評価についても、長期的な視点で総合的に判断していく必要があります。

札幌市男女共同参画審議会及び札幌市では、市民の皆さんに分かりやすく男女共同参画社会の進捗状況を確認していただくための具体的な指標として、「男女共同参画の推進に関する指標項目」を設定し、プランに掲げる基本目標及び施策の基本的方向ごとに分類しています。札幌市では、これらの指標項目を念頭に置きながら、男女共同参画社会の実現に向けて、本プランに基づく様々な取組を推進していきます。

<基本目標Ⅰ> 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

- (1) 男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に対する意識
- (2) 分野ごとの男女の地位の平等感
- (3) セクシュアルハラスメントを受けたことがある人の割合

<基本目標Ⅱ> あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

- (4) ジェンダーギャップ指数
- (5) 管理的職業従事者における女性の割合
- (6) 審議会等への女性登用率
- (7) 札幌市職員の女性管理職割合（課長職以上）
- (8) 男性が育児休業や介護休業を利用することについて
- (9) 育児休業・介護休業を利用する男性が少ない理由
- (10) 民間企業における介護休業制度の規定状況
- (11) 結婚している人が、1日のうちで家事に要する時間（育児、介護を含む）
- (12) 民間企業における育児休業取得率
- (13) 家族介護における介護者の男女別比率
- (14) 女性の労働力率
- (15) 女性の就業希望者数
- (16) 地域活動のリーダーとして女性の参画を促すために必要なこと
- (17) 避難所運営において男女共同参画の視点から必要な配慮

<基本目標Ⅲ> 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

- (18) DVを経験したことがある割合
- (19) 配偶者や恋人から行われた行為の暴力としての認識

- (20) 札幌市配偶者暴力相談センターにおける相談件数
- (21) DVの相談窓口の認知度
- (22) DVを経験した際の相談先
- (23) 性暴力被害の相談窓口の認知度
- (24) 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH（さくらこ）の相談件数
- (25) 性的指向に関し起きていると思う人権問題
- (26) 性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題
- (27) 性的少数者に関する制度や相談窓口の認知度
- (28) 性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なこと
- (29) 全国の自殺者数の前年同月差の推移（男女別）
- (30) 女性の有業率
- (31) 雇用者に占める男女別の非正規の職員・従業員比率
- (32) 男女の賃金格差
- (33) 母子世帯・父子世帯の就業状況（従業員上の地位）
- (34) 10代の人工妊娠中絶率（女子人口千対）の推移
- (35) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援策

4 男女共同参画の推進状況の評価

男女共同参画の推進状況について、男女共同参画の数値目標の達成状況などを基に、プランに掲げる基本目標ごとに以下のとおり評価します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

1 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った意識改革

【主な取組】

男女共同参画センターにおいて、ジェンダー課題について学びを深める機会を定期的に提供したほか、学校や団体等と連携して実際に出向いて子ども・若者や企業・地域等、幅広い対象に応じた意識啓発の機会を提供した。また、ホームページやSNSによる情報発信やオンラインマガジンを定期的に更新し、男女共同参画意識の浸透を図った。また、市内のみならず海外や道外の財団等多様な関係機関と連携してジェンダー平等の視点に立った団体への支援を行った。

【評価】

男女共同参画に関する啓発事業の令和5年度の参加者数について、策定時数値である令和3年度を超える40,166人となり、ジェンダー平等についての知る機会を拡げることができた。また、ジェンダー平等とダイバーシティの実現を目指したフォーラム「#SAPPORO DIVERSITY FORUM」では、大学における授業利用があり、若者に対する啓発に繋がった。

項 目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	1	男女共同参画に関する啓発事業の参加者数(延べ)(デートDV関連除く)	32,601人 (R3)	40,166人 (R5)	170,000人 (R5~R9)
	2	男女共同参画センターの利用者数(年間)	149,690人 (R3)	224,510人 (R5)	対前年比増 (毎年)
成果指標	3	社会全体で男女平等と考える人の割合	10.6% (R3 市調査)		20% (R8 市調査)
	4	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	31% (R3 市調査)		20%以下 (R8 市調査)

【今後の方向性】

男女共同参画センターにおいては、引き続き子ども・若者や企業・地域等、幅広い対象に向けたジェンダー課題に関する学びや意識啓発の機会の提供に加えて、多様な関係機関と協力しながら、この課題に関心を持つ企業や団体、市民を繋いだネットワークの構築や交流の場づくりに取り組んでいく。

また、庁内外の関係機関と連携しながら、意識変容を促す啓発事業を実施していく。

基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

【主な取組】

札幌市の審議会等委員の女性登用率向上に向け、改選期を迎える審議会等の所管課への依頼通知や、女性登用率が40%に満たない審議会等に対し、事前協議での女性登用の個別要請を強化したほか、必要に応じ女性の人材情報の提供を行った。

また、札幌市職員の女性登用促進に向け、男女が共に働きやすい環境を整備するとともに、昇任意欲を喚起する取組として、係長試験第1次試験の見直しに取り組んだ。

企業向けとして、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍の推進に積極的に取り組む企業を認証する「札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度」の運用や企業訪問による周知等により、企業の意識変革や行動変容を促すための取組を行った。

【評価】

登用率は前年度（33.7%）から0.4ポイント下降し目標値を達成できなかった。

札幌市男性職員の育児休業取得率については、「札幌市子育て・女性職員応援プラン」の一部改定により、目標値が85%以上（一般行政部門は2週間以上）に上位修正された。

ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業数は令和5年度末に1,000社を超え、企業からの申請が相次ぐ状況が継続している。

項 目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	5	市職員係長昇任試験受験率（女性）	27.8% (R3)	28.3% (R5)	35% (R9)
	6	働き方に関する啓発事業参加者数（延べ）	3,495 人 (R3)	5,606 人 (R5)	20,000 人 (R5～R9)
	7	ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業数（延べ）	764 社 (R4.3.31)	1,001 社 (R6.3.31)	1,500 社 (R9)
成果指標	9	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.0% (R4.6.30)	33.3% (R6.3.31)	40%（注1） (R9)
	10	札幌市男性職員の育児休業取得率	26.7% (R3)	61.8% (R5)	85%（注2） ※一般行政部門 は2週間以上 (R7)
	11	札幌市職員の女性管理職割合	16.5% (R4.4.1)	17.2% (R6.4.1)	19%（注2） (R7)
	12	管理的職業従事者における女性の割合	15.3% (R2 国勢調査)		25% (R7 国勢調査)

※注1：40%達成後は、40～60%の持続を目指す。

※注2：総務局職員部所管の「札幌市子育て・女性職員応援プラン」にて令和7年度末までの目標を設けており、本プランにおいても、これを準用している。

【今後の方向性】

女性の登用率が低調な審議会を所管する関係部局へのヒアリングの実施等を通じて充て職となるポストが男性であること、委員候補者となる女性人材が少ないといった抜本的な課題があることが判明しており、他都市の事例提供や女性登用の提案を通じて引き続き個別の働きかけを強化していく。

札幌市職員の女性割合は、職員全体・管理職ともに順調に増加しているところであるが、令和6年3月に策定した札幌市人材マネジメント方針に基づき、多様性を踏まえたキャリア形成支援や、性別を問わず誰もが働きやすい環境整備などを着実に進めることで、引き続き女性職員の活躍を後押ししていく。

また、女性活躍推進のための意識改革を推進するために、市内企業の女性活躍の段階や課題、求める支援等の把握を行っていく。

2 男女共同参画を推進するための家庭環境支援

【主な取組】

夫婦で協力して育児ができるよう、初めてのお産を迎える妊婦とその夫を対象にマタニティ教室を実施した。父親の育児力向上を目指して、講座やイベント等を通じて情報発信に取り組んだ。

また、地域子育て支援拠点事業により、地域で安心して子育てができるよう講座の開催や相談・交流の場としての子育てサロンの運営等の支援を行った。

【評価】

「#SAPPORO DIVERSITY FORUM」のなかで男性の育児休業や家事・育児シェアをテーマとしたセミナーを開催したほか、家事・育児シェアに関する冊子「Smile Sharing Book」を民間店舗にて常時配架を開始する等、家庭内における男女共同参画を支援するための啓発活動が多角化している。

また、待機児童数は目標値としている0人を継続して達成している。

項 目			策定時数値	現状値	目標値
成果指標	13	男性も育児休業・介護休業を積極的 に取るべきであると考えている人の割合	26.9% (R3 市調査)		40% (R8 市調査)
	14	待機児童数	0 人 (R4.4.1)	0 人 (R6.4.1)	0 人 (R9)

【今後の方向性】

誰もが活躍できる環境の基盤づくりのためには、家事・育児シェアについての意識啓発の取組を継続するほか、市民のニーズに応えることが出来るよう引き続き保育サービスの充実と保育人材確保の支援を行っていく。

3 多様な働き方への支援

【主な取組】

就労と保育の相談を一体的に受け付ける女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」や女性の起業支援・コミュニティの形成を目的としたコワーキングスペース「リラコワ」の運営を行った。また、市内中小企業等を対象にしたテレワークに関する補助を引き続き実施し、テレワークの普及促進を図った。

【評価】

ここシェルジュ SAPPORO の新規登録者数は広報活動の工夫により順調に増加しており、就職を希望するここシェルジュ SAPPORO 登録者のうち、就職活動を始めた人の割合は策定時数値である令和3年度を上回る 62.4%であった。

項 目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	8	就職を希望するここシェルジュ SAPPORO 登録者のうち、就職活動を始めた人の割合	50.3% (R3)	62.4% (R5)	70% (R9)
成果指標	15	15～64 歳の女性労働力率	市：71.5% 国：73.2% (R2 国勢調査)		全国平均以上 (R7 国勢調査)

【今後の方向性】

今後も一人一人の事情に応じた働き方が可能となるために、就業ニーズに応じた支援や、女性のためのコワーキングスペース「リラコワ」を通じた起業に対する支援を継続して実施していく。

4 地域における男女共同参画の推進

【主な取組】

男女共同参画センターでは、道内外の男女共同参画センター及び自治体職員が、大規模自然災害や防災に関する男女共同参画センターの取組事例を共有し情報交換を行う機会を提供した。

【評価】

他地域の事例を知り情報交換を行うことで、防災における男女共同参画センターの役割について考えるとともに、他地域との連携の基盤構築に繋がった。

【今後の方向性】

男女共同参画の視点を取り入れた災害対策について、「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」とも連携しながら平常時からの意識醸成を進めていく。

基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

1 配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶

【主な取組】

市内の中学校、高校、大学において関係機関との連携によりデートDV防止講座を実施したほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者暴力根絶のため市民へ普及啓発を行った。

【評価】

DV防止講座の参加者数については、令和9年度までの目標値80,000人（延べ）に向けて順調に人数を伸ばしている。また、市民意識調査からは、身体的暴力以外にも様々な暴力があることについての認識にはばらつきがある状況である。

項 目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	16	DV防止講座の参加者数（延べ）	55,715 人 (R4.3.31)	70,004 人 (R6.3.31)	80,000 人 (R9)
成果指標	20	DVを経験したときに相談しなかった割合	37% (R3 市調査)		20%以下 (R8 市調査)

【今後の方向性】

60歳以上の方からのDVに関する相談が人口割合に比して少ないことや、DVを受けていると認識していない方や相談窓口を知らずに相談できずにいる方の存在が明らかになってきていることから、パンフレットの内容を市民により分かりやすくするとともに、高齢者を支援する関係機関向けの情報発信や啓発方法の工夫に努めていく。

2 多様な性の在り方への理解の促進と支援

【主な取組】

性的マイノリティの理解促進に関する取組として、「札幌市パートナーシップ宣誓制度」、「札幌市LGBTフレンドリー指標制度」の運用や、「性的マイノリティ電話相談事業」等を実施した。

【評価】

パートナーシップ宣誓制度については、宣誓時の住所要件を緩和（いずれか一方が市内在住）するとともに、子の氏名の記載が可能となるよう制度を一部変更した。また、同様の制度を導入した道内自治体との自治体間連携を積極的に進めており、同様の制度導入済みのすべての道内自治体と協定を締結した。

さらに、札幌市LGBTフレンドリー指標制度については登録企業拡大に向けた企業訪問や性的マイノリティ当事者による講師派遣を実施した結果、令和5年度の登録企業数は制度開始以来最多となった。

項 目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	17	LGBT フレンドリー指標制度登録企業数（延べ）	64 社 (R4.3.31)	100 社 (R6.3.31)	150 社 (R9)
成果指標	21	「性的マイノリティ」という言葉について、内容まで知っている人の割合	33.3% (R3 市調査)		50% (R8 市調査)

【今後の方向性】

令和5年6月にLGBT理解増進法が施行されたことにより、社会的関心が高まっている一方で、依然として多くの性的マイノリティ当事者が「悩みを打ち明けられない」等といった困難を抱えていることから、今後も性的マイノリティに関する市民や企業の理解と取組を促し、性的マイノリティ当事者が抱える様々な困難の解消につながる支援を行っていく。

3 困難や不安を抱える女性への支援

【主な取組】

困難を抱える女性支援事業として困難を抱える女性を対象とした相談窓口を設置するほか、相談支援の一環として定期的にイベントを開催し悩みを語ることができる場を提供した。また、様々な困難を抱える主に10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象としたアウトリーチ型支援を実施した。

【評価】

令和5年度の困難を抱える女性支援事業における相談件数（年間）について、策定時数値となる令和3年度を大幅に超える803件となった。イベント参加者の大半は非正規雇用者であり、お金や健康に関する悩みを抱える方が多い状況であることが分かってきたところである。

項 目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	18	困難を抱える女性支援事業における相談件数（年間）	288 件 (R3)	803 件 (R5)	360 件 (R9)

【今後の方向性】

令和6年4月に困難女性支援法が施行されたことを受け、関係機関や民間団体との連携を深めネットワークを強化し情報交換を行いながら支援を行っていく。

また、札幌市内の女性が抱える困難の状況やニーズを把握するため、市内女性を対象とした生活状況に関する調査を実施する。

4 生涯を通じた女性の健康支援

【主な取組】

若者の性に関する知識の普及啓発事業として正しい避妊方法や性感染症予防のための相談・指導を行ったほか、保健師や母子保健訪問指導員の訪問により妊娠・出産・育児などに関する相談や保健指導を実施した。

【評価】

令和5年度の性と健康に関する啓発事業参加者数について、策定時数値となる令和3年度を大幅に超える34,812人となった。

項 目			策定時数値	現状値	目標値
活動指標	19	性と健康に関する普及啓発人数 (延べ)	26,579 人 (R3)	34,812 人 (R5)	130,000 人 (R5～R9)

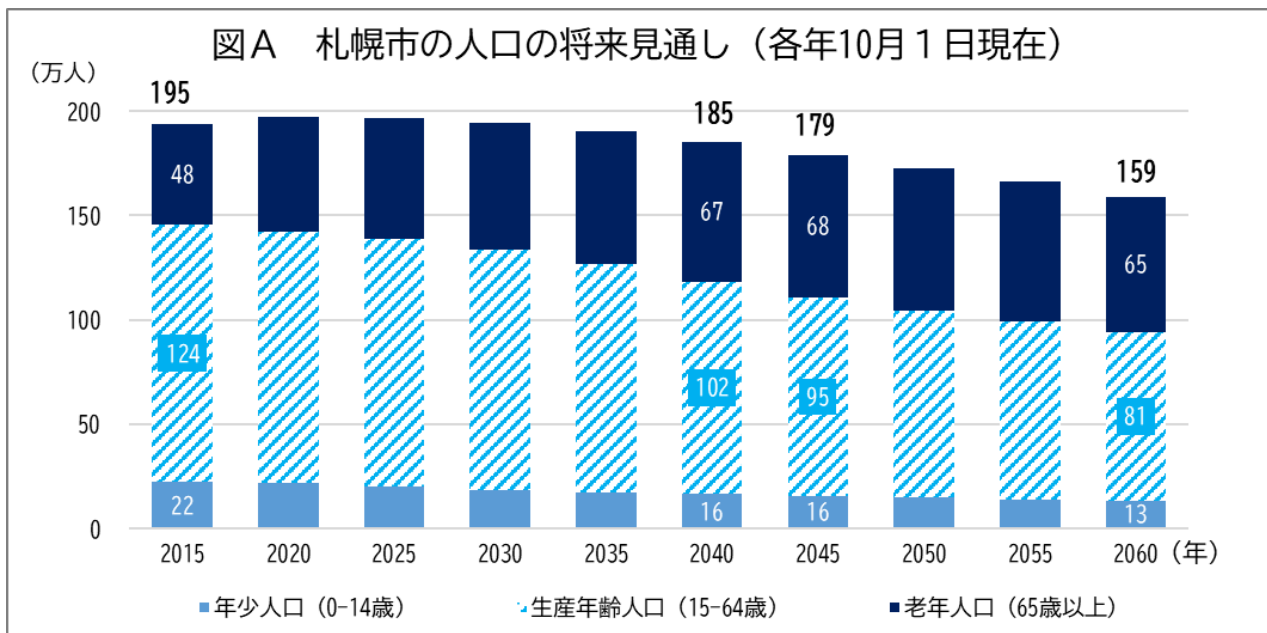
【今後の方向性】

今後も生涯を通じた女性の健康の保持・増進のため各ライフステージに応じた正しい情報提供や支援を行うほか、職場や家庭、学校などで、性別に関係なく女性の健康課題への理解を促進する機会を提供していく。

5 男女共同参画社会形成の進捗状況

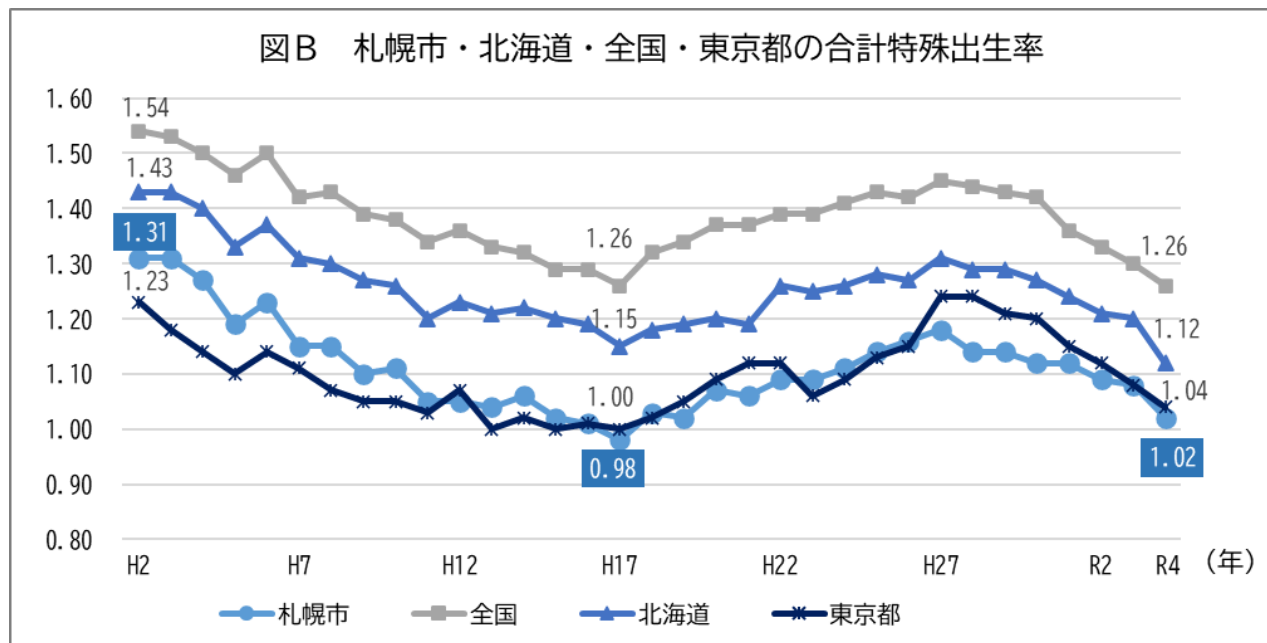
【基本的指標の現状】

◆ 札幌市の人口の将来見通し（各年10月1日現在）



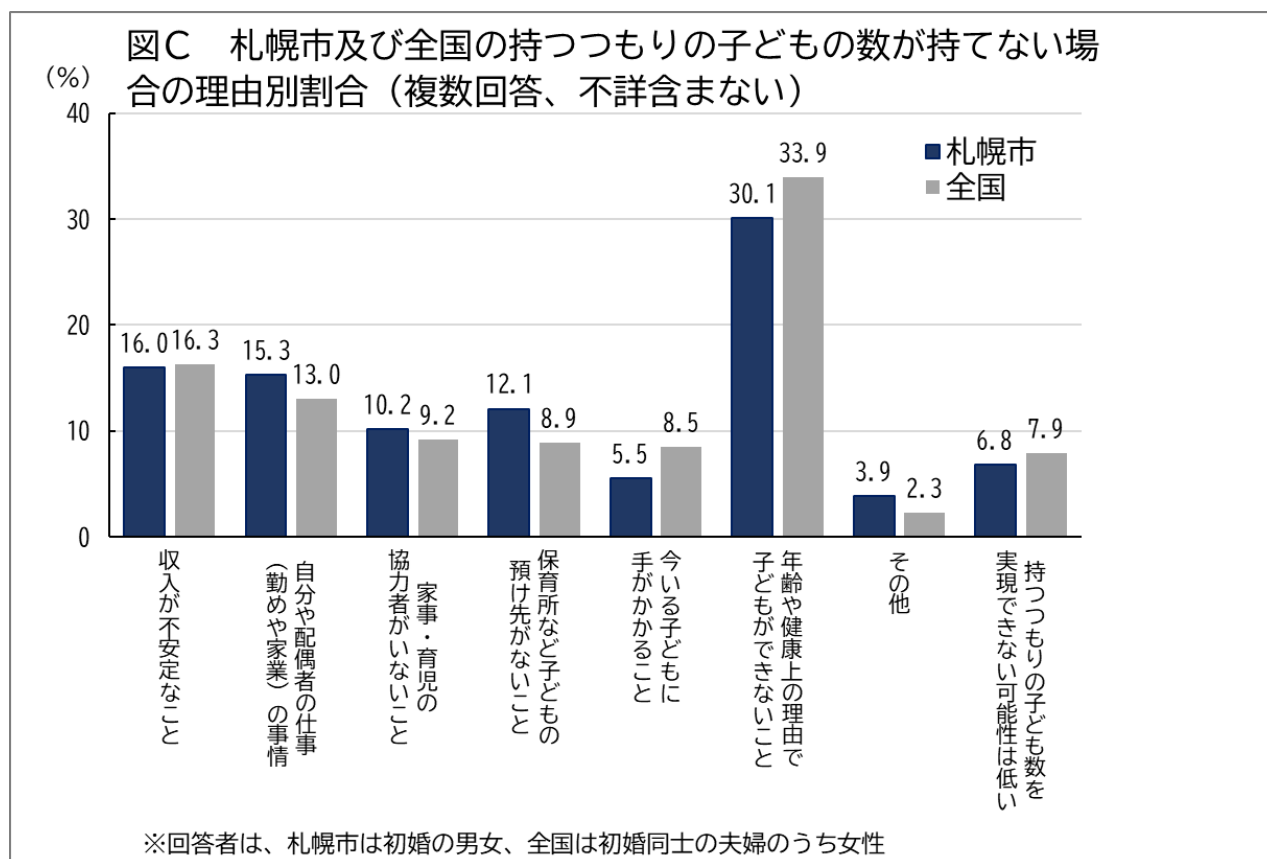
出典：総務省「国勢調査」、札幌市作成

◆ 札幌市・北海道・全国・東京都の合計特殊出生率



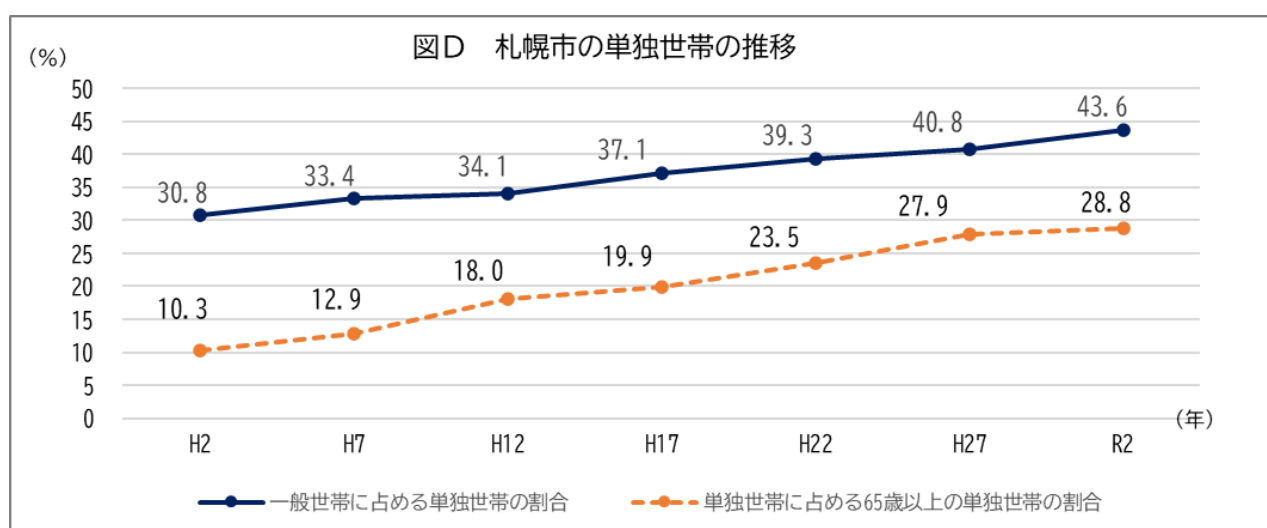
出典：厚生労働省「人口動態統計」

◆ 札幌市及び全国の持つつもりの子どもの数が持てない場合の理由別割合（複数回答、不詳含まない）



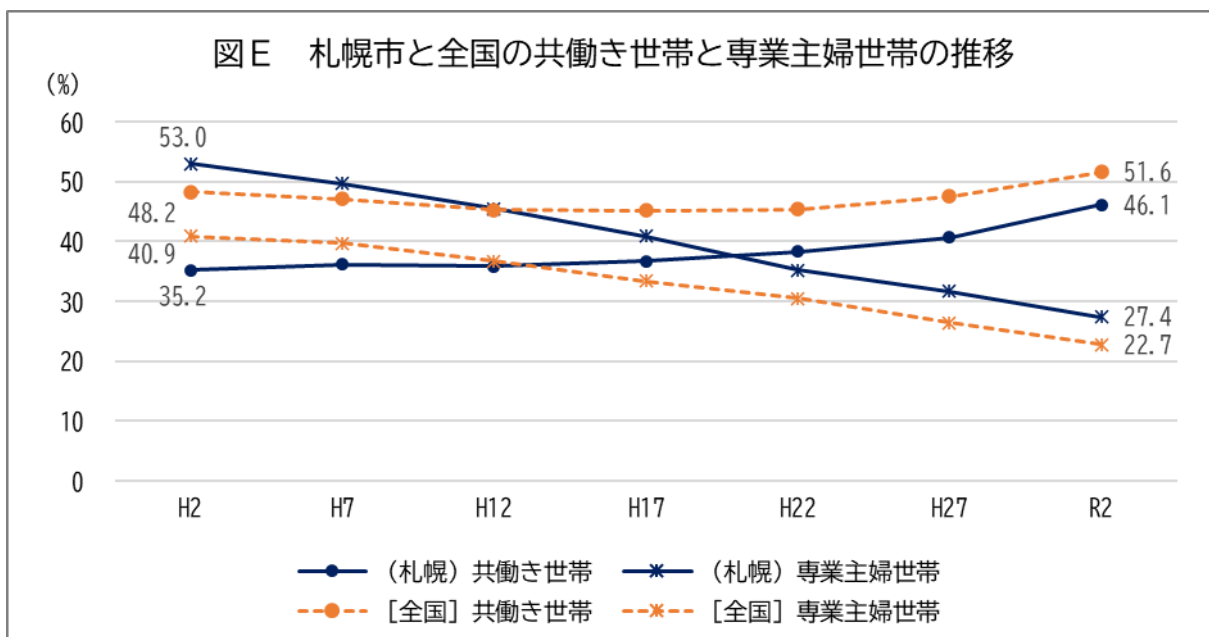
出典 札幌市：札幌市まちづくり政策局「2018次期未来創生プラン策定のための調査・分析」
 全国：厚生労働省「2021出生動向基本調査」

◆ 札幌市の単独世帯の推移



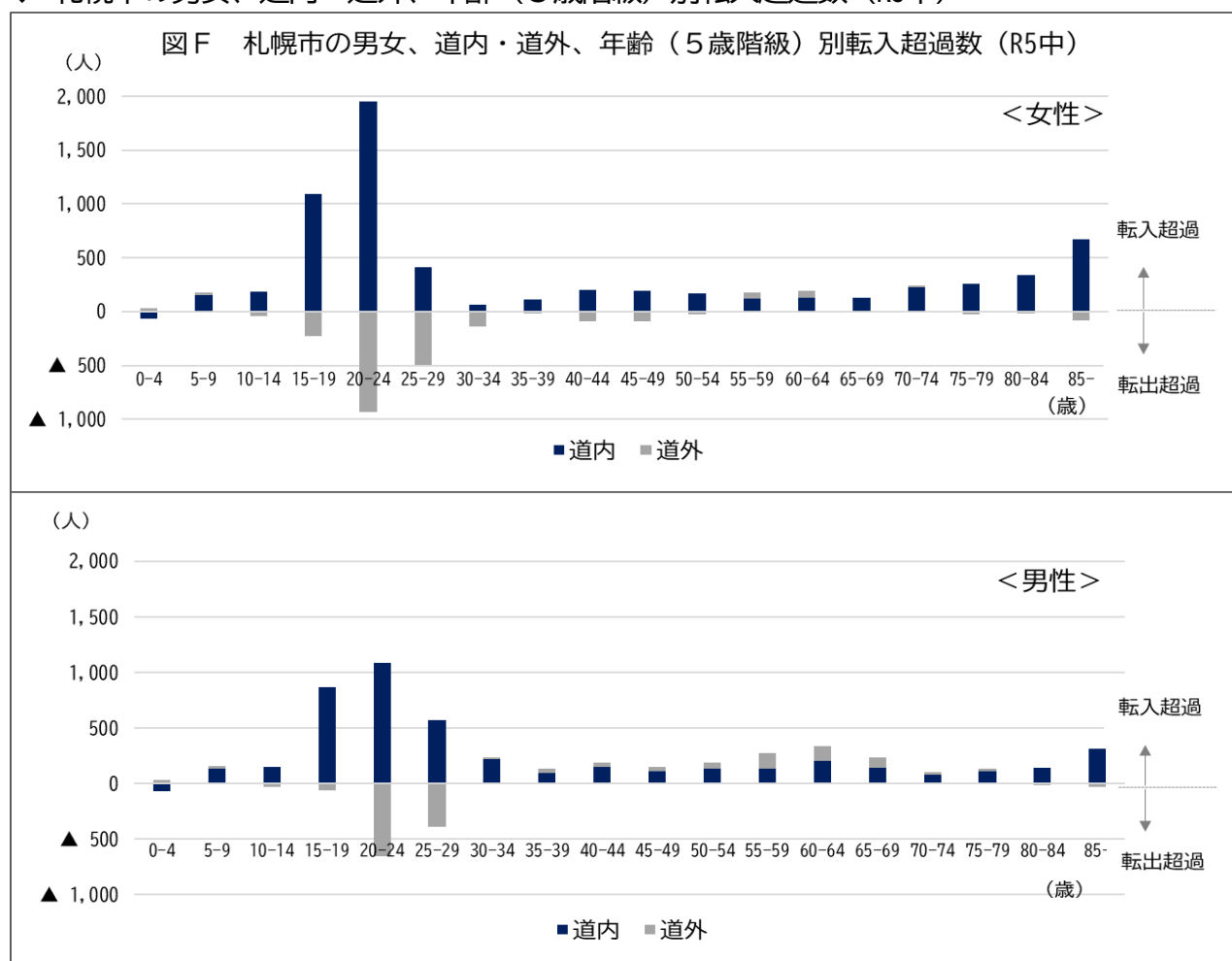
出典：総務省「国勢調査」

◆ 札幌市と全国の共働き世帯と専業主婦世帯の推移



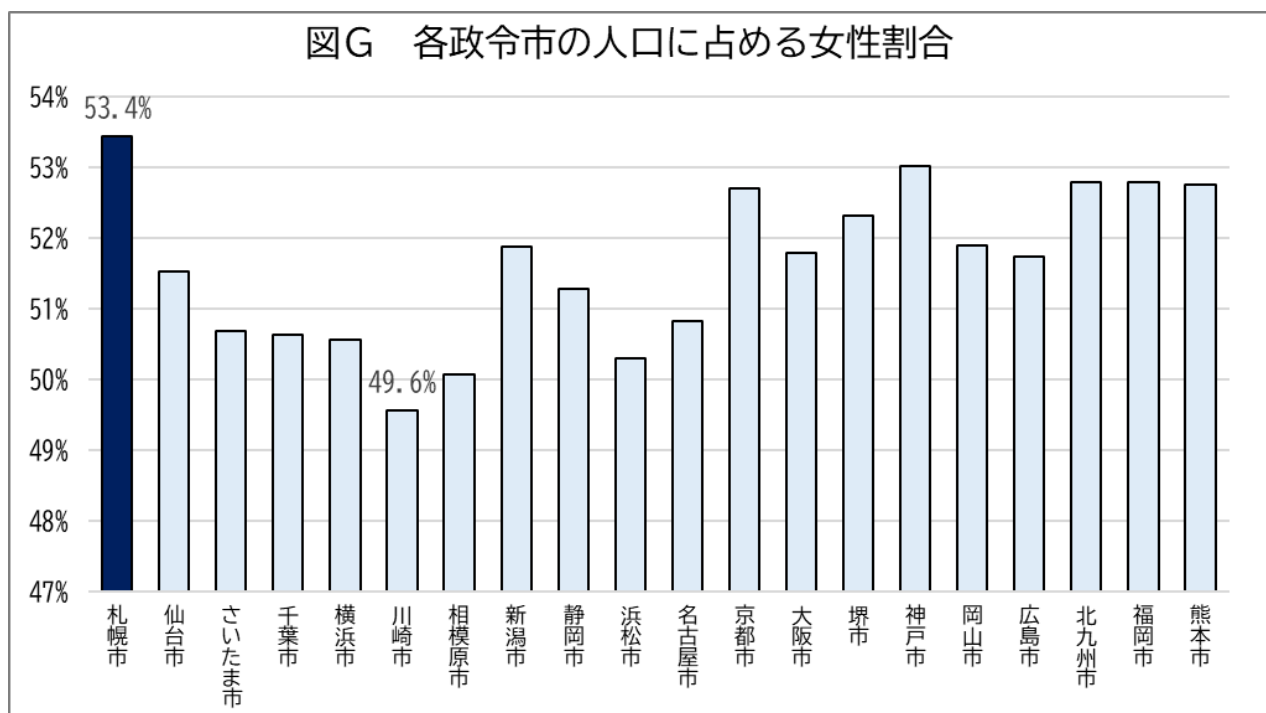
出典：総務省「国勢調査」

◆ 札幌市の男女、道内・道外、年齢（5歳階級）別転入超過数（R5中）



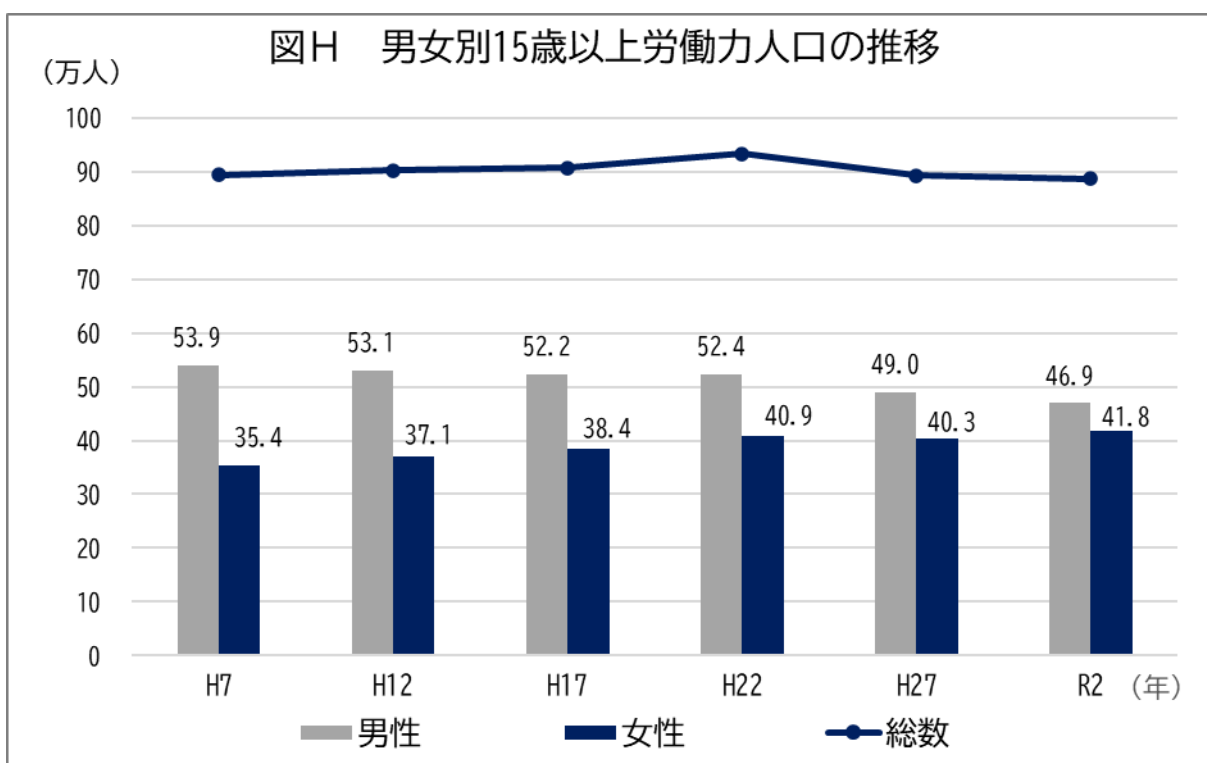
出典：住民基本台帳より札幌市作成。日本人のみの数値

◆ 各政令市の人口に占める女性割合



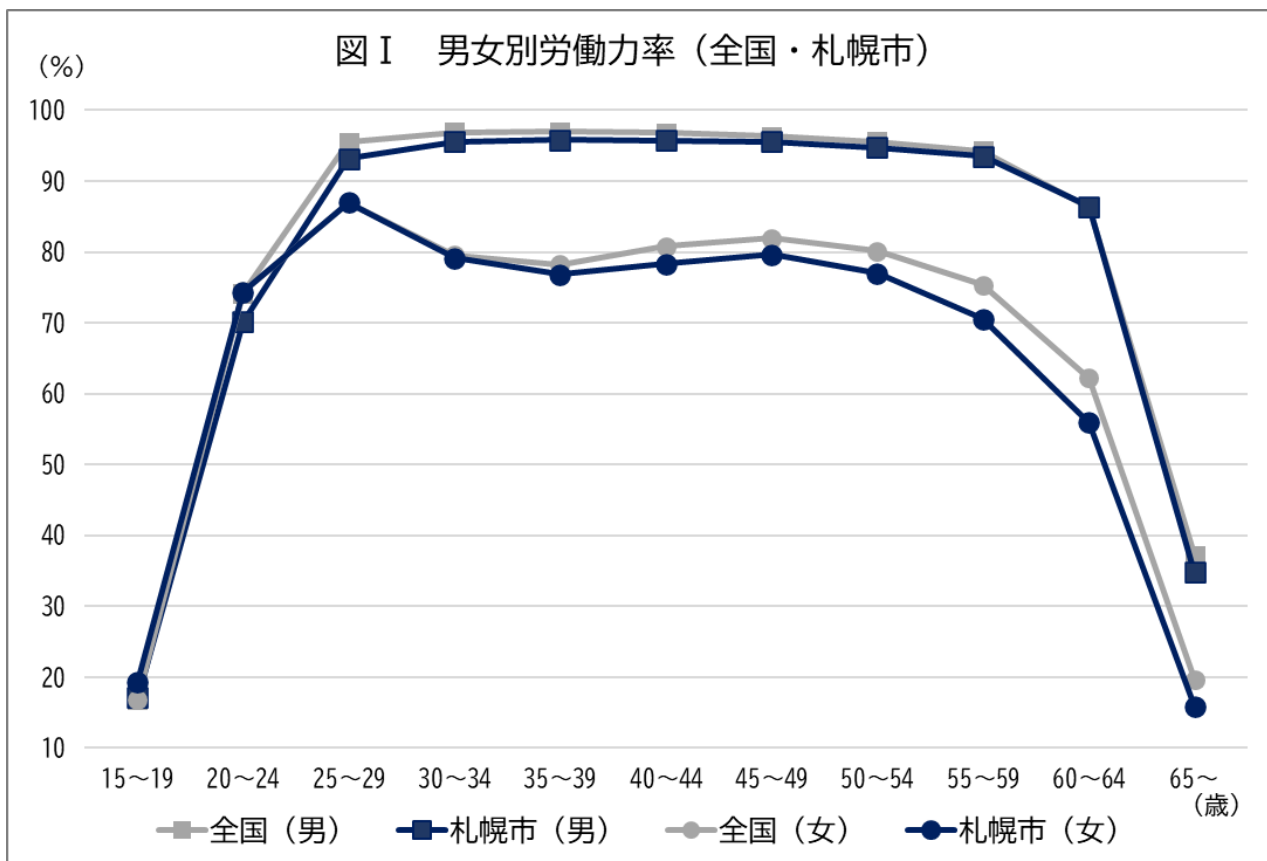
出典：総務省「R2国勢調査」

◆ 男女別15歳以上労働力人口の推移



出典：総務省「国勢調査」

◆ 男女別労働力率（全国・札幌市）

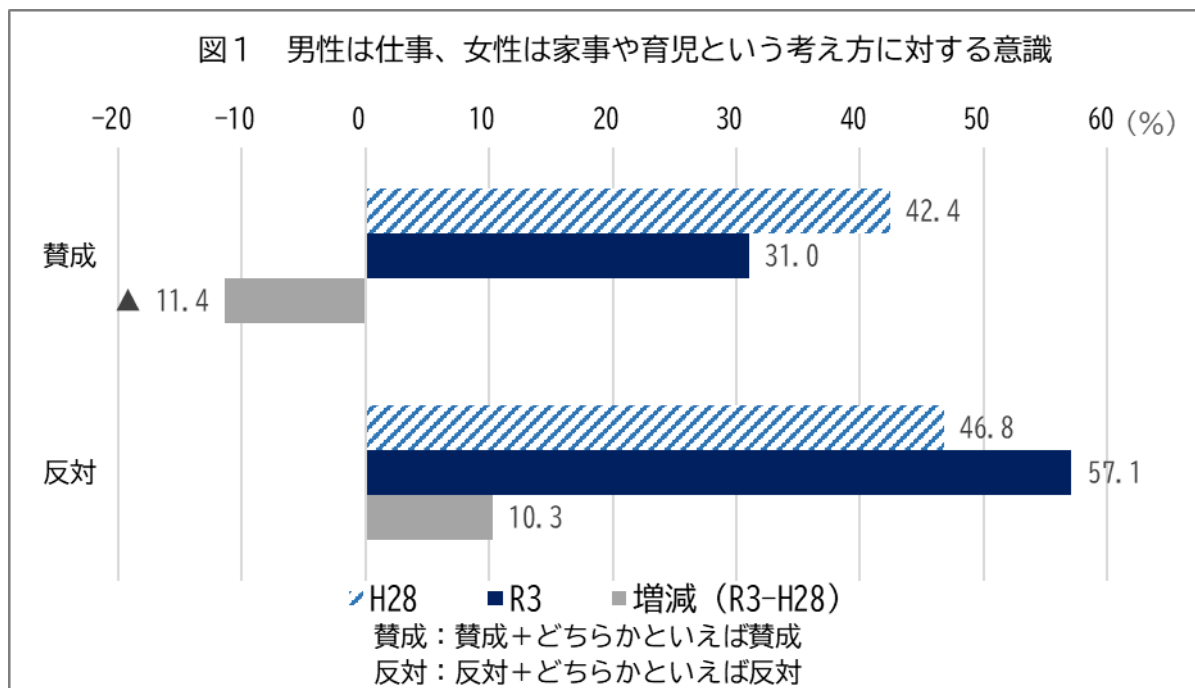


出典：総務省「R2国勢調査（不詳補完値）」

【男女共同参画の推進に関する指標の現状】

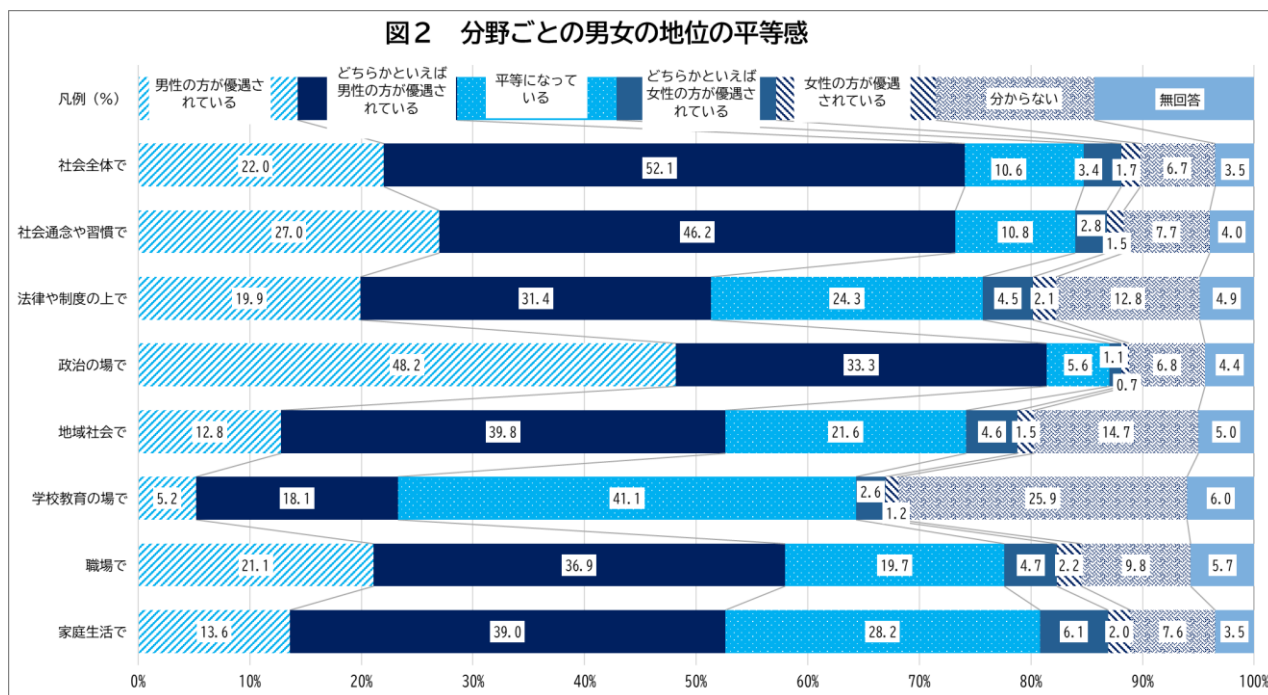
<基本目標Ⅰ> 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成

(1) 男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に対する意識



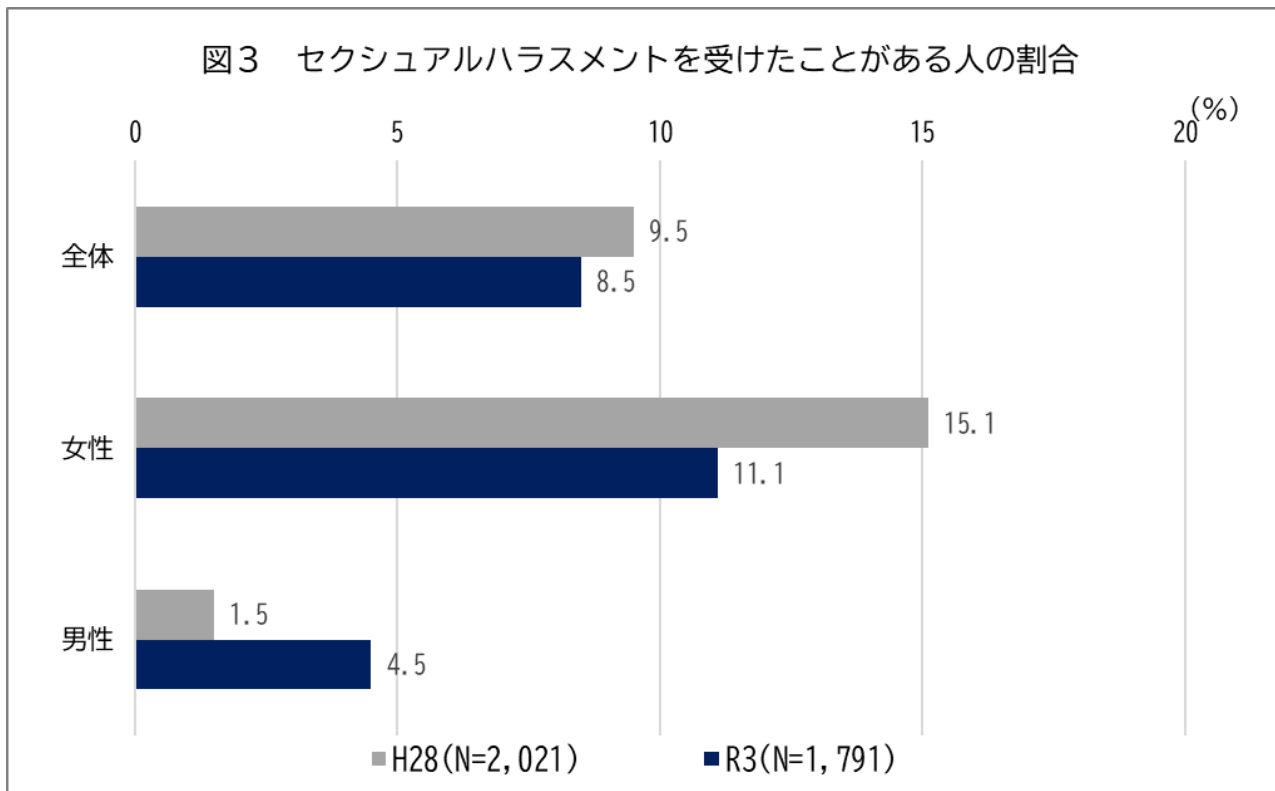
出典：R3市調査

(2) 分野ごとの男女の地位の平等感



出典：R3市調査

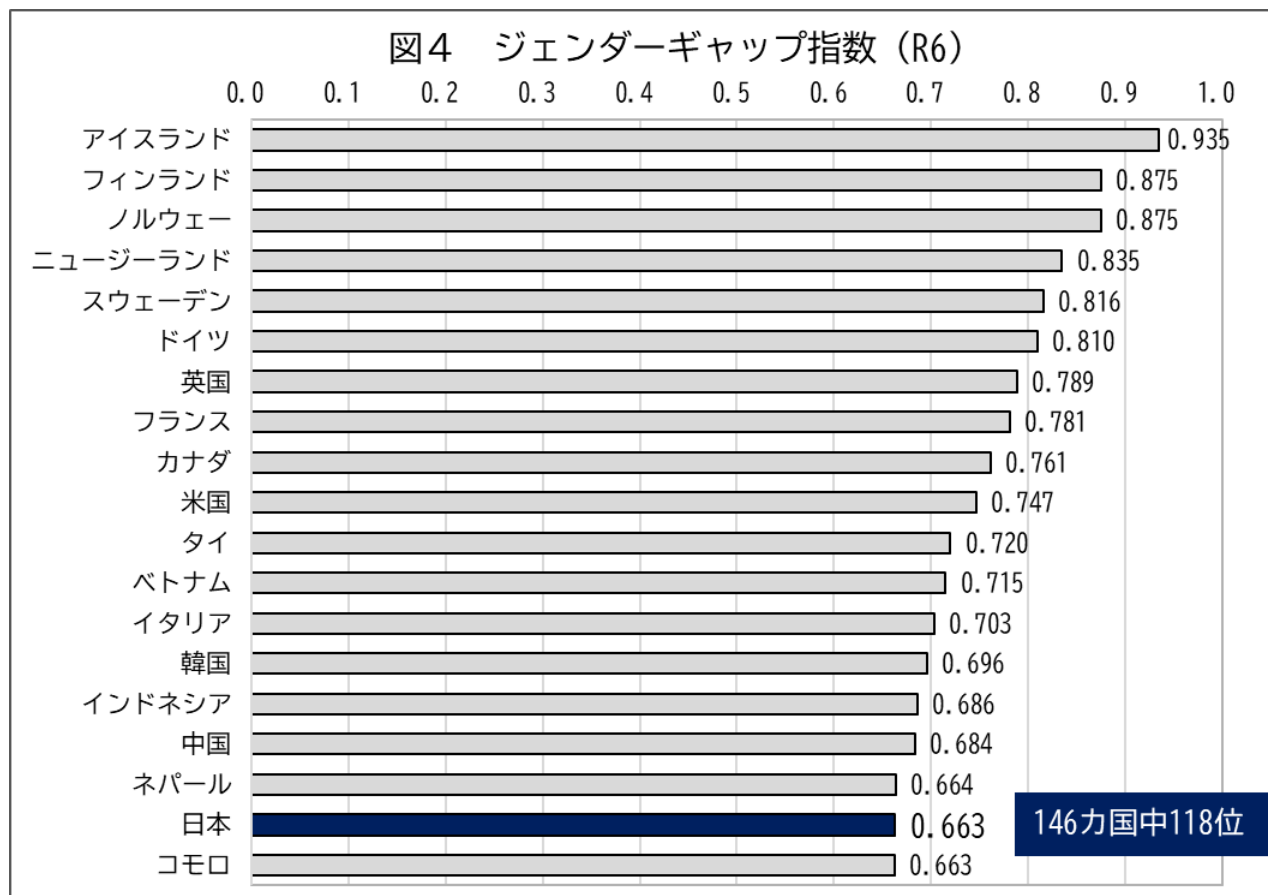
(3) セクシュアルハラスメントを受けたことがある人の割合



出典：R3市調査

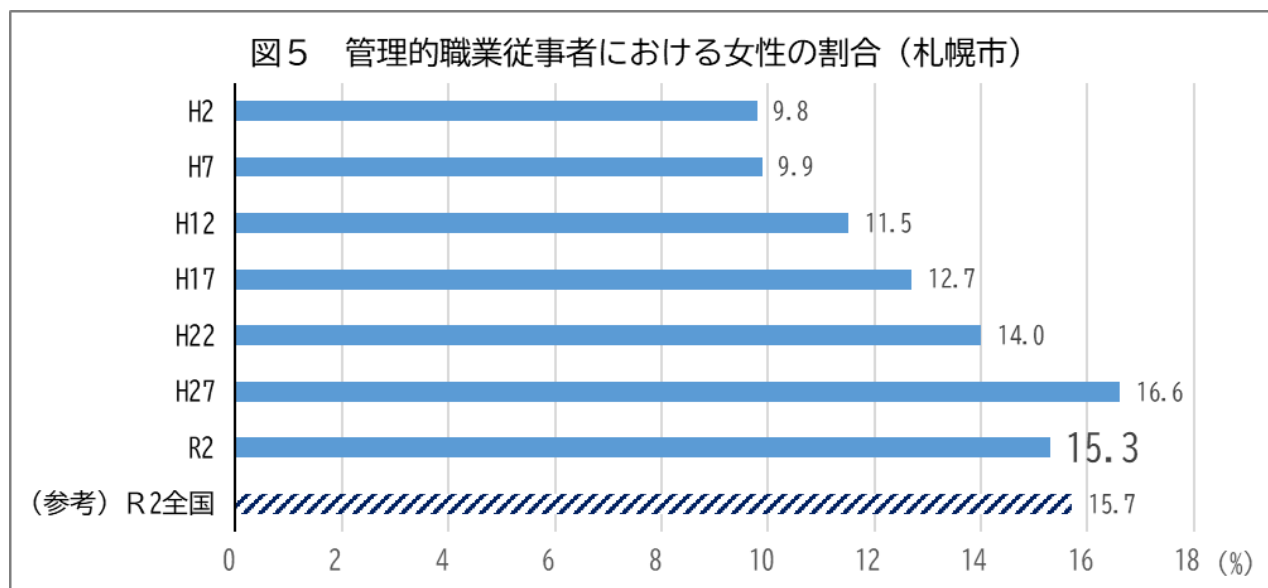
<基本目標Ⅱ> あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

(4) ジェンダーギャップ指数 (R6)



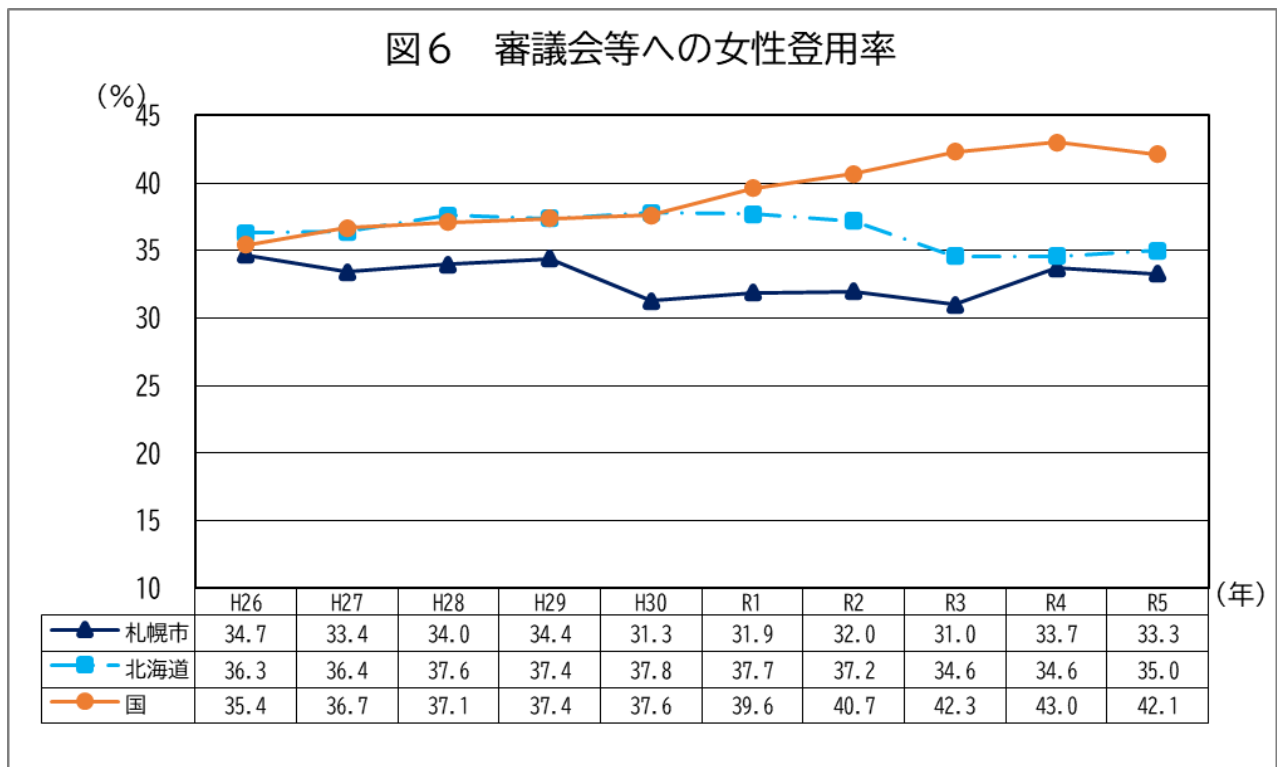
出典：Global Gender Gap Report 2024

(5) 管理的職業従事者における女性の割合 (札幌市)



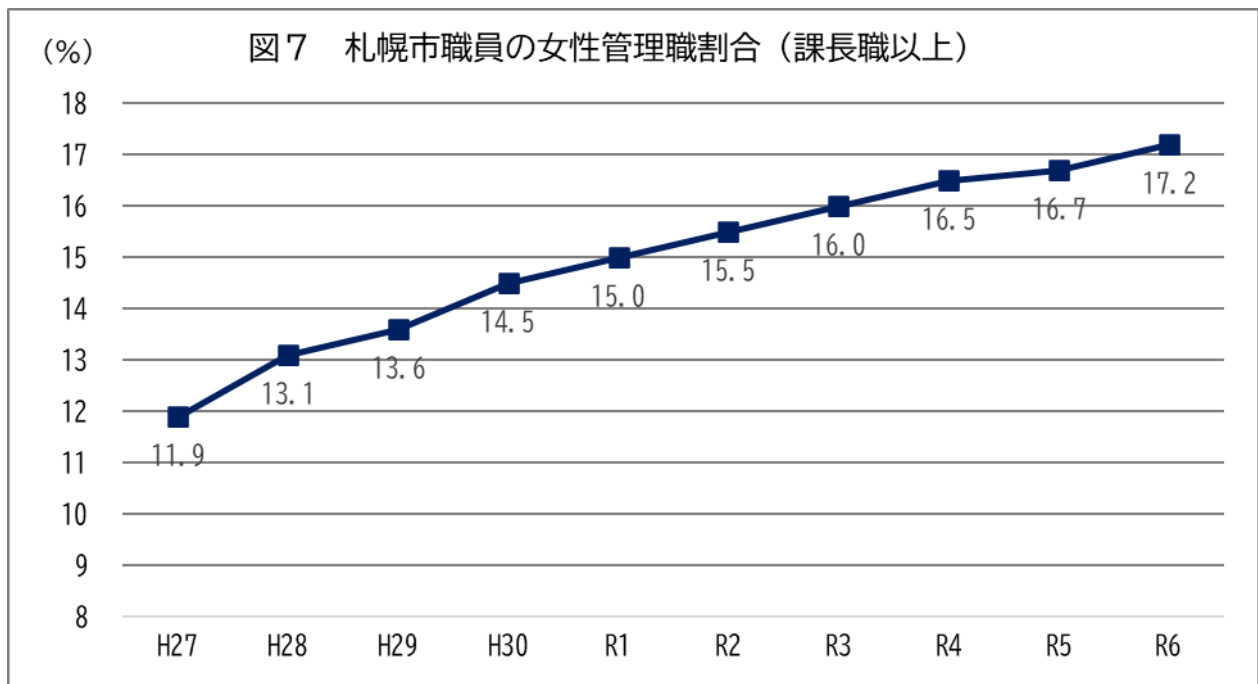
出典：総務省「R2国勢調査」

(6) 審議会等への女性登用率



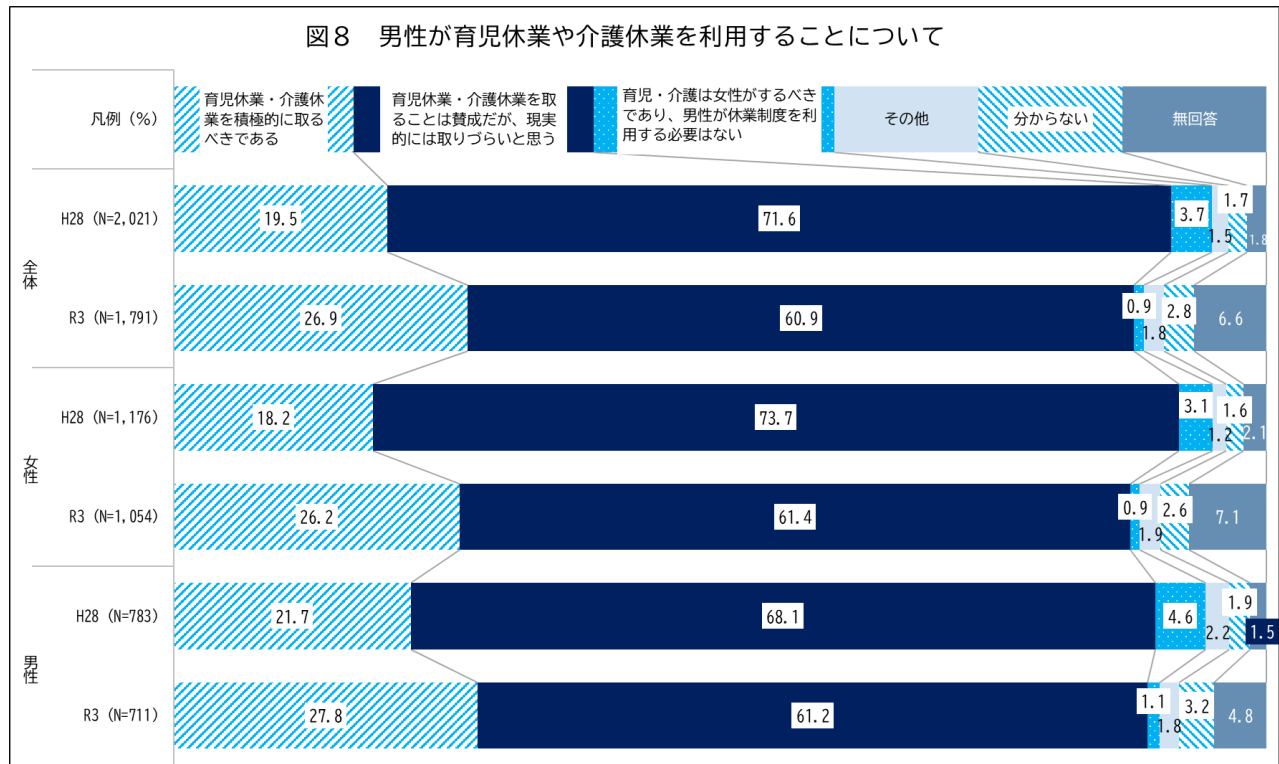
出典：札幌市：札幌市市民文化局資料、北海道：北海道資料より作成、国：内閣府資料より作成

(7) 札幌市職員の女性管理職割合（課長職以上）



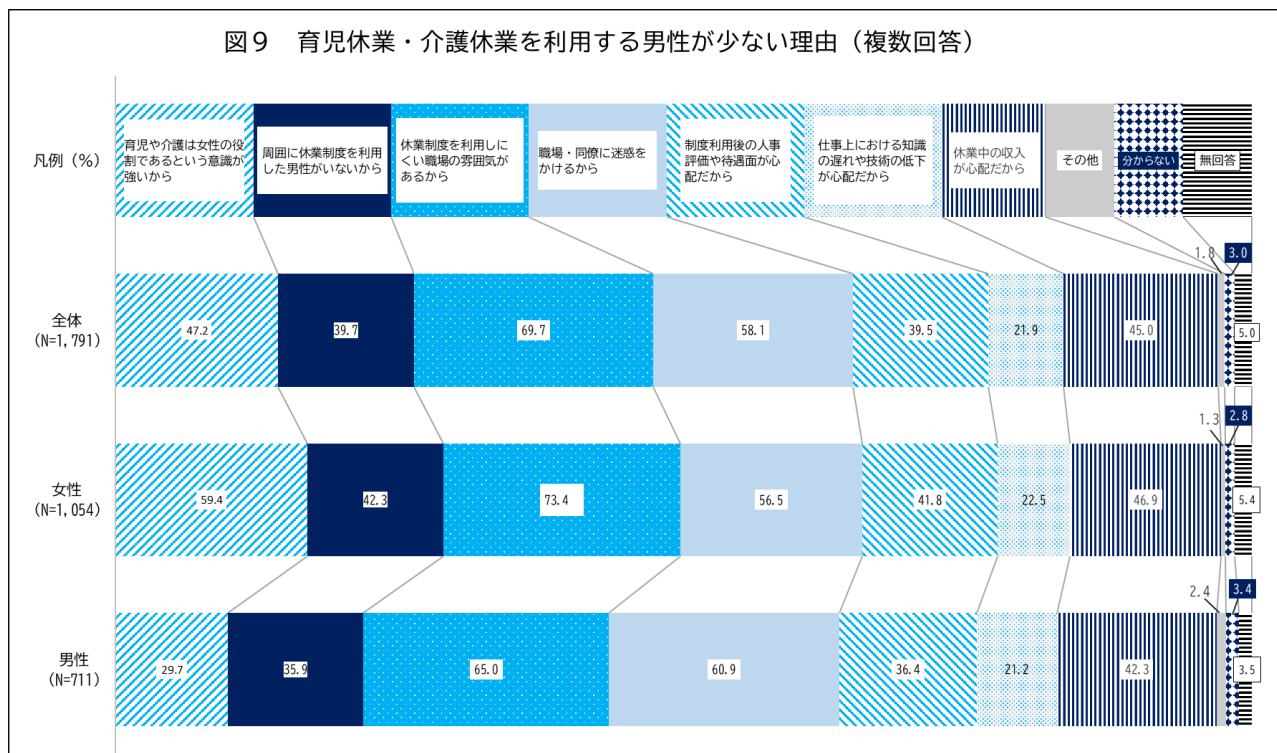
出典：札幌市総務局資料

(8) 男性が育児休業や介護休業を利用することについて



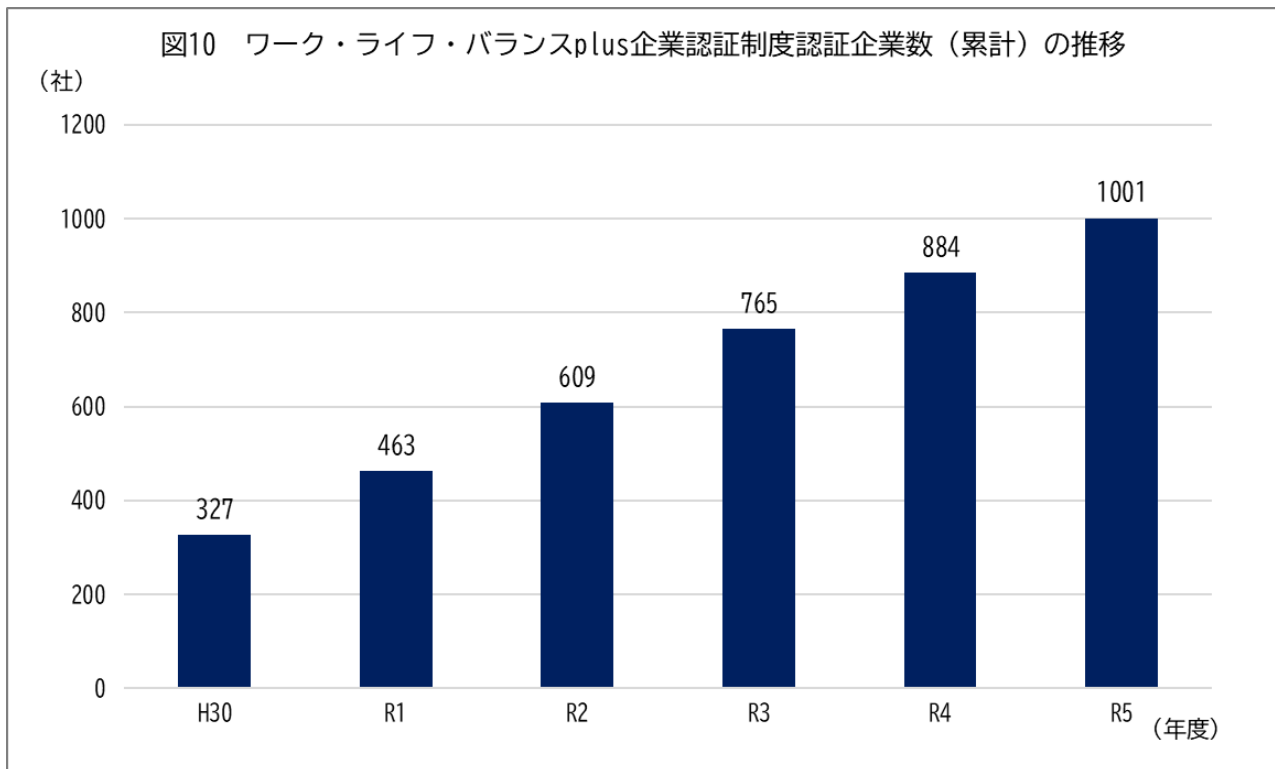
出典：R3市調査

(9) 育児休業・介護休業を利用する男性が少ない理由（複数回答）



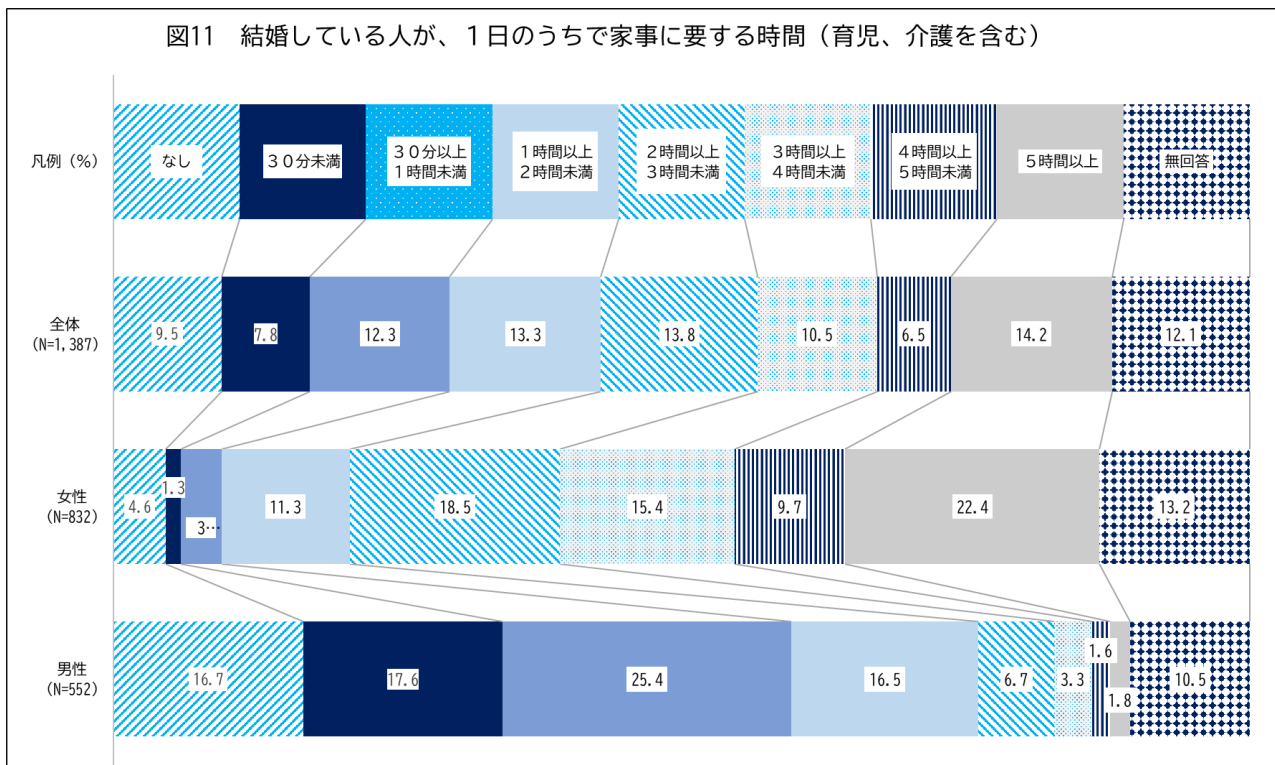
出典：R3市調査

(10) ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度認証企業数（累計）の推移



出典：札幌市市民文化局資料

(11) 結婚している人が、1日のうちで家事に要する時間（育児、介護を含む）



出典：R3市調査

(12) 民間企業における育児休業取得率（全国・北海道）

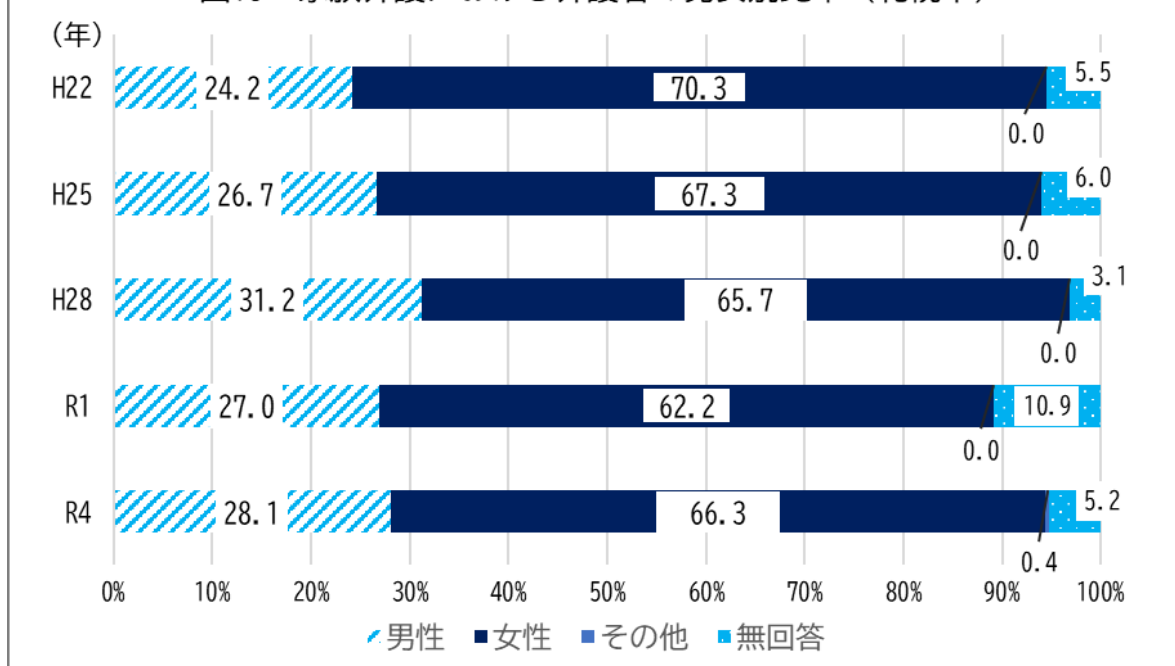
図12 民間企業における育児休業取得率（全国・北海道）

	全国		北海道	
	女	男	女	男
H28	81.8%	3.16%	82.5%	2.5%
H29	83.2%	5.14%	81.5%	2.2%
H30	82.2%	6.16%	91.3%	3.5%
R 1	83.0%	7.48%	92.1%	4.5%
R2	81.6%	12.65%	91.6%	5.9%
R3	85.1%	13.97%	88.2%	10.2%
R4	80.2%	17.13%	83.0%	19.2%
R5	84.1%	30.10%	83.5%	29.4%

出典：全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」、北海道：北海道「就業環境実態調査」

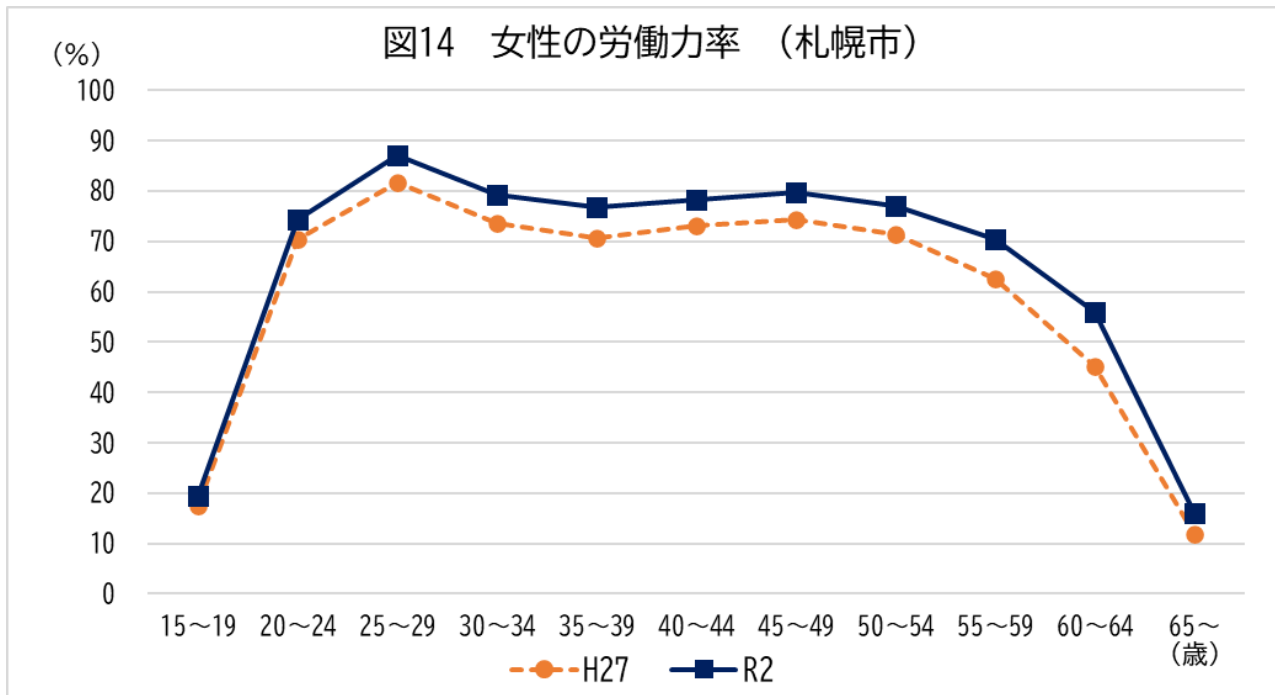
(13) 家族介護における介護者の男女別比率（札幌市）

図13 家族介護における介護者の男女別比率（札幌市）



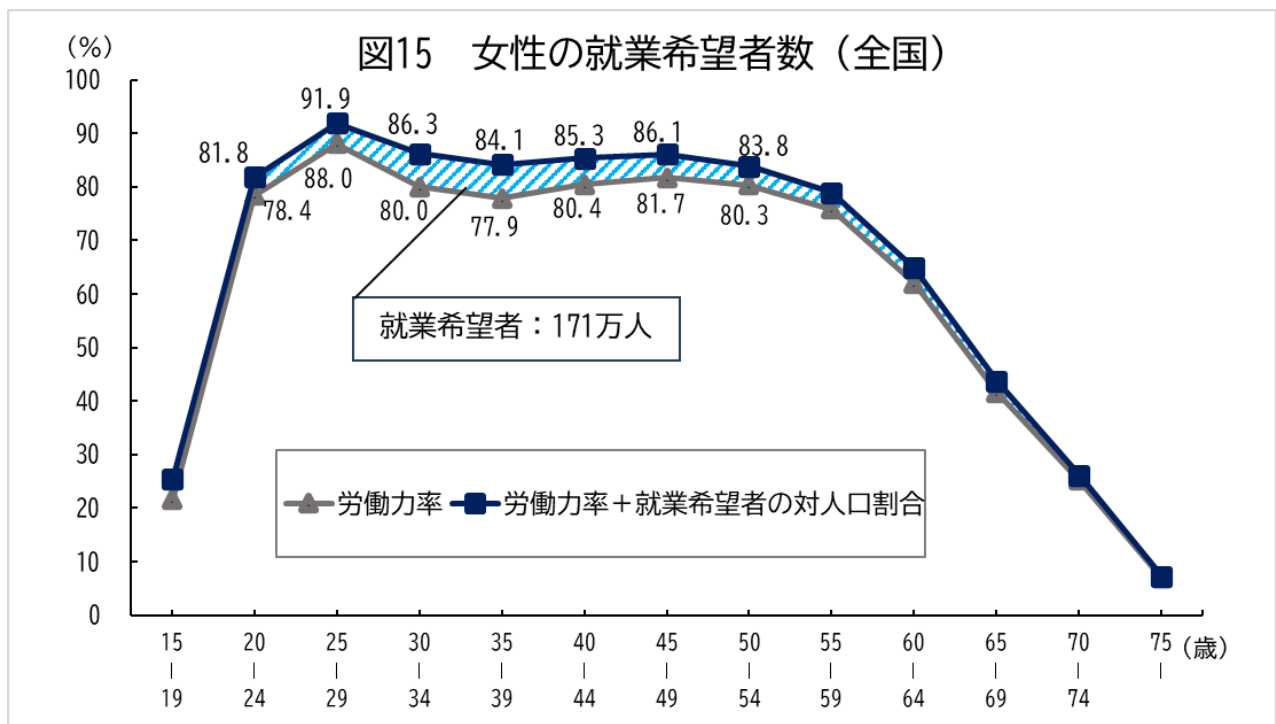
出典：札幌市保健福祉局「要介護（支援）認定者意向調査」

(14) 女性の労働力率（札幌市）



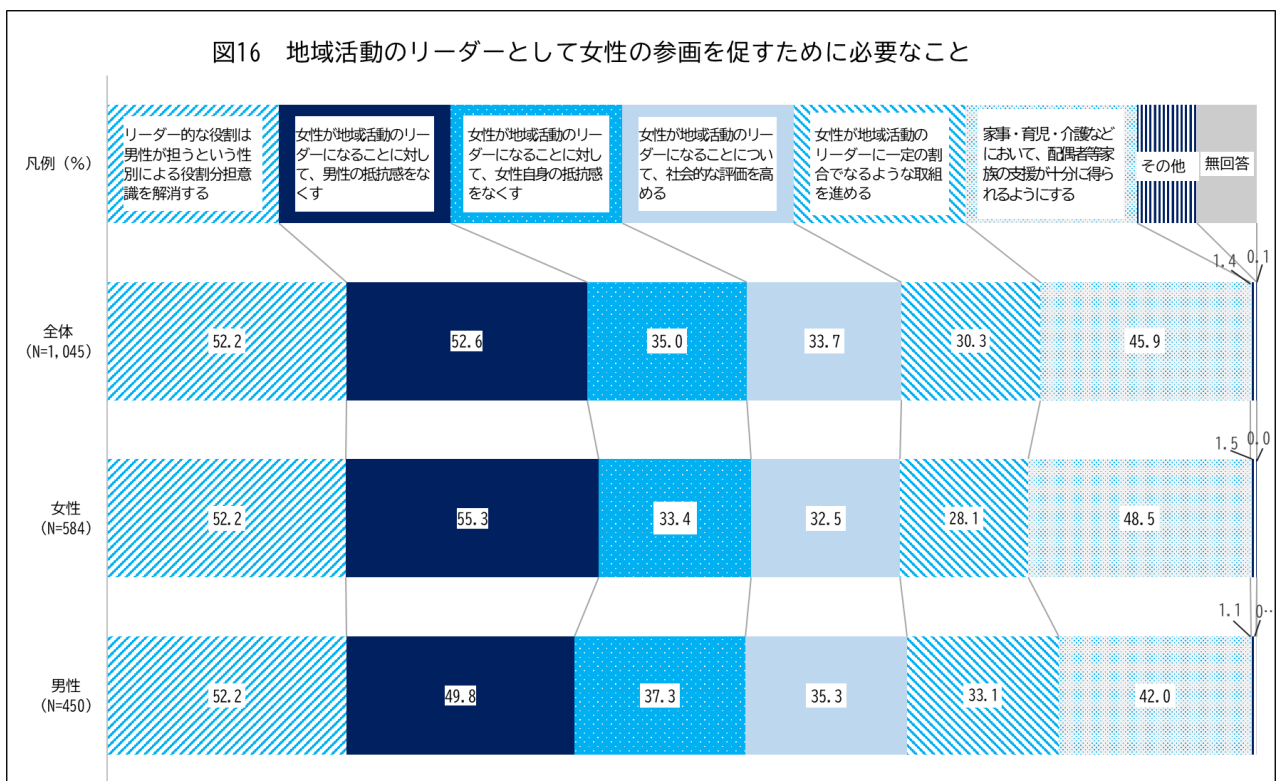
出典：総務省「国勢調査（不詳補完値）」

(15) 女性の就業希望者数（全国）



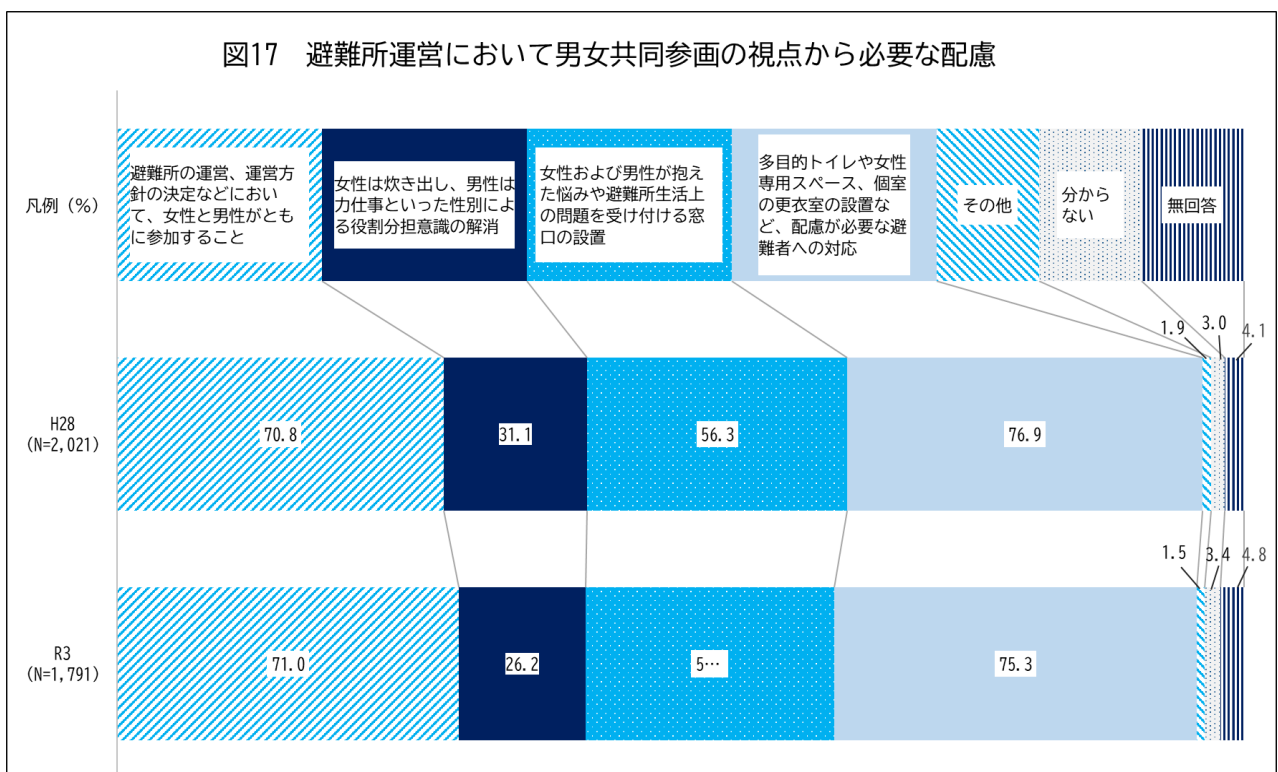
出典：総務省「R2国勢調査」

(16) 地域活動のリーダーとして女性の参画を促すために必要なこと



出典：R3市調査

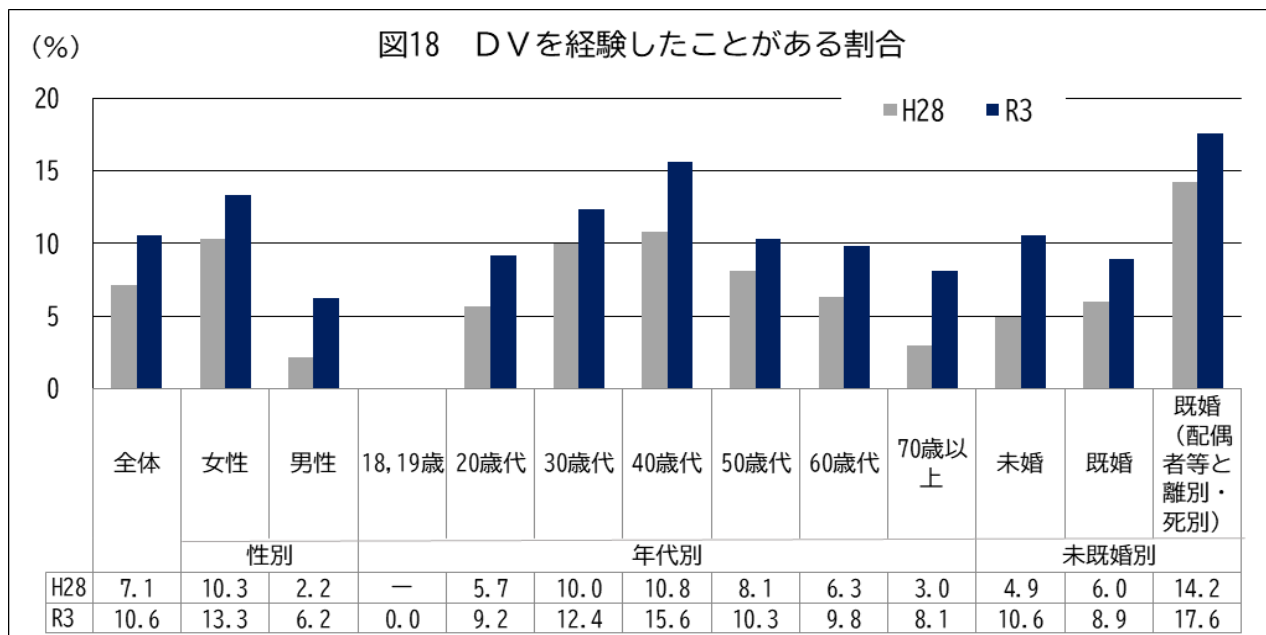
(17) 避難所運営において男女共同参画の視点から必要な配慮



出典：R3市調査

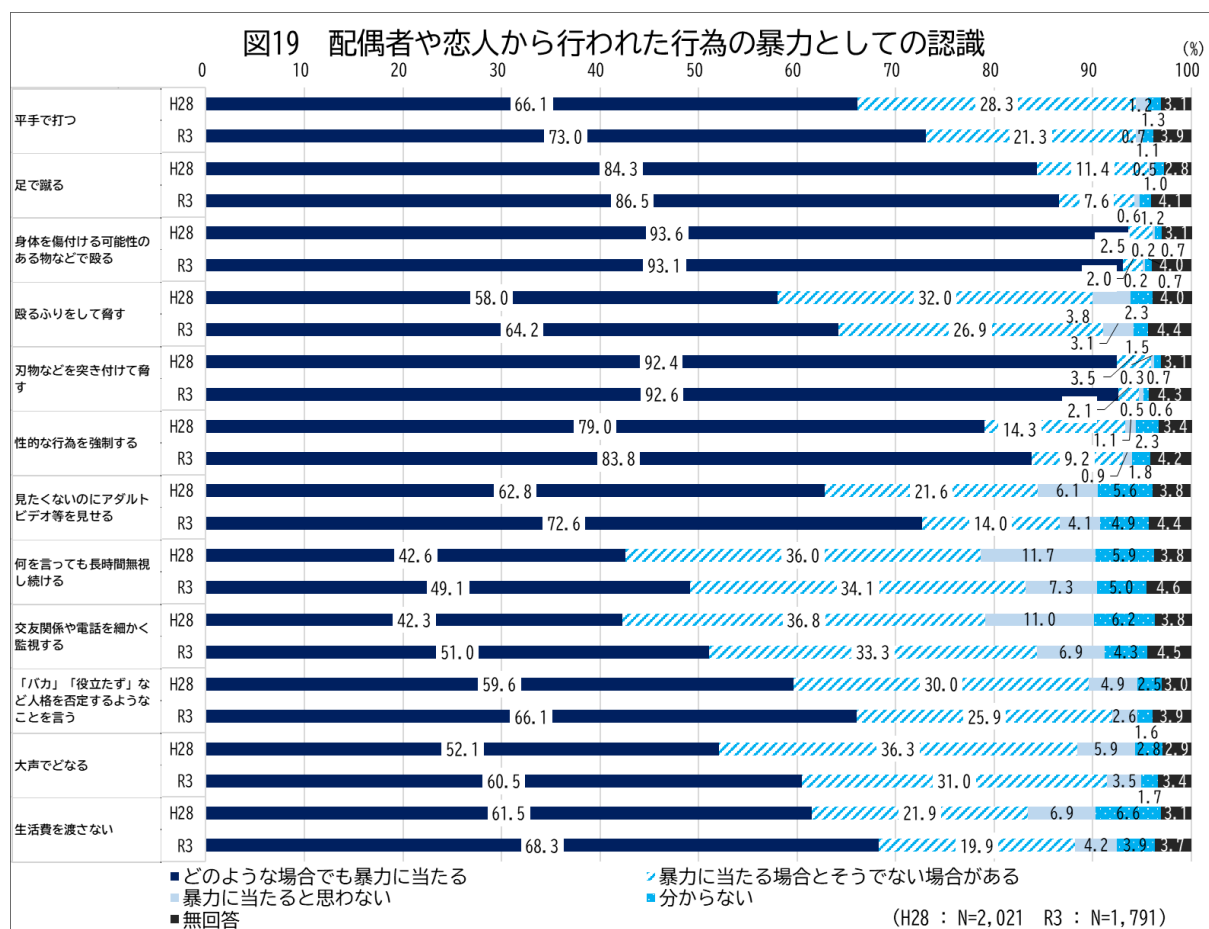
<基本目標Ⅲ> 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現

(18) DVを経験したことがある割合



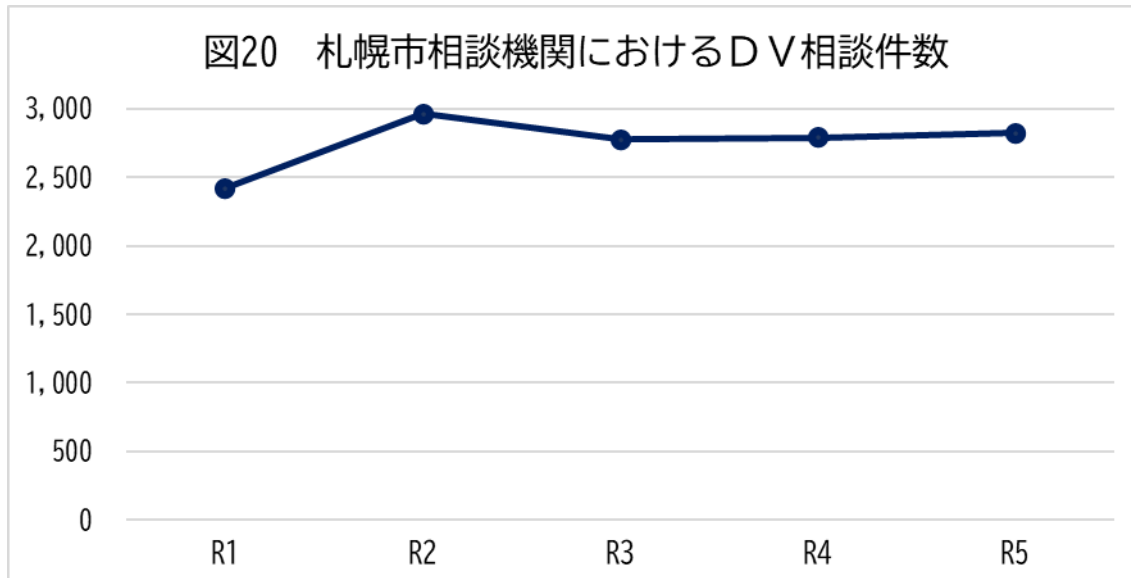
出典：R3市調査

(19) 配偶者や恋人から行われた行為の暴力としての認識



出典：R3市調査

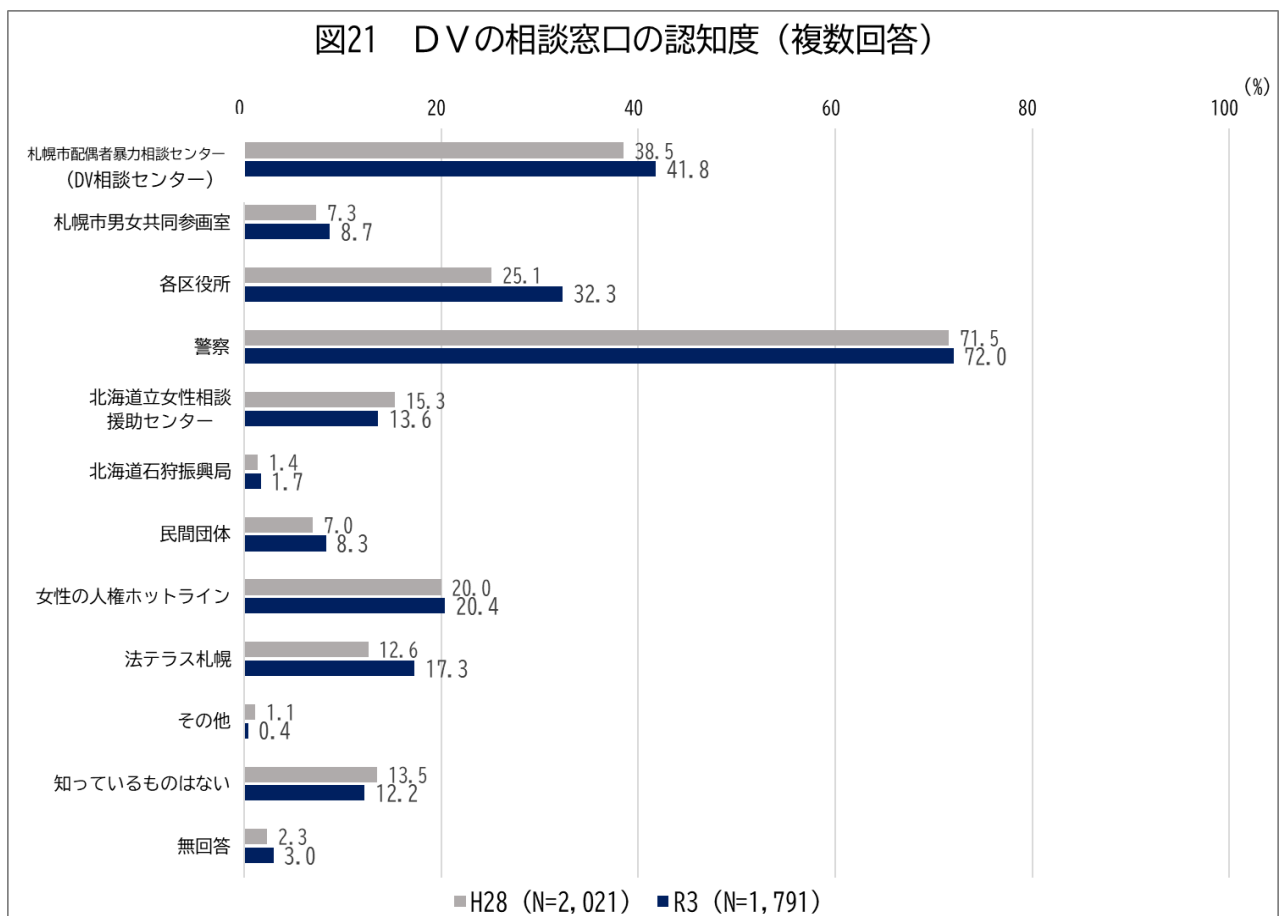
(20) 札幌市相談機関におけるDV相談件数



出典：札幌市市民文化局資料

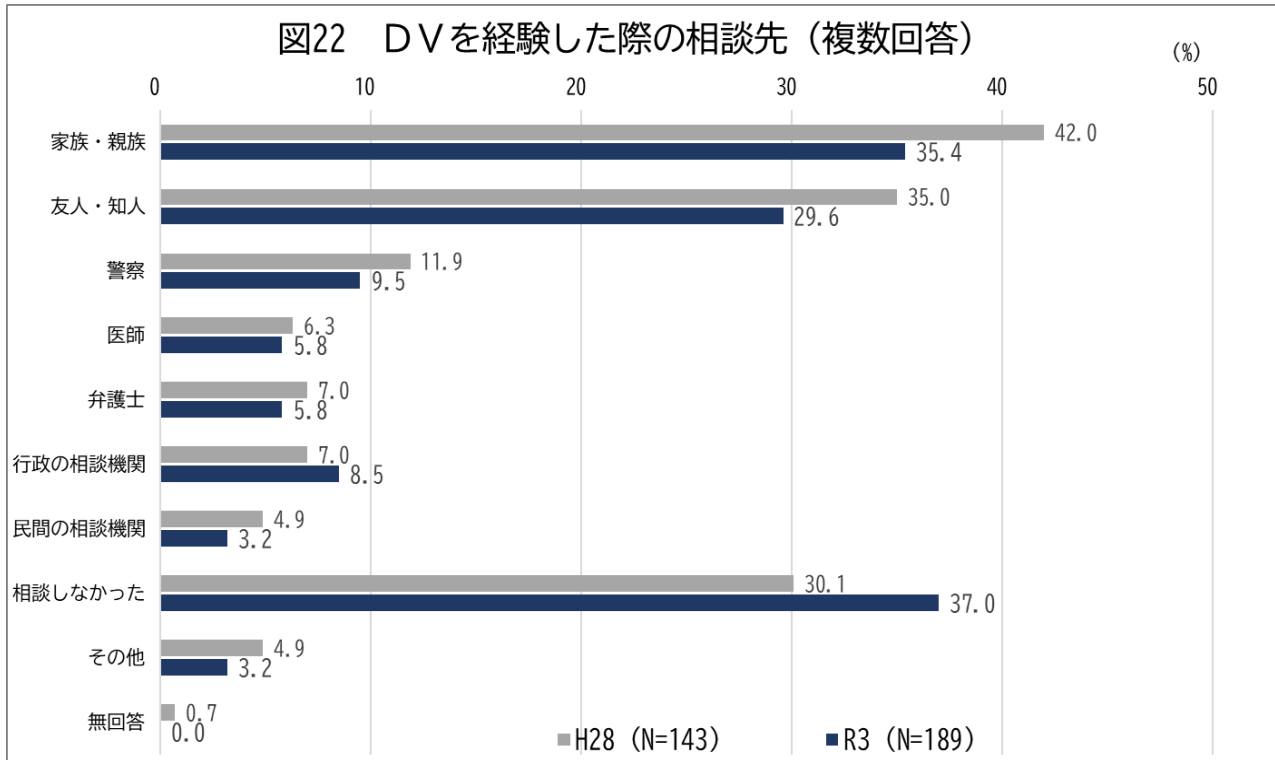
※札幌市相談機関（配偶者暴力相談センター、各区母子・婦人相談員、男女共同参画室）

(21) DVの相談窓口の認知度（複数回答）

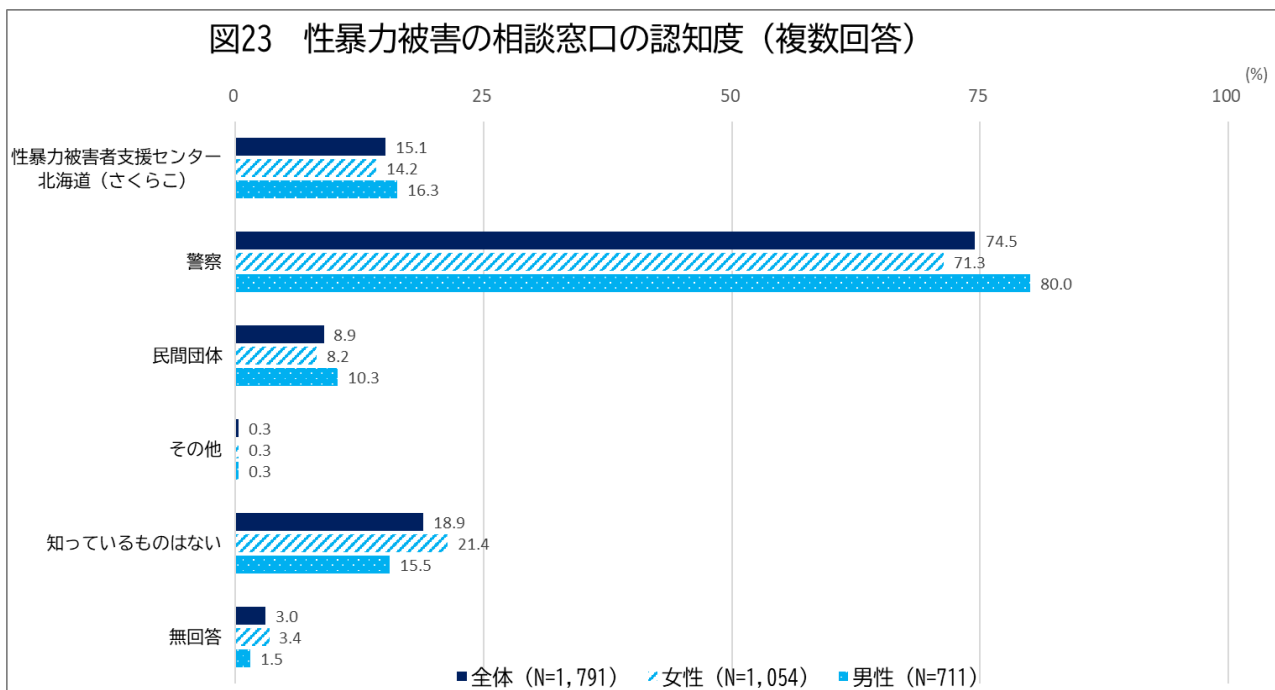


出典：R3市調査

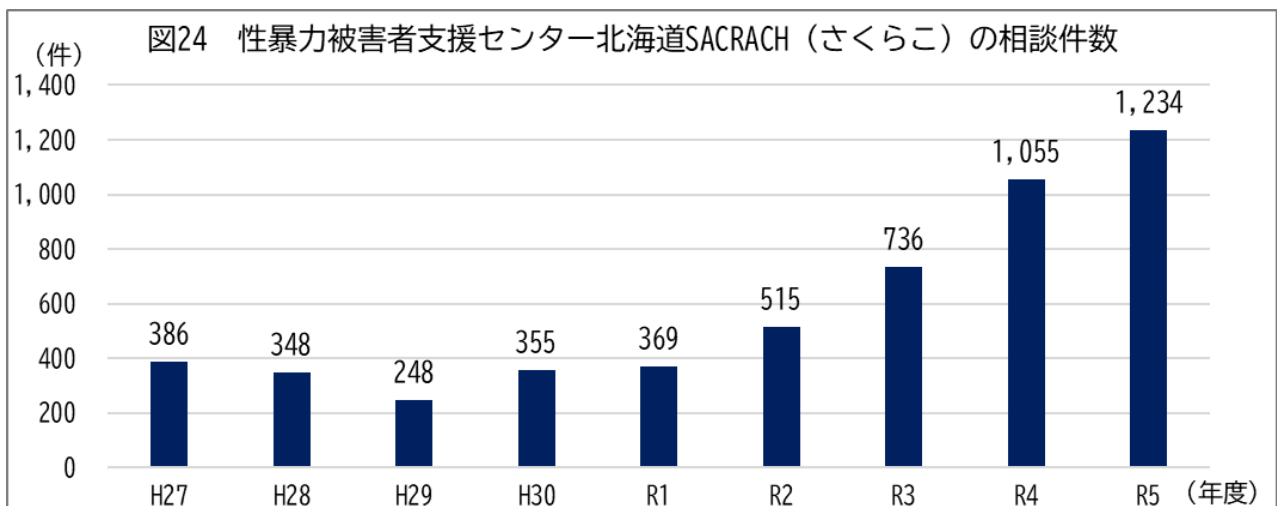
(22) DVを経験した際の相談先（複数回答）



(23) 性暴力被害の相談窓口の認知度（複数回答）

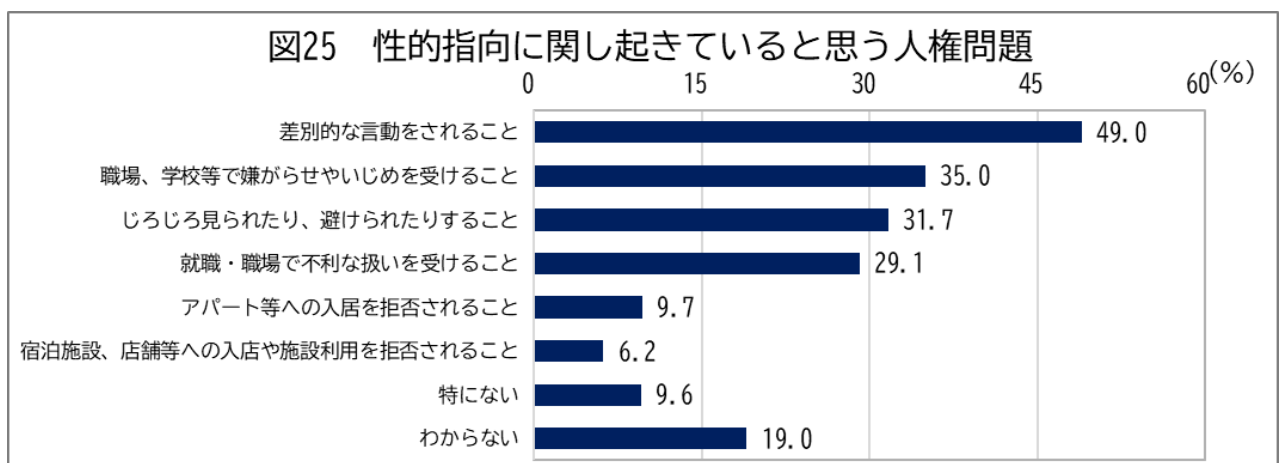


(24) 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH（さくらこ）の相談件数



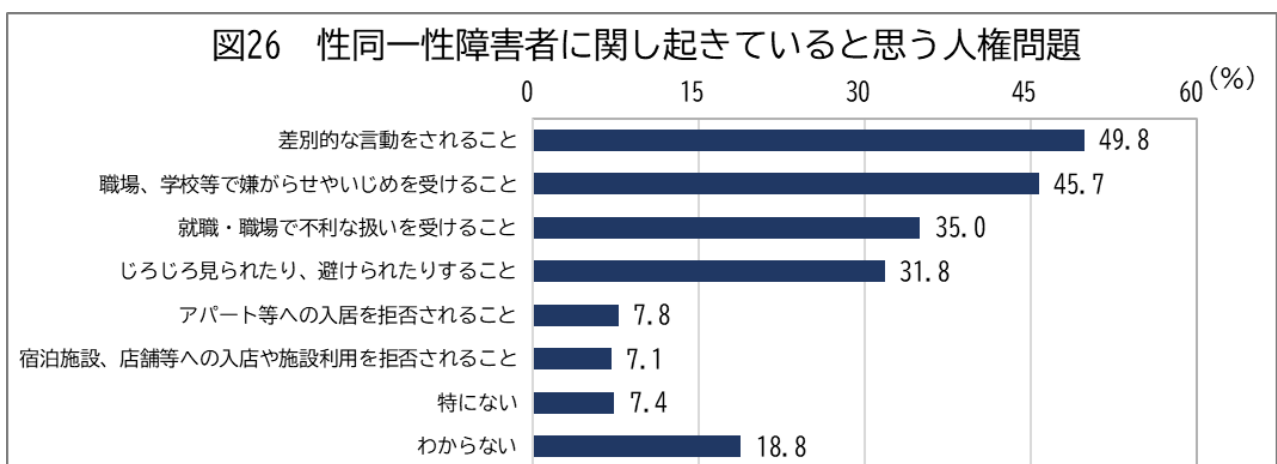
出典：札幌市市民文化局資料

(25) 性的指向に関し起きていると思う人権問題



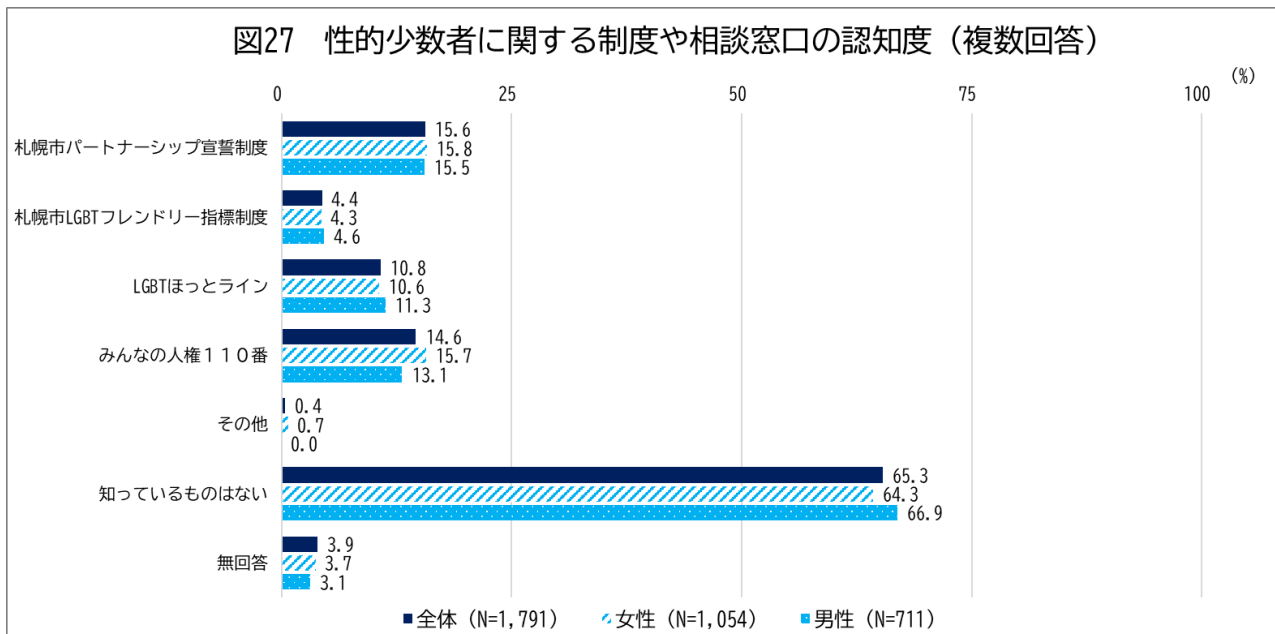
出典：内閣府「H29人権擁護に関する世論調査」

(26) 性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題



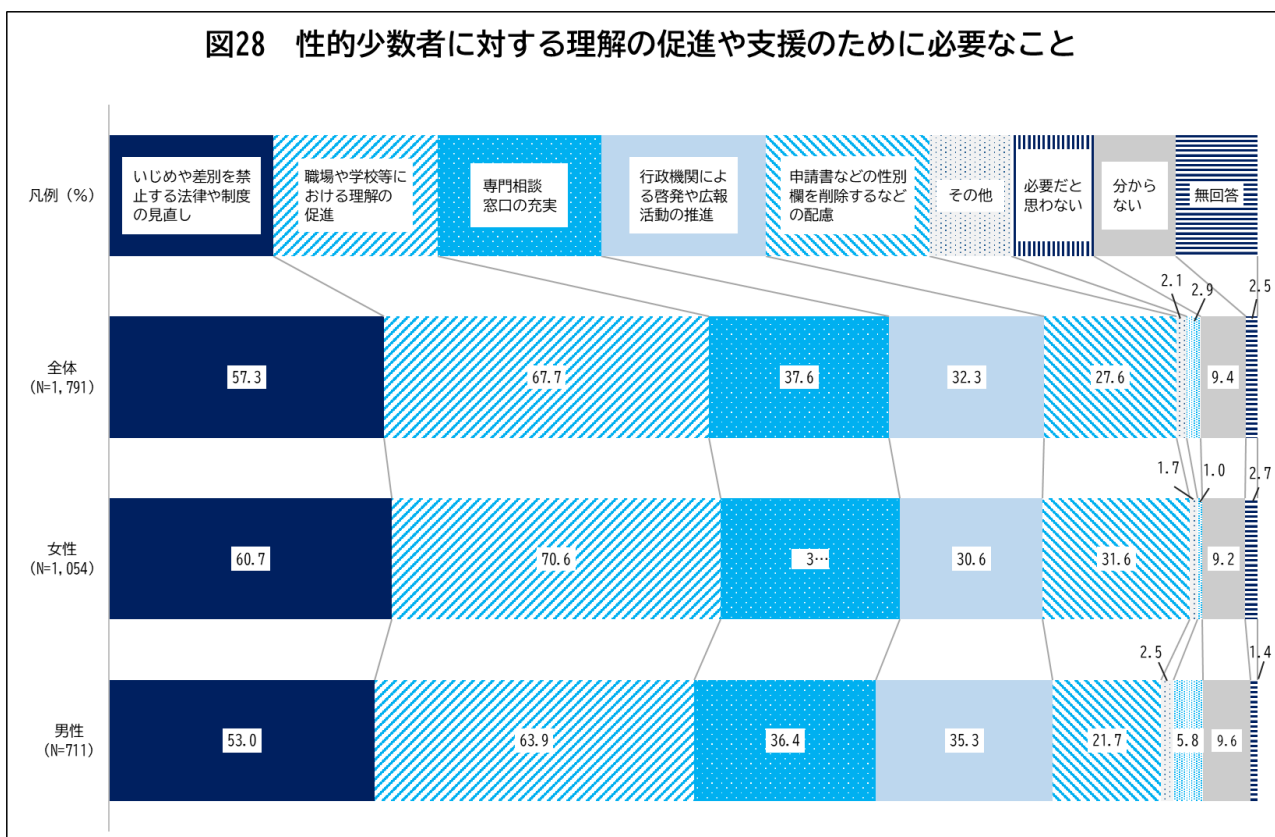
出典：内閣府「H29人権擁護に関する世論調査」

(27) 性的少数者に関する制度や相談窓口の認知度（複数回答）



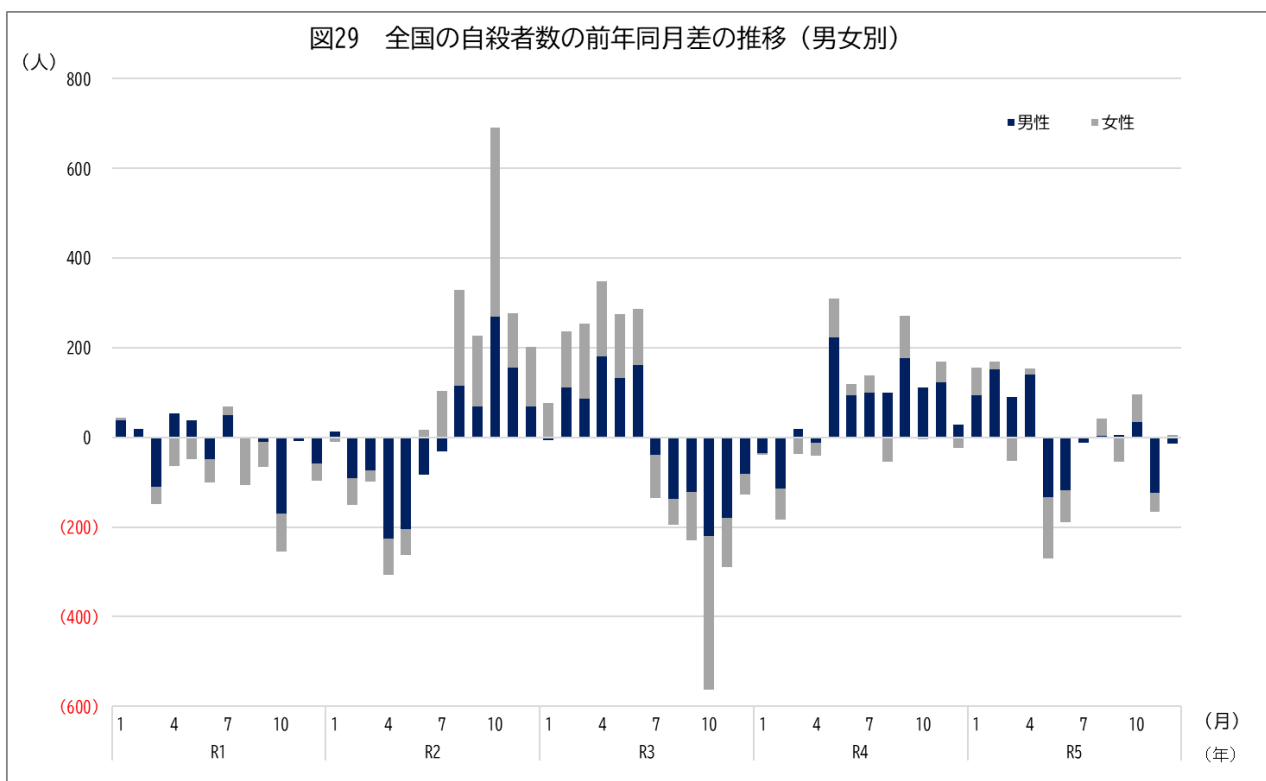
出典：R3市調査

(28) 性的少数者に対する理解の促進や支援のために必要なこと



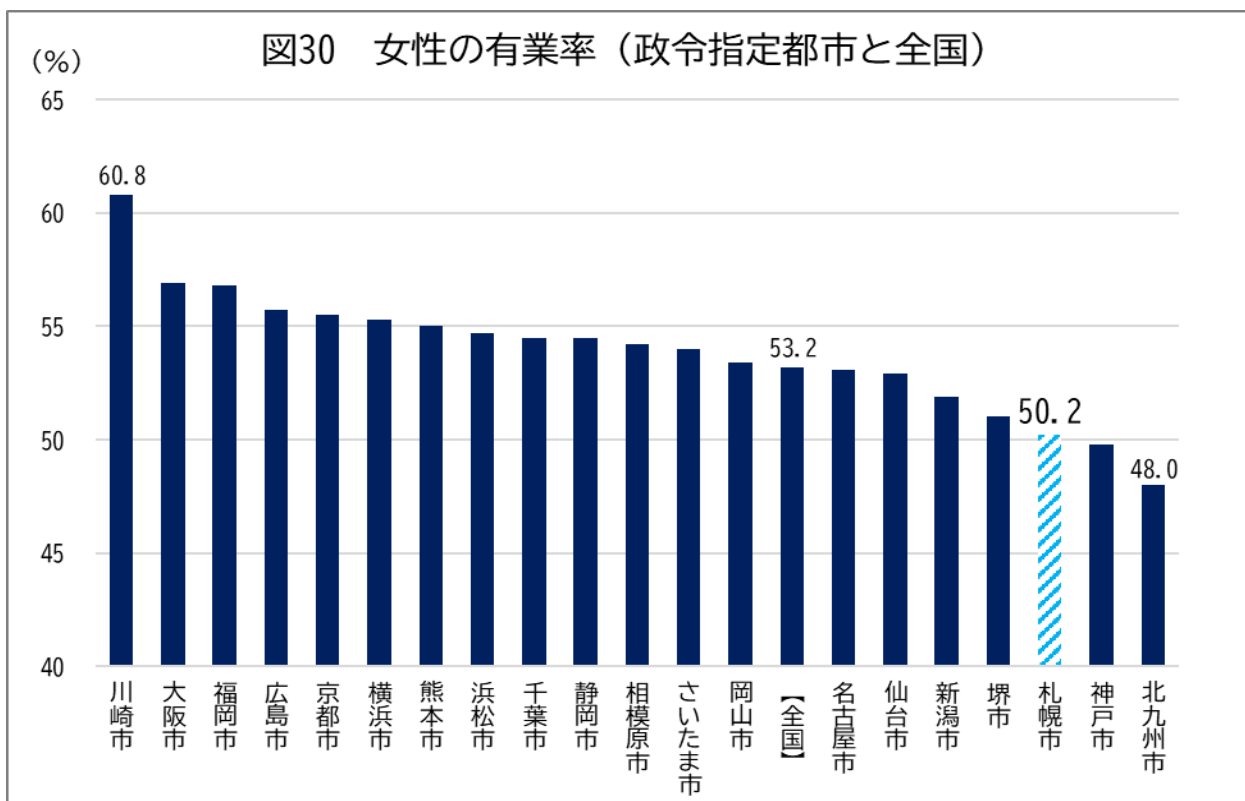
出典：R3市調査

(29) 全国の自殺者数の前年同月差の推移（男女別）



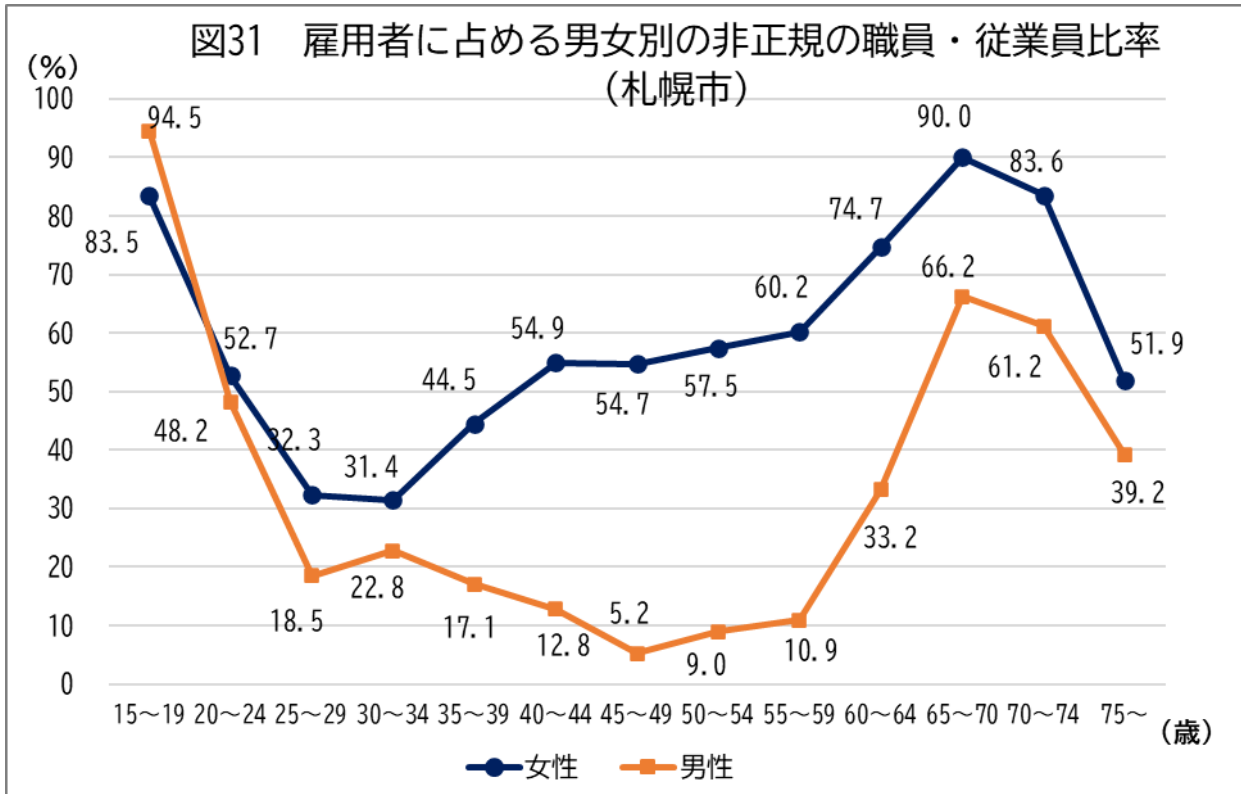
出典：警視庁統計「自殺者数」

(30) 女性の有業率（政令指定都市と全国）



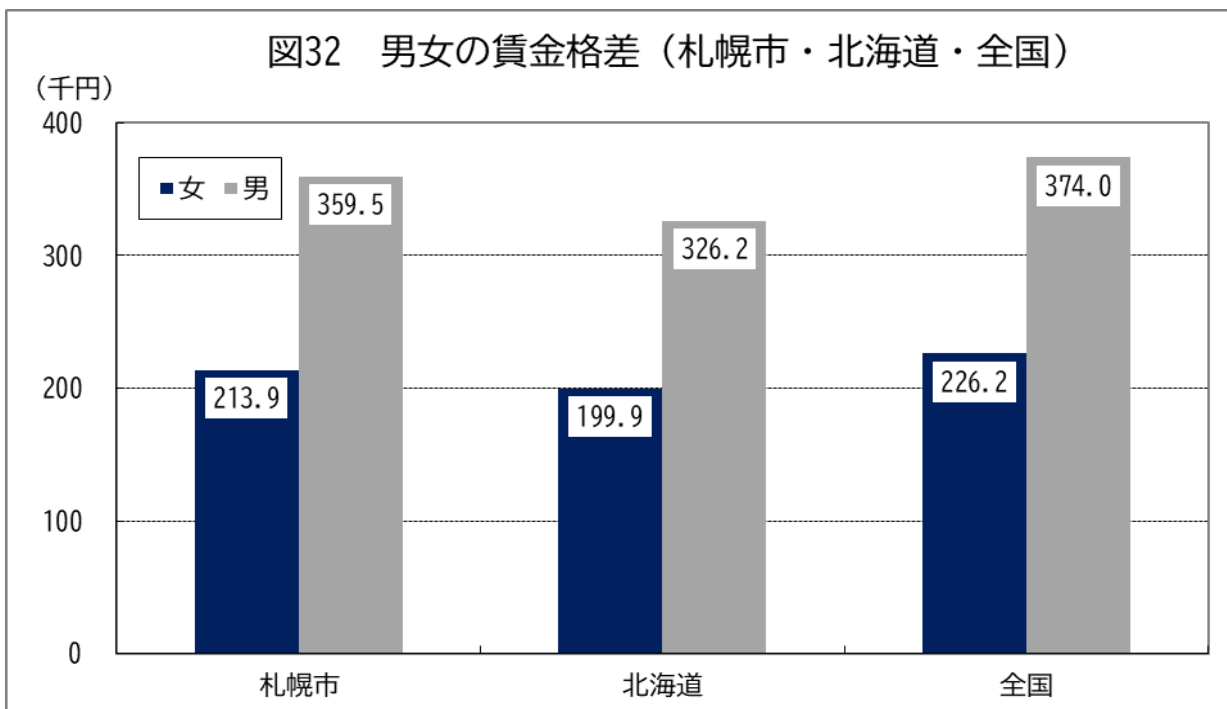
出典：総務省「R4就業構造基本調査」

(31) 雇用者に占める男女別の非正規の職員・従業員比率（札幌市）



出典：総務省「R4就業構造基本調査」

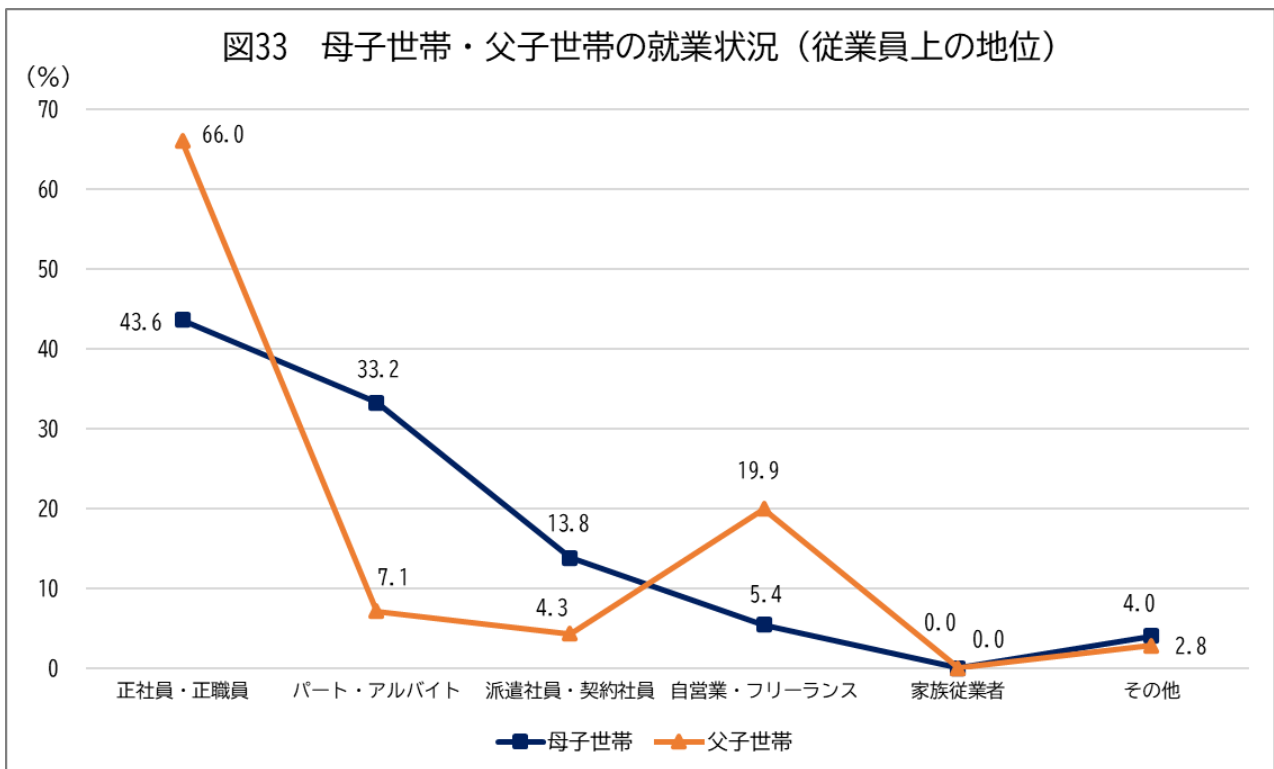
(32) 男女の賃金格差（札幌市・北海道・全国）



出典 札幌市：札幌市まちづくり政策局「R5毎月勤労統計調査」

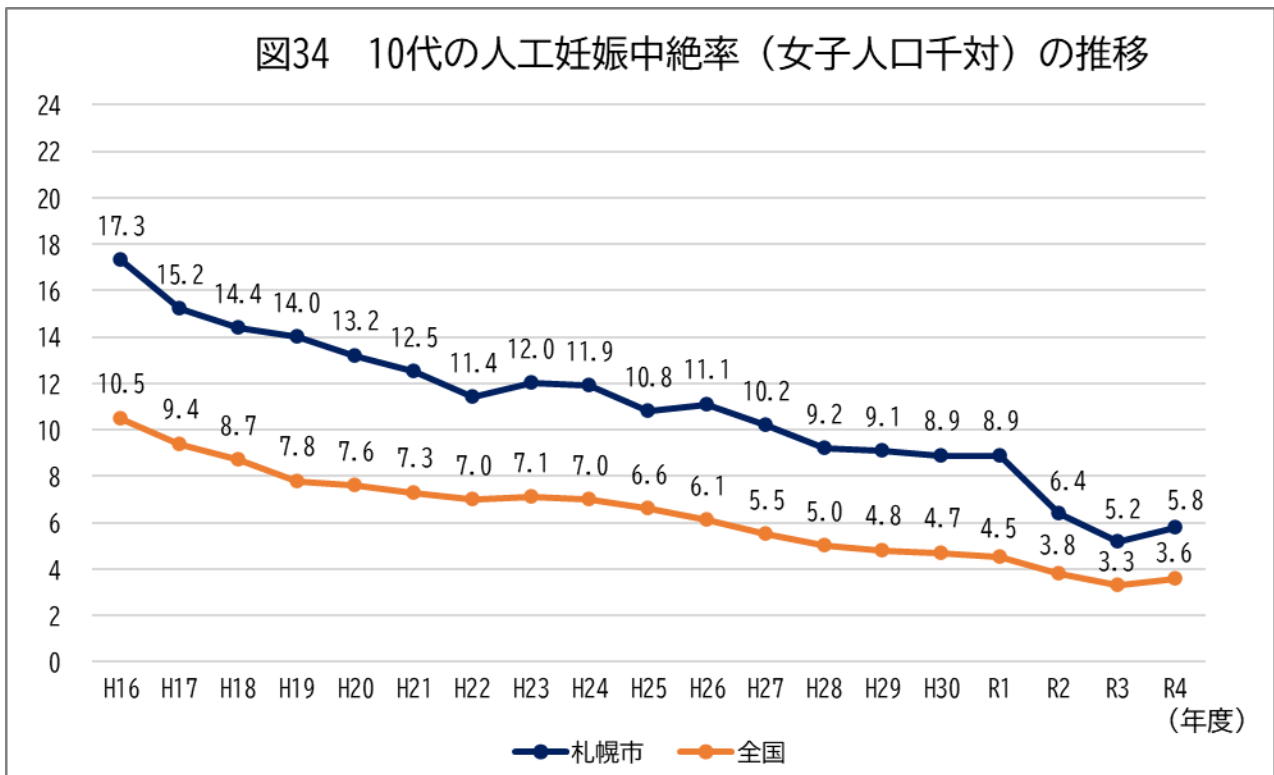
北海道・全国：厚生労働省「R5毎月勤労統計調査」

(33) 母子世帯・父子世帯の就業状況（従業員上の地位）



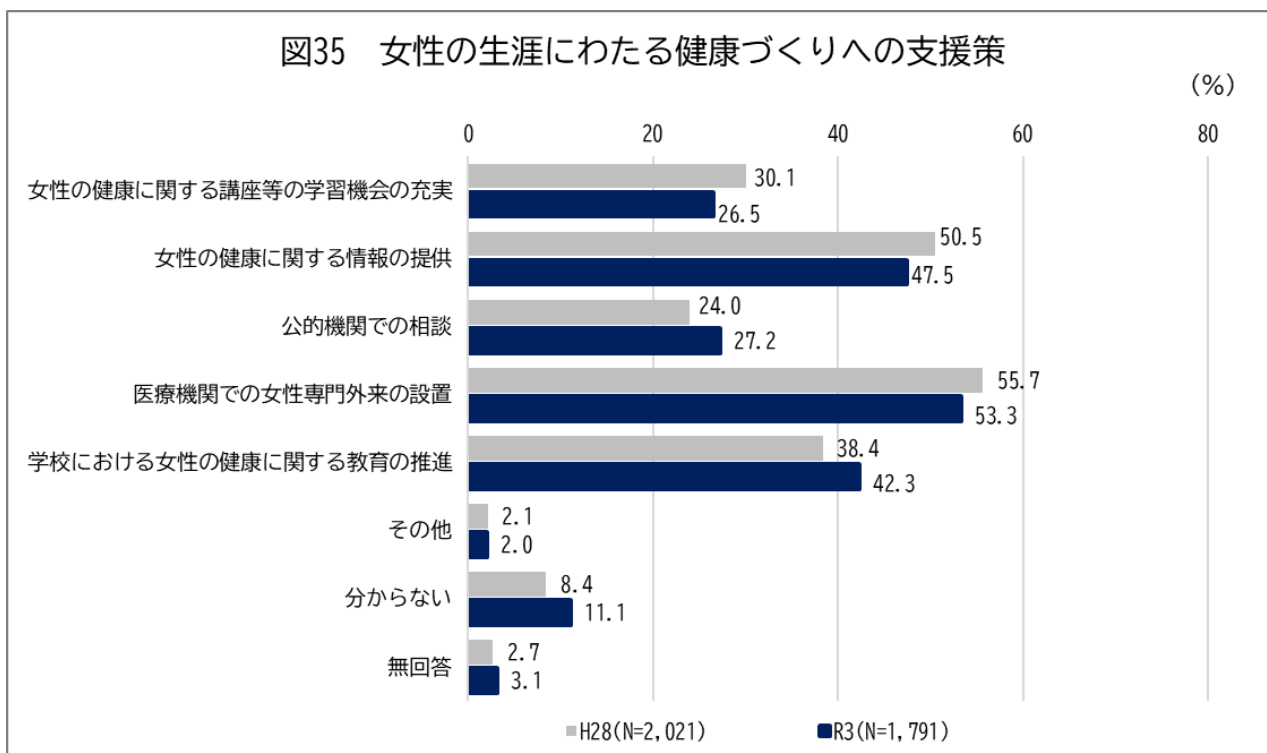
出典：札幌市子ども未来局「R4ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」

(34) 10代の人工妊娠中絶率（女子人口千対）の推移



出典 札幌市：札幌市保健福祉局「札幌市衛生年報」、全国：厚生労働省「衛生行政報告例」

(35) 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援策



出典：R3市調査

Ⅱ 男女共同参画施策实施状况

1 男女共同参画関係事業の実施状況

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業について、第5次男女共同参画さっぽろプランに掲げる基本目標ごとに実施状況を報告します。

なお、実施状況の表の読み方については、以下(1)から(8)のとおりとなります。

(1) 基準時点

令和6年4月1日

(2) 担当局・区、担当部・室

当該事業を所管する局・区名及び部・室名を記載している。

※ いずれの場合も複数に跨る場合は、事業を主に所管する部・室を記載

(3) 基本的方向－基本施策

当該事業に対応する基本目標における「基本的方向－基本施策」の番号を記載している。

(4) 令和5年度実績（決算見込額・実施内容）

「決算見込額」は令和5年度の当該事業費の決算見込額（千円）を記載し、「実施内容」は令和5年度実施事業の具体的な内容を記載している。

※ 経費を伴わない事業、もしくは事業費が算出できない場合は、「－」としている。

(5) 自己評価

令和5年度実績について、下記に基づき評価を行っている。

- | |
|------------------------------|
| A：概ね予定どおり、もしくは、予定以上の執行ができたもの |
| B：事業は実施したが、予定どおりの執行が出来なかったもの |
| C：事業の実施を中止したもの |

(6) 令和6年度実施計画（計画内容・予算額）

「計画内容」には、令和6年度実施予定事業の具体的な内容を記載し、「予算額」欄には、令和6年度の当該事業費の予算額（千円）を記載している。

※ 経費を伴わない事業、もしくは事業費が算出できない場合は、「－」としている。

(7) 今後の課題と目標

当該事業の課題及び目標（今後の方向性など）を記載している。なお、令和5年度に事業を実施しなかった場合、令和5年度で当該事業を終了した場合及び令和6年度に事業を実施しない場合は、その理由を記載している。

(8) 関連計画、計画期間

当該事業に関連する計画がある場合に計画名及び計画期間を記載している。

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	1	2	3
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	子ども向け男女共同参画意識啓発事業	子ども・若者への男女共同参画啓発事業	生涯学習情報の提供
事業概要	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、子どもの頃からの男女共同参画への理解促進に取り組めます。	未来の男女共同参画社会の担い手である子ども・若者に対し、それぞれの年代や環境に合ったアプローチで、子ども・若者特有の課題を取り扱うなど工夫し、意識啓発を図ります。	男女共同参画に関する自主的活動を促進するため、男女共同参画センターなどにおいて、多種多様な情報を広く市民に提供します。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	348	66
	実施内容	小学6年生及び中学3年生を対象として、性別による無意識の思い込みの解消とだれもが自分の意志でいろいろな活動に取り組むとともに責任を担う男女共同参画社会の考え方を伝えることを目的としたパンフレットをそれぞれ製作し、札幌市立小学校及び中学校に提供した。 学校への出張講座において若年層を対象にジェンダー課題についての学習機会の提供を行った。また、関係機関と連携をした事業の実施や、若年層がジェンダーについて話すことができるコミュニティ創出事業も行い、学習啓発と対話の場の両輪で事業を行った。 ・子ども若者エンパワメント事業(13回) ・子ども若者 共催事業「Waffle Campホームタウン in札幌」主催：NPO法人Waffle ・子ども若者エンパワメント事業「もや活-高校部-」 計15回	男女共同参画、消費生活、市民活動、環境保全分野の情報発信支援として事業を実施した。 ・情報発信スペースの活用(団体の活動紹介等の発信を行う機会の提供を行った)3団体 ・テーマ別啓発展示
自己評価	A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	小学6年生及び中学3年生を対象として、性別による無意識の思い込みの解消とだれもが自分の意志でいろいろな活動に取り組むとともに責任を担う男女共同参画社会の考え方を伝えることを目的としたパンフレットをそれぞれ製作し、札幌市立小学校及び中学校に提供する。 若年層がジェンダーについて発信できる場や若年層同士が繋がりがジェンダー課題を軸としたコミュニティ形成ができるきっかけの場を作り、継続的な繋がりのプラットホームとしてコミュニティの支援を行っていく。	男女共同参画分野の情報発信支援として事業を実施する。 ・情報発信スペースの活用 ・テーマ別啓発展示
	予算額 (千円)	608	45
今後の目標と課題	子ども達が性別による無意識の思い込みの解消と男女共同参画の理念を学ぶ機会を通じて、互いの個性や多様性を認め合うことや男女共同参画への理解促進に取り組んでいく。	学校からのワークショップや講座の依頼が増えており、若年層のジェンダー平等への関心の高さが伺える。学習啓発のみならず、若年層がジェンダー課題について主体的に考えることができるコミュニティの創出を行っていく。	資料の提供に留まらず、施設内のスペースを有効活用し、学びや気づきを得ることのできる空間としての価値を創出していく。また、それぞれの分野と利用者が繋がる場として、事業展開や展示を行っていく。
関連計画	第4次さっぽろ子ども未来プラン		
計画期間	令和2年度～令和6年度		

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	4	5	6
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する講座の推進
事業概要	男女の固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を是正し、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指します。	男女共同参画について市民の理解を深めるため、パネル展や講演会、ワークショップ等の各種啓発事業を行います。	男女共同参画に関する問題を様々な角度から見つめ直し、理解と関心を深めてもらうとともに、男女共同参画についての取組を促すための講座などを開催します。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業 掲載外事業	プラン掲載事業 掲載外事業	プラン掲載事業 掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	484	—
	実施内容	市民に向け、幅広いジェンダーに関する情報や意見の周知、札幌市や男女共同参画センターの取り組みなど情報の発信を目的に「note」にて記事を発行した。 ・オンラインマガジン「note」～小さい空を、のぞいたら～の発行(9回) ・オンラインマガジン「note」～小さい空を、のぞいたら～で発行した記事をまとめて発行した印刷物を公共施設にて配架した。(1回) 計10回	男女共同参画の諸分野についての講演会、ワークショップなどを実施した。 ・子ども・若者エンパワメント事業(13回) ・ジェンダーイシュー事業(5回) ・企業向けセミナー事業(7回) ・アウトリーチ事業(7回) 計32回
自己評価	A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	自主コンテンツを含めた男女共同参画に関する情報の発信を行う。またメディアに対して広く情報提供を行うことでセンターの認知度向上を図る。多様な媒体を活用し、事業やジェンダー課題に関する情報を発信する。 ・オンラインマガジン「note」～小さい空を、のぞいたら～ ・男女共同参画に関わる冊子、パンフレット等の発行	男女共同参画の諸分野についての講演会、学習会などを実施する。 ・子ども・若者への男女共同参画啓発事業(ジェンダーに関する意識啓発の講座など) ・ジェンダーイシュー事業(ジェンダーに関する講演会など) ・企業向けセミナー事業(女性リーダー養成研修、講演会など) ・アウトリーチ事業(出張講座における市民への意識啓発など)
	予算額 (千円)	1,293	44
今後の目標と課題	市民が関心の高いテーマや、社会的な動きを捉えた内容を発信し、市民への意識啓発や気づきの機会を創出していく。	これまであまり参加が多くなかった若年層の方々がジェンダーについて考えられる機会を提供することを目指して、若年層の関心の高いテーマを取り上げたり、広報方法を工夫したりする。	出張講座において、参加者のニーズに合わせて講演とワークショップを組み合わせることで、より有効な意識啓発、市民が自分事として考えられる機会の創出を行っていく。
関連計画			
計画期間			

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号		7	8	9
担当局・区		中央区	中央区	北区
担当部・室		市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱		1-①	1-①	1-①
事業名		男女共同参画に関する啓発事業	中央区みんなの講演会	男女共同参画に関する啓発事業の開催
事業概要		「男女共同参画社会」実現に向けて、区民の理解を深めるとともに意識啓発を行うことを目的に、パネル展を行います。	「男女共同参画社会」実現に向けて、区民の理解を深めることを目的に、講演及び区内の各住民組織(女性部)の活動発表やパネル展を開催します。	男女共同参画に関する啓発ポスターや懸垂幕を掲出し、区民の男女共同参画に関する意識を高めることを目指します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	—	705	—
	実施内容	○男女共同参画パネル展 日程:6月23日(金)~29日(木) 内容:パネルの展示 場所:中央区民センター	○中央区みんなの講演会 日程:10月25日(水) 場所:カナモトホール 内容:男女共同参画に係る講演、地域住民によるステージ発表、パネル展 入場者数:310人	男女共同参画週間ポスター掲示及び研修等を活用した区民への啓発 期間:6月23日(金)~29日(木) 会場:北区役所 内容:区役所内掲示板にポスターを掲示、啓発物品の配布 【ポスター内容】 ・男女共同参画週間について ・家庭、職場、暮らし、地域の中での男女共同参画について 【啓発物品の配布】 ・青年育成委員会委員研修会参加者及び一般来庁者にパンフレット等を配布
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	○男女共同参画パネル展 日程:6月23日(日)~28日(金) 内容:パネルの展示 場所:中央区民センター	○中央区みんなの講演会 日程:10月23日(水) 場所:札幌市教育文化会館 内容:男女共同参画に係る講演、地域住民によるステージ発表、パネル展 入場予定者数:350人	男女共同参画週間ポスター掲示及び研修等を活用した区民への啓発 期間:6月23日(日)~29日(土) 会場:北区役所 内容:区役所内掲示板にポスターを掲示、啓発物品の配布 【ポスター内容】 ・男女共同参画週間について ・家庭、職場、暮らし、地域の中での男女共同参画について 【啓発物品の配布】 ・青年育成委員会委員研修会参加者及び一般来庁者にパンフレット等を配布
	予算額 (千円)	—	594	—
今後の目標と課題		区民に対し、男女共同参画の意義をより理解してもらうため、継続して広報及び啓発活動を実施したい。	区民に対し、男女共同参画の意義をより理解してもらうため、継続して広報及び啓発活動を実施したい。	男女共同参画に関する効果的な啓発事業について検討し、区民の意識が高まるよう取り組んでいきたい。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号		10	11	12
担当局・区		東区	白石区	厚別区
担当部・室		市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱		1-①	1-①	1-①
事業名		男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催
事業概要		女性団体を中心とした実行委員会のチャリティーバザー実施支援及び男女共同参画に関する理解を深める講演会を共催実施します。	男女共同参画への理解を推進するため、パネル展を開催し、広報・啓発活動の充実を目指します。	男女の固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を是正し、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	195	－	21
	実施内容	東区人と人のつどい実行委員会事業 ①講演会 日時：9月29日(金) 会場：東区民センター2階大ホール ②盲導犬チャリティーバザー 日時：9月29日(金) 会場：東区民センター1階ロビー ＜実行委員会構成＞ 主管：東区女性サークル連絡会、東区食生活改善推進員協議会、東区女性学級連絡会、東区連合町内会女性部連絡会 協力：東区年輪の会、東区民センター運営委員会	男女共同参画パネル展、啓発 1 実施期間 ①パネル展：6月23日(金)～6月29日(木) ②啓発：10月14日(土) 2 実施場所 ①白石区民センター ②白石区民センター 3 実施内容 ①パネル展：白石区民センターロビーを使用してパネル展を実施。 ②啓発：啓発物品を「白石区中学生の出張発表会」来場者へ配布。	①厚別トモカジパネル展」 期間：6月20日(火)～6月22日(木) 会場：サンピアザ光の広場 内容：トモカジ及びワークライフバランスに関するパネルを掲載 ②厚別トモカジ写真展 期間：5月15日(月)～6月22日(木) 内容：家族全員で育児もしくは家事を行っている写真を募集し写真展を開催。区HPと会場で投票を行い、入賞者には景品を贈呈。 ③懸垂幕掲出・庁内放送の実施 期間：6月23日(金)～6月29日(木)
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	東区人と人のつどい実行委員会事業 ○盲導犬チャリティーバザー 日時：9月27日(金) 会場：東区民センター2階大ホール ＜実行委員会構成＞ 主管：東区女性サークル連絡会、東区食生活改善推進員協議会、東区女性学級連絡会、東区連合町内会女性部連絡会 協力：東区年輪の会、東区民センター運営委員会	男女共同参画パネル展、啓発 1 実施期間 ①パネル展：6月24日(月)～6月28日(金) ②啓発：(1)7月～11月、(2)10月12日(土) 2 実施場所 ①白石区民センター ②白石区民センター 3 実施内容 ①パネル展：白石区民センターロビーを使用してパネル展を実施する。 ②啓発：啓発物品を(1)「白石区寿大学」の受講者へ配布、(2)「白石区中学生の出張発表会」来場者へ配布する。	男女共同参画週間啓発事業 期間：6月24日(月)～28日(金) 会場：厚別区役所、厚別区内地下鉄駅構内掲示板 内容：区役所庁舎内のデジタルサイネージ及び戸籍住民課待合スペースのモニターを活用した啓発画像の配信、区内地下鉄駅構内掲示板へのポスター掲示、区民センター壁面に懸垂幕の掲出、庁内放送の実施
	予算額 (千円)	338	－	21
今後の目標と課題		東区人と人のつどい実行委員会に参加されている各団体の協力の枠組みを強化し、より円滑な運営を目指すとともに、多くの区民に理解を得られるような事業を実施する。	男女共同参画の意義について、より多くの区民から理解を得られるよう、広報・啓発活動を今後も継続していく。	より効果的な広報、啓発活動を目指し、男女共同参画に対する区民の理解が得られるよう努める。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号		13	14	15
担当局・区		豊平区	清田区	南区
担当部・室		市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱		1-①	1-①	1-①
事業名		男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画に関する啓発事業の開催
事業概要		男女の固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を是正し、市民の男女共同参画への理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。	男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と多様性を尊重する社会の実現に向けて、男女共同参画への理解を深めるための啓発活動を展開します。	男女の固定的な性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重する社会の実現に向けて、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業>掲載外事業	プラン掲載事業>掲載外事業	プラン掲載事業>掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	19	—	—
	実施内容	・男女共同参画週間パネル展 6月23日(金)～29日(木)にイトーヨーカ堂福住店でパネル展を実施。	男女共同参画週間啓発事業 期間:6月23日(金曜日)～29日(木曜日) 会場:清田区役所1階ロビー 内容:ポスター掲示及びパンフレット当の啓発品の配布や、庁舎壁面への懸垂幕の掲出	男女共同参画週間に関する啓発事業 期間:6月15日(木)～6月29日(木) 内容: ①区役所庁舎内・地下鉄真駒内駅掲示板・区内各まちづくりセンター・商業施設(イオン札幌藻岩店)に男女共同参画週間ポスターを掲出 ②区役所正面玄関脇の壁面に懸垂幕を設置 ③商業施設(イオン札幌藻岩店)で啓発品の配布(6月27日(火))
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	区役所及び区民センター、関連施設にて啓発資材等の掲示を行う。	男女共同参画週間啓発事業 期間:6月21日(金曜日)～7月1日(月曜日) 会場:清田区役所1階ロビー 内容:ポスター掲示及びパンフレット当の啓発品の配布や、庁舎壁面への懸垂幕の掲出	男女共同参画週間に関する啓発事業 期間:6月22日(金)～6月30日(日) 内容: ①区役所庁舎内・地下鉄真駒内駅掲示板・区内各まちづくりセンター・商業施設(イオン札幌藻岩店)に男女共同参画週間ポスターを掲出 ②区役所正面玄関脇の壁面に懸垂幕を設置 ③商業施設(イオン札幌藻岩店)で啓発品の配布(6月25日(火)予定)
	予算額 (千円)	—	—	—
今後の目標と課題		事業継続に当たって、より効果的な事業の実施方法を検討する。	当該事業を継続することで、区民への男女共同参画への関心を高めてもらい、理解を得られるように取り組む。	今後も継続し、より多くの区民(市民)に理解が得られるよう取り組む。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	16	17	18
担当局・区	西区	手稲区	手稲区
担当部・室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画等に関する学習事業の実施	男女共同参画に関する啓発事業の開催
事業概要	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の一環として、男女共同参画をテーマとしたパネル展等を開催します。	男女共同参画等について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会等の各種事業を実施します。	男女共同参画について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会などの各種事業を実施するとともに、懸垂幕の掲示や啓発物品の配布を行います。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業 掲載外事業	プラン掲載事業 掲載外事業	プラン掲載事業 掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	—	—
	実施内容	①男女共同参画週間啓発事業 期間:6月23日(金)～29日(木) 場所:西区役所、西区民センター 内容:パネル展、啓発品の配架、庁内放送、掲揚旗の掲揚 1.男女共同参画パネル展 期間:6月23日(金)～6月29日(木) 場所:手稲駅自由通路「あいくる」 2.男女共同参画公開学習会 日時:9月6日(水) 手稲区主催の高齢者大学(稲苑大学)の講義の1コマとして開催	懸垂幕の掲示 期間:6月23日(金)～6月29日(木) その他、公開学習会、パネル展にて啓発物品の配布を行った。
自己評価	A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	①男女共同参画週間啓発事業 期間:6月23日(日)～29日(土) 場所:西区役所、西区民センター 内容:パネル展、啓発品の配架、庁内放送、掲揚旗の掲揚 1.男女共同参画パネル展 期間:6月21日(金)～6月26日(水) 場所:手稲駅自由通路「あいくる」 2.男女共同参画週間公開学習会 日時:7月9日(火)18:30～20:00 会場:手稲区民センター 第1・2会議室	懸垂幕の掲示 期間:6月24日(月)～6月28日(金) その他、公開学習会、パネル展にて啓発物品の配布を行う予定。
	予算額 (千円)	—	—
今後の目標と課題	今後もパネル展等啓発事業を継続することで、より多くの区民に男女共同参画社会への理解が得られるように取り組む。	男女共同参画について、より多くの区民に関心をもってもらえるような学習機会を今後も提供していく。	男女共同参画について、より多くの区民に関心をもってもらえるよう啓発活動を継続していく。
関連計画			
計画期間			

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号		19	20	—
担当局・区		教育委員会	教育委員会	まちづくり政策局
担当部・室		生涯学習部	学校教育部	政策企画部ユニバーサル推進室
基本的方向 -施策の柱		1-①	1-①	1-①
事業名		さっぽろ市民カレッジ	人間尊重の教育	ユニバーサル推進事業
事業概要		市民の自己充実や生きがいづくりを支援し、学習の成果を地域社会の発展などにつなげるため、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供する。当該事業の中で、起業やビジネススキルアップ、社会技能の向上に資する講座を開講し、多様な生き方の選択や社会進出を支援します。	「人間尊重の教育」のガイドラインに基づき、一人一人が自分が大切にされていると実感できる学校づくりについて、教職員の意識向上、校種間の連携による取組、子ども自身の振り返りの手だての構築を図ります。	「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」(共生社会)の実現に向けて、ユニバーサル展開プログラムの策定・管理等によるユニバーサル関係施策の推進のほか、(仮称)共生社会推進条例の制定検討等を行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	—	857	7,443
	実施内容	無意識の思い込みがあることに気がつき、物事の見方や考え方を意識し直すきっかけづくりをねらいとした「今注目のアンコンシャスバイアス」、自分にあった在宅ワークを見つけることを目的とした「主婦のための在宅ワーク入門」、心理学の視点から差別や偏見が起こる仕組みを学び、多様性について考える『『思いやり』だけで社会は変わらない?』、ハンドメイドで起業するために必要な手順を学ぶ「HANDMADEをビジネスにしよう」の計4講座を実施した。	・札幌市学校教育の重点」の基盤に位置付け、ガイドラインの発行や「人間尊重の教育」フォーラムなどを実施し、教職員の意識の向上を図った。 ・「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」「帰国外国人児童生徒支援」をテーマに研究推進校による実践研究を進めた。 ・子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりに参画できるよう「さっぽろっ子自治的な活動」を推進した。 ・市民講座を開設し、「人間尊重の教育」について広く周知を図った。	(仮称)共生社会推進条例の制定及びユニバーサル展開プログラムの策定に向けた外部有識者会議の設置・運営のほか、庁内組織である「ユニバーサル推進本部」を設置するなど、関係施策の推進・検討に向けた推進体制を構築した。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	引き続き、男女共同参画の理解促進を進めるような講座を行う。	・札幌市学校教育の基盤に位置付け、ガイドラインの活用促進や「人間尊重の教育」フォーラムなどを実施し、教職員の意識の向上を図る。 ・「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」「子どもの権利」をテーマに研究推進校による実践研究を進める。 ・子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりに参画できるよう「さっぽろっ子自治的な活動」を推進するとともに、新たに「さっぽろっ子サミット」を実施し、全市の子どもが参画できる機会を拡充する。 ・市民講座を開設し、多様性に向き合い、一人一人を大切にする学校教育の在り方について周知を図る。	令和6年度末の(仮称)共生社会推進条例の制定に向けて、外部有識者会議の運営のほか、各種市民参加事業等を実施する。 また、心のバリアフリーの推進等に向けてバリアフリー施策の発信等を目的としたイベントを開催するほか、各種プロモーションを行う。
	予算額 (千円)	—	1,800	24,000
今後の目標と課題		今後も男女共同参画について考えることのできる講座を実施していく。	・引き続き、「人間尊重の教育」を基盤に位置付け、全ての教育活動において充実が図られるよう継続する。 ・教職員のより一層の意識の向上を図るために、「人間尊重の教育」フォーラムや推進事業の充実を図る。 ・さっぽろっ子自治的な活動のより一層の推進を図り、子どもの相互承認の感度を高める。 ・保護者、地域にも「人間尊重の教育」の大切さを周知し、理解を広げていく。	ユニバーサル関係施策の適切な進捗管理を行うことなどを通じて、施策等のスパイラルアップを図るほか、市民や事業者との協働促進策の具体的な検討を行っていく。
関連計画		①第2期札幌市教育振興基本計画 ②第3次札幌市生涯学習推進構想	第2期札幌市教育振興基本計画	ユニバーサル展開プログラム
計画期間		①令和6年度～令和15年度 ②平成29年度から概ね10年間	令和6年度～令和15年度	令和5年度～令和13年度

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号		21	22	23
担当局・区		市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室		男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		1-②	1-②	1-②
事業名		公的な催事における託児の実施	国際社会と連動した情報発信	男女共同参画活動団体とのネットワーク構築・強化
事業概要		乳幼児を持つ親が札幌市の主催する講座や催事に参加できるようにするため、一時的な託児を実施するよう努めます。	国際社会と連動しながらジェンダー平等を推進することを目的に、国際社会の潮流や各国の情報を受発信し、グローバルな視点で私たちの社会を見つめます。	男女共同参画に関する活動を行う市内外の団体、機関とネットワークを構築し、情報交換・意見交換、各種事業の連携を図ります。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業 掲載外事業	プラン掲載事業 掲載外事業	プラン掲載事業 掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	6	—	167
	実施内容	子育て等を行いながらも事業に参加しやすい環境を整えるため必要に応じて託児を設けることで、学びの促進を図った。 ・札幌エルプラザ公共4施設20周年記念イベント～〇(えん)で繋がる 対話でひろがる未来～	国際視点を取り入れたリーダー育成事業を共催で行った。 ・「JWLI プートキャンプ2023」(主催:フィッシュファミリー財団) 計1回	男女共同参画に関する活動を行う市内外の団体や機関とネットワークを構築し、情報交換や意見交換を行った。 ・さっぽろレインボープライド2023 ブース出展 ・共催事業「全国女性会館協議会事業 共催事業担当者のための事業構築・実践研修」 計2回
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	子育てを担っている市民が学習できる環境を整えることを目的に託児を提供する。	男女共同参画の推進にあたり、国際的な情報を持ち多様な事業展開を図るため情報交換や国際交流活動の支援を実施する。	男女共同参画に関する活動を行う市内外の団体や機関とネットワークを構築のための情報交換や意見交換を行う。また、事業等においても連携を行うことで、継続的なネットワーク構築を進めていく。
	予算額 (千円)	30	—	138
今後の目標と課題		参加者のニーズに応じて託児を実施する体制を継続して維持していくことで、子育て中においても事業に参加できる環境整備を行う。	海外分野における専門性の高い団体、機関と連携を深め、国際的な視野でのジェンダー平等のあり方について広く市民に伝え理解を深められる機会を作っていく。	各支援機関、支援団体がネットワークとして連携できる仕組みづくりのための勉強会やワークショップを行い、お互いが顔の見える関係性で気軽な連携協働ができる、きっかけの場を提供していく。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	24	25	26
担当局・区	市民文化局	東区	厚別区
担当部・室	男女共同参画室	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	男女共同参画活動団体への支援	各種女性団体・グループへの支援	各種女性団体・グループへの支援
事業概要	男女共同参画に関わる活動を行う市民活動団体の活動支援を行います。また、団体が男女共同参画の視点を持ちながら活動を継続していくために必要な団体運営や資金調達に関する研修の実施や情報提供を行います。	東区内の女性団体主催の体育大会に対して後援を行い、開催場所の確保及び必要物品の提供等の支援を実施します。	女性団体・グループ等に対して活動の場を提供し、自主的な活動への支援を行います。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業 掲載外事業	プラン掲載事業 掲載外事業	プラン掲載事業 掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	94	—
	実施内容	男女共同参画活動団体がより良い運営をしていくための学びの場を創出するため団体に対し、活動支援を行った。 ・「JWLI ブートキャンプ2023」(主催:フィッシュファミリー財団) ・「若年女性に届くアウトリーチとは～現場の声を聴く～」 計2回	○東区ママさんバレーボール協議会 ・春季大会 6月4日(日)美香保体育館 ・秋季大会 9月24日(日)東区体育館 ・親善大会 11月23日(木)東区体育館 ○東区婦人卓球サークル連絡会 ・団体戦 6月15日(木)東区体育館 ・ダブルス戦 10月26日(木)東区体育館 ・団体戦 1月18日(木)東区体育館 ○東区婦人ソフトテニス連絡会 ・交流会 4月6日(木)東区体育館 ・春季大会 6月15日(木)美香保公園 ・秋季フェスティバル 9月7日(木)美香保公園 ・秋季大会 10月27日(金)東区体育館 ・交流ゲーム会 3月7日(木)東区体育館
自己評価		A	A
令和6年度実施計画	計画内容	団体運営に関わるセミナーの実施や、オンライン・オフラインで団体関係者同士が対話することのできる場を創出する。 ○東区ママさんバレーボール協議会 ・春季大会 5月19日(日)東区体育館 ・秋季大会 9月29日(日)東区穂小学校 ・親善大会 11月17日(日)東区体育館 ○東区婦人卓球サークル連絡会 ・団体戦 4月25日(木)東区体育館 ・団体戦 8月1日(木)東区体育館 ・ダブルス戦 11月7日(木)東区体育館 ○東区婦人ソフトテニス連絡会 ・交流会 4月5日(金)東区体育館 ・春季大会 6月10日(月)美香保公園 ・秋季フェスティバル 9月9日(月)美香保公園 ・秋季大会 10月30日(水)東区体育館 ・交流ゲーム会 3月7日(金)東区体育館	令和4年度事業終了 令和5年度以降実施なし
	予算額 (千円)	201	—
今後の目標と課題		人材確保や資金調達などの男女共同参画活動団体の課題解決を目的に、市民に向けた活動団体の理解促進のための事業等も加えて行っていく。	毎年行われている事業として定着しているため、各団体の自立性を高めながら今後も継続して支援する。
今後の活動が再開した場合は、支援を行うこととしたい。			
関連計画			
計画期間			

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号		27	28	29
担当局・区		豊平区	南区	南区
担当部・室		市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱		1-②	1-②	1-②
事業名		各種女性団体・グループへの支援	各種サークル等の交流事業の支援	各種女性スポーツ団体・グループへの支援
事業概要		豊平区内の女性団体主催の体育大会に対して後援を行い、開催場所及び必要物品の提供などの支援を実施します。	区内において、社会貢献活動を行う女性団体の交流事業を支援します。	南区内の女性スポーツ団体の主催大会に対して共催・後援するとともに、必要物品提供等の支援を行います。 ※各団体とも主幹は関係団体。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業 掲載外事業	プラン掲載事業 掲載外事業	プラン掲載事業 掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	37	2	92
	実施内容	豊平区内の女性団体主催の体育大会に対して後援を行い、開催場所及び必要物品の提供などの支援を実施する。 ・豊平区ママさんバレーボール春季大会 5月30日(火) 豊平区体育館 ・豊平区ママさんバレーボール秋季大会 9月28日(木) 豊平区体育館 ・豊平区ママさんソフトボール春季大会 6月15日(木)清田公園グラウンド ・豊平区長杯争奪ママさんソフトボール大会 9月5日(火) 月寒公園高台野球場	1 南区女性団体協議会 日時:①7月7日(金)、②3月1日(金) 内容: ①令和5年度の事業計画の審議、検討 ②令和6年度の事業計画の審議、検討 2 南区女性交流のつどい 日時:11月14日(火) 内容:講演会(出前講座)	1 南区レディースバドミントン大会 ・5月25日(木) 2 南区レディース卓球大会 ・6月19日(月)(団体ダブルス戦) ・8月21日(月)(団体戦) 3 南区長杯ママさんバレーボール大会 ・5月13日(土) 4 南区ママさんバレーボール大会 ・7月22日(土) 5 南区レディースミニバレー大会 ・10月19日(木)
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	豊平区内の女性団体主催の体育大会に対して後援を行い、開催場所及び必要物品の提供などの支援を実施する。 ・豊平区ママさんバレーボール春季大会 ・豊平区ママさんバレーボール秋季大会 ・豊平区ママさんソフトボール春季大会 ・豊平区長杯争奪ママさんソフトボール大会	1 南区女性団体協議会 日時:5月7日(火) 内容: 今後の運営方針について協議、検討 2 南区女性交流のつどい 日時、内容:中止	1 南区レディースバドミントン大会 ・5月23日(木) 2 南区レディース卓球大会 ・6月17日(月)(ダブルス戦) ・8月19日(月)(団体戦) 3 南区長杯ママさんバレーボール大会 ・5月18日(土) 4 南区ママさんバレーボール大会 ・9月21日(土) 5 南区レディースミニバレー大会 ・10月17日(木)
	予算額 (千円)	37	－	359
今後の目標と課題		本事業は、男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成に大きく寄与していることから、今後も継続して支援を行っていく。	令和6年5月4日の代表者協議にて、団体の目的達成に伴う解散を決定。そのため、今後予定していた活動(南区女性交流のつどい)も中止となる。	今後も団体の自立性を高めるため、必要とされる支援の在り方を検討していく。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号		30	31	32
担当局・区		手稲区	市民文化局	市民文化局
担当部・室		市民部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		1-②	1-③	1-③
事業名		各種市民団体・グループへの支援	男女共同参画センター相談事業の推進	テクノロジー分野における男女格差の解消
事業概要		市民団体・グループの自主的な活動に対し、活動場所や必要物品等を提供します。	家庭や社会の中で生じる様々な問題に対して、各種相談を通し、相談者自らが解決できる力をつけるよう適切なアドバイスを行います。	情報化社会の中で男女が共に自立した生活ができるよう、テクノロジー分野における男女格差の解消につながるような情報提供や学習機会の提供を行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	－	568	－
	実施内容	ジェンダーフリーていね定例会 日時:毎月第2月曜日 10:30～ 場所:手稲区役所会議室 2.手稲区長杯ママさんバレーボール大会(区内10チーム) 日時:11月3日 場所:手稲区体育館	女性に向けた各種相談窓口の設置および、若年女性に向けた居場所事業を行い、女性が抱える困りごとに広く対応をした。 ・女性のための総合相談 ・女性のための法律相談 ・若年層のための相談「ガールズトークルーム」	女性の理系進学推進のための事業を行うWaffle Campと共催で、「Waffle Campホームタウン in札幌」を開催し、女子学生の将来の選択肢を増やすことや視野が広がる機会の提供を行った。
自己評価		A	A	B
令和6年度実施計画	計画内容	ジェンダーフリーていね定例会 日時:毎月第1月曜日 10:30～ 場所:手稲区役所会議室 2.手稲区ママさんバレーボール親善大会(区内10チーム) 日時:10月20日(予定) 場所:手稲鉄北小学校	女性が抱える困りごとに広く対応する総合的な窓口と法的な課題について弁護士が対応する窓口を開設する他、若年層に向けた居場所事業を行うことで、多様な相談の場を提供する。	職業選択におけるジェンダー課題という視点で、テクノロジー分野に対するアンコンシャスバイアスの払しょくができるような情報提供を行う。
	予算額 (千円)	－	1,084	－
今後の目標と課題		市民団体・グループの自立性を高めながら、今後も継続して支援を行っていく	相談機能だけでなく、必要な支援機関や制度に繋げる入り口的な機能を高めるとともに、相談者が自分で相談形態を選択できるよう多様な相談窓口の情報を提供していく。	女性のキャリア構築をジェンダーの視点から広く考えられる事業等を実施する。特に、STEAM分野における進路選択など、ジェンダーに捉われずに人生を選択していくことができるような意識啓発を行っていく。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	33		
担当局・区	市民文化局		
担当部・室	男女共同参画室		
基本的方向 -施策の柱	1-③		
事業名	ホームページや情報システムによる情報収集・提供		
事業概要	市民のニーズに応じた男女共同参画に関する情報を適時適切に提供するため、ホームページの充実を図るほか、男女共同参画センターの情報システムにより男女共同参画に関する団体やイベント情報を収集・発信します。		
プラン掲載の有無	プラン掲載事業〻掲載外事業		
令和5年度実績	決算額 (千円)	—	
	実施内容	ホームページにて男女共同参画に関する団体やイベントなどの情報提供を実施した。HPは改修を行うことで、より市民が見やすい仕様となった。 ・男女共同参画センターホームページ ・男女共同参画センターFacebookページ ・男女共同参画センターInstagram	
自己評価	A		
令和6年度実施計画	計画内容	ホームページにて男女共同参画に関する団体やイベントなどの情報提供を実施する。 ・男女共同参画センターホームページ ・男女共同参画センターFacebookページ ・男女共同参画センターInstagram	
	予算額 (千円)	—	
今後の目標と課題	事業の広報のみではなく、各事業の報告を充実させることで、今後の参加者獲得に繋げていく。また、届けたい対象によって発信方法を変えていくことで、より効果的に情報が市民に届くようにする。		
関連計画			
計画期間			

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		34	35	36
担当局・区		総務局	市民文化局	市民文化局
担当部・室		職員部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		1-①	1-①	1-①
事業名		札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	意思決定過程への女性の参画の推進	女性の人材発掘とデータの収集・整備
事業概要		市女性職員の積極的な登用や職域拡大に努めます。	審議会等委員の外部団体への推薦依頼において、女性委員の登用について積極的に働きかけます。	社会活動のあらゆる分野における女性の人材を広く発掘し、審議会等への登用促進に活用します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	－	－	－
	実施内容	1 任用における男女平等の徹底 2 適材適所主義の積極的推進 【参考】女性職員数及び登用状況 ※項目、女性職員数、女性割合の順で掲載 ※令和6年4月1日時点の数値 ※特別職、現業職、教職員、派遣受入職員を除く 局長職:5人 10.9% 部長職:51人 17.5% 課長職:118人 17.5% 係長職:411人 18.1% 課長職以上:174人 17.2% 総職員数:4,328人 34.9%	職員向けの庁内ホームページにおいて、審議会等委員への女性登用促進を呼びかけたほか、改選期の事前協議にて各所管部局へ個別要請を実施した。	審議会等の所管部局に対し情報提供し、審議会等への女性委員登用を促進するために作成した「女性人材リスト」について、常に利用可能な情報とするため、職員向けの庁内ホームページで周知を図った。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	役職者の仕事の魅力発信や昇任後の不安解消のために、女性役職者のロールモデル紹介事業を実施するほか、育児短時間勤務等を活用する職員が、育児をしながら新たな業務分野等に挑戦することを支援する制度を新たに導入する。 また、前年に引き続き、男女差のない任用や女性の職域拡大など、環境整備を推進していく。	引き続き、事前協議や女性登用促進依頼等の機会を通じて、外部団体への推薦依頼時の際の更なる働きかけの強化等について要請を行い、女性委員の登用を促進する。	「女性人材リスト」について、常に利用可能な情報とするため、職員向けの庁内ホームページで周知を図る。
	予算額 (千円)	－	－	－
今後の目標と課題		札幌市子育て・女性職員応援プラン(令和2年8月策定)において、令和7年度までに女性管理職割合を19%以上とすることを目標としている。	女性委員の登用促進に向け、各部局への要請を強化しているものの、登用率は上昇していない。令和9年度までに女性委員の登用率40%以上を達成できるよう、今後も個別の働きかけ等を進めていく。	今後も女性人材の発掘に努めるとともに、委員登用の際の事前協議等の機会をとらえて、情報提供の充実を図る。
関連計画		札幌市子育て・女性職員応援プラン		
計画期間		令和2年度～令和7年度		

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	37	38	—
担当局・区	市民文化局	人事委員会事務局	消防局
担当部・室	男女共同参画室	人事委員会事務局	総務部
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	審議会等委員への女性の登用促進	市職員の昇任意欲を喚起する取組	女性消防吏員の増員に向けた広報
事業概要	市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性の登用の目標を40%とし、この目標値の早期達成を目指します。	男女を問わず多様で有能な人材の登用が組織の活性化や市民サービスの向上につながることから、市職員の昇任意欲を喚起する取組を推進します。	女性消防吏員の増員に向け、より効果的な広報活動等に努める。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	—	—
	実施内容	職員向けの庁内ホームページにおいて、審議会等委員への女性登用促進を呼びかけたほか、事前協議にて各所管部局へ個別要請を実施した。 また、改選期を迎える審議会等の所管部局に対し女性登用促進依頼を実施した。 必要に応じ、委員選任の参考として女性人材情報を提供した。 女性登用率:33.3%(R6.3.31時点)	・出産や育児を理由とした1次試験免除期間の延長制度の実施 ・係長試験第1次試験会場において、託児サービスを実施 ・受験者の試験勉強に係る負担を軽減するため、難易度の低減及び試験範囲縮小等の制度改正を行った上で試験を実施 ・令和5年度女性職員受験率:28.3%
自己評価		A	A
令和6年度実施計画	計画内容	引き継ぎ、事前協議における所管部署へのヒアリング、女性登用促進依頼の実施、女性人材情報の提供を行い女性登用を促進する。 ・前年度同様に、1次試験免除期間の延長制度、託児サービスを継続実施する。 ・R5年度の昇任・キャリアプランに関するアンケート結果を踏まえて任命権者が行う職員の多様なキャリア形成支援策の実施状況や効果を注視しつつ、試験制度変更後のR5及びR6試験の受験率等も踏まえて、今後の昇任試験制度のあり方について検討を行う。	① 女性専用設備等の職場内を撮影したVR動画の作成と、そのVR動画を活用した「バーチャルオフィスツアー」事業 ② 女性を主な対象とした女性消防吏員の働き方及び採用促進に関するWEB広告事業
	予算額 (千円)	—	1,307
今後の目標と課題		女性委員の登用促進に向け、各部局への要請を強化しているものの、登用率はほぼ横ばいで推移している。令和9年度までに女性委員の登用率40%以上を達成できるよう、今後も個別の働きかけ等を進めていく。 ・昇任意欲喚起について様々な取組を行っているが、係長試験の受験率は令和元年度以降、男女ともに減少傾向にある。このため、受験率減少の要因を把握し効果的な昇任意欲喚起の取組について、任命権者とともに検討していく必要がある。 ・目標値である女性の係長試験受験率35%以上(R9)の達成を目指し、引き続き昇任意欲喚起に取り組む。	① 女性が安心して働くことができる職場環境であることをアピールする。 ② 女性消防吏員の認知獲得と消防業務への理解促進を図る。
関連計画		①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023、②札幌市子育て・女性職員応援プラン	
計画期間		①令和5年度～令和9年度 ②令和2年度～令和7年度	

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	39	40	41
担当局・区	総務局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	職員部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-②	1-②	1-②
事業名	市職員のセクシュアルハラスメント等の防止に関する啓発	男女が共に活躍するための意識啓発	女性の継続就業に関する啓発
事業概要	職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠、出産、育児等に関するハラスメント行為の防止に向けて、今後も各種研修や服務通知等を通じて、職員全体に対する意識啓発を行います。	男女が共に働きやすい社会を目指し、札幌市の女性を取り巻く環境の実情や、様々な活躍の形を共有することに加え、女性に限らず、男性や企業、学生などが様々な立場から課題解決の方向性や方策を見出す場として、官民協働のフォーラム等を開催します。	男女双方の労働者が仕事と家庭の両立を進められるよう男女雇用機会均等法や育児介護休業法の一層の周知徹底を図るほか、制度・仕組みづくりやマネジメントについての学習機会を提供するなど、女性が継続して働き続けられるような啓発を行います。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	3,651	—
	実施内容	令和5年度から「さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業」を統合し、「男女がともに活躍できる環境づくり応援事業」として、だれもが暮らし働きやすい社会の実現を目指し、市民・企業向けの#SAPPORO DIVERSITY FORUMの開催や、家事・育児シェアをテーマにした冊子や動画を通じた意識変容を目指す普及啓発を実施した。	公益財団法人母子衛生研究会との協力事業として母子保健の普及啓発を目的に就業中の妊婦とパートナーを対象に男性の家庭参画や育児介護休業法の周知を行った。
自己評価		A	A
令和6年度実施計画	計画内容	だれもが暮らし働きやすい社会の実現を目指し、市民・企業向けの#SAPPORO DIVERSITY FORUMを庁内や民間団体や事業者と連携しながらこれまでのオンライン形式から対面＋オンデマンド配信形式に切り替えて開催するほか、家事・育児シェアをテーマにした冊子や動画を通じた意識変容を目指す普及啓発を実施する。	就労継続のための学習会の実施や講演などを通して、男性の家庭参画や男性育休の促進支援などを実施する。
	予算額 (千円)	4,035	—
今後の目標と課題		だれもが暮らし働きやすい社会を目指した情報発信を当課単独で行うことには限界があることから、引き続き庁内の関係部署や民間団体、民間企業と協働しながら発信力を高め、市民や企業の意識変容を促していく。	雇用機会均等法や育児介護休業法などの男女共同参画に関わる法律の周知を行い、女性の就労継続を支援していく。
関連計画		札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン	①第2期さっぽろ未来創生プラン、②第4次さっぽろ子ども未来プラン、③さっぽろ建設産業活性化プラン、④さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン
計画期間		令和5年度～令和9年度	①令和2年度～令和5年度、②③令和2年度～令和6年度、④平成31年度～令和5年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		42	43	44
担当局・区		市民文化局	市民文化局	子ども未来局
担当部・室		男女共同参画室	男女共同参画室	子ども育成部
基本的方向 -施策の柱		1-③	1-③	1-③
事業名		札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度の運用	ワーク・ライフ支援事業	育児休業取得助成事業
事業概要		ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を独自の基準で認証する「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の運用を行い、多様な支援を実施するほか、認証取得企業の広報啓発を行います。	企業や組織におけるダイバーシティ推進や女性活躍推進、男性の育休取得促進などを企業に働きかけます。また、起業、副業など、柔軟な働き方を支援し、新しい価値を創造するビジネスの創出を促進します。	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を応援するため、ワーク・ライフ・バランスplus認証企業を対象に、一定の要件を満たした企業への助成を行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	3,858	1,277	20,375
	実施内容	令和5年度から「さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業」を統合し、「男女がともに活躍できる環境づくり応援事業」として、企業認証制度の運用を行った。 また、企業や社会保険労務士等への訪問等により制度を周知したほか、認証取得企業を特設サイトで情報発信する等の取組を実施した。	企業・組織におけるダイバーシティ促進や女性活躍促進などを目的に企業に対する働きかけを行った。 ・企業向けセミナー「女性リーダー養成研修フォローアップ研修」 ・企業向けセミナー「解像度を上げる」 ・企業向けセミナー「女性リーダー養成研修」 計7回	育児休業を取得しやすい環境づくりを支援するため、育児休業等助成金を一定の要件を満たした企業に対して支給した。事業の周知にあたっては、関係部局と連携し、「ワーク・ライフ・バランスplus取組ガイドブック」や「札幌市働き方改革事例集」への記事掲載を行った。なお、令和5年度は、育児休業を取得しやすい環境づくりを支援するため、企業に対する育児休業等の助成事業として、助成メニューの見直しや申請枠を増やし、下記のとおり実施した。 ①育児休業代替要員雇用助成金 9件 ②男性の育児休業取得助成金 65件 ③子の看護休暇有給制度創設助成金 3件
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	企業認証制度の運用に加えて、企業や社会保険労務士、経済団体への訪問等により制度を周知するほか、認証取得企業を特設サイトで情報発信する等の取組を実施する。	企業・組織におけるダイバーシティ促進や女性活躍促進などを目的に企業に対する働きかけを行う。 ・女性リーダー養成研修 ・企業向けダイバーシティ研修 ・フォローアップ研修	育児休業を取得しやすい環境づくりを支援するため、育児休業等助成金を一定の要件を満たした企業に対して下記の助成金を令和5年度に引き続き支給する。 ①育児休業代替要員雇用助成金 ②男性の育児休業取得助成金 ③子の看護休暇有給制度創設助成金
	予算額 (千円)	4,965	1,287	30,000
今後の目標と課題		認証制度の実施効果や市内企業の女性活躍の現状を把握するため認証取得企業を対象としたアンケート結果の分析や企業で働く人たちの声を拾いながら、課題解決に向けた整理を行っていく。	研修の中で構築されたネットワークを充実させていく。また女性自身の意識啓発に加えて、管理職や経営層に向けたダイバーシティ促進の研修等を引き続き実施していく。	育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得について、国としても推進していく方向がある中、本事業についても、随時見直しの検討を行っていく。 また、子の看護休暇有給制度創設助成金の申請は低調であったため、一層の事業周知に取り組む。
関連計画		①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023、②第2期さっぽろ未来創生プラン、③第4次さっぽろ子ども未来プラン、④さっぽろ建設産業活性化プラン		第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間		①令和5年度～令和9年度、②令和2年度～令和5年度、③④令和2年度～令和6年度		令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		45	46	47
担当局・区		経済観光局	経済観光局	建設局
担当部・室		産業振興部	産業振興部	土木部
基本的方向 -施策の柱		1-③	1-③	1-③
事業名		札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の 認証を取得した中小企業への融資	働き方改革推進事業	建設産業活性化推進事業
事業概要		一般中小企業振興資金の「札幌みらい 資金」において、札幌市ワーク・ライフ・ バランスplus企業の認証を取得した 中小企業に対して金融支援を行います。 す。	テレワークの活用等による働き方改革 の促進により、個々のライフスタイル に応じた多様な働き方が可能な社会 を実現するとともに、職場における労 働環境の改善を図ることで企業の人 材確保・定着を支援します。 ※令和6年度から、「働き方改革・人材 確保支援事業」に名称変更し実施	建設産業における女性活躍の推進に 向け、女性からの改善を望む声が多 い、女性用のトイレや更衣室の設置及 び作業服などの装備品整備を行う企 業に対する助成を行います。
プラン掲載の 有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5 年度実績	決算額 (千円)	87,182,500 (中小企業金融対策資金貸付事業)	125,349	5,670
	実施 内容	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活 の調和)及び女性の職業生活における 活躍を推進するための取り組みを行 い、札幌市ワーク・ライフ・バランス plus企業認証の認証(ステップ2以 上)を取得した中小企業者等を「札幌 みらい資金」の融資対象とし、女性の 活躍推進に取り組む中小企業への金 融支援を実施。	働き方改革や人材確保に課題を抱える市内中小 企業等を支援するため、「働き方改革・人材確保 サポートセンター」を運営し、以下の事業を実施。 ①テレワーク導入補助金 ・通常申請枠…補助率:2/3、上限額:40万円、 交付枠:58件 ・専門家派遣枠…補助率:2/3、上限額:60万 円、交付枠:92件 ②専門窓口「札幌市働き方改革・人材確保サポ ートセンター」の常設・運営 ③セミナー開催:30回 ④オンライン出前講座:10社 ⑤コンサルティング支援:10社 ⑥事例集の作成・好事例発表会の開催	1)札幌市が発注する工事の現場にお いて、女性用トイレ・更衣室を設置する 費用として、50万円を上限に助成 2)札幌市が発注する工事の受注業者 または同工事の下請け業者などが、女 性の作業服などの装備品を購入する 際の費用として、1人3万円(1企業15 万円)を上限に助成 【令和5年度実績】 1)12件、2)16件
自己評価		A	A	A
令和6 年度実施計画	計画 内容	引き続き、ワーク・ライフ・バランス(仕 事と生活の調和)及び女性の職業生活 における活躍を推進するための取り 組みを行い、札幌市ワーク・ライフ・バ ランスplus企業認証の認証(ステップ 2以上)を取得した中小企業者等を 「札幌みらい資金」の融資対象とし、女 性の活躍推進に取り組む中小企業へ の金融支援を実施する。	働き方改革や人材確保に課題を抱える市内中小 企業等を支援するため、「働き方改革・人材確保 サポートセンター」を運営し、以下の事業を実施。 また、令和6年度からは、下記⑤の拡充、下記⑦ を新設し、人材確保・定着に向けた支援を強化。 ①テレワーク導入補助金 ・通常申請枠…補助率:2/3、上限額:40万円、 交付枠:20件 ・専門家派遣枠…補助率:2/3、上限額:60万 円、交付枠:40件 ②専門窓口「札幌市働き方改革・人材確保サポ ートセンター」の常設・運営 ③セミナー開催:30回 ④オンライン出前講座:10社 ⑤コンサルティング支援:40社 ⑥事例集の作成・好事例発表会の開催 ⑦求人情報発信補助金:46件程度	1)札幌市が発注する工事の現場にお いて、女性用トイレ・更衣室を設置する と、設置費用について50万円を上限 に助成 2)札幌市が発注する工事の受注業者 または同工事の下請け業者などが、女 性の作業服などの装備品を購入する 際の費用として、1人3万円(1企業15 万円)を上限に助成 【令和6年度実施計画】 1)、2)併せて35件の申請を予定す る。
	予算額 (千円)	93,148,000 (中小企業金融対策資金貸付事業)	99,000	6,220
今後の目標と 課題		ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活 の調和)及び女性の職業生活における 活躍を推進するための取り組みを行 い、札幌市ワーク・ライフ・バランス plus企業認証の認証(ステップ2以 上)を取得した中小企業者等への融資 制度の情報提供などを行い、融資制 度の利用促進を図る。	これまでは、働き方改革推進に向けて テレワーク導入を中心に支援を行って きたが、今後は、働き方改革に加え、 人材確保・定着に向けた取組の強化に ついて検討を行っていく。	本制度は、「さっぽろ建設産業活性化 プラン(計画期間:令和2年度～令和6 年度)」に基づくものであり、利用拡大 に向け「対象の拡大」や「要件の緩和」 といった要綱の見直しを行ってきた が、今後もより活用しやすい制度に向 けた検討を行いながら更なる利用拡 大を目指していく。 なお、令和7年度～令和11年度を計 画期間とする次期プランを、令和6年 度末に策定予定。
関連計画		第2次札幌市産業振興ビジョン	①第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクション プラン2023、②さっぽろ未来創生プラン	①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023、②札幌市強靱化計画、③さっぽろ未来創生プラン
計画期間		令和5年度～令和14年度	①令和5年度～令和9年度 ②令和2年度～令和6年度	①令和5年度～令和9年度、②令和5年度 ～令和9年度、③令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	—	48	49
担当局・区	経済観光局	市民文化局	保健福祉局
担当部・室	産業振興部	男女共同参画室	ウェルネス推進部
基本的方向 -施策の柱	1-③	2-①	2-①
事業名	札幌企業SDGs推進事業	家庭責任の分担意識に係る啓発	男性料理サークル等の活動支援
事業概要	多様な働き方の推進やダイバーシティ経営も含めたSDGsに取り組む企業を市が登録し、「見える化」することでSDGsに取り組む企業を支援します。	男女共同参画社会の実現のために、男性に対し、家庭内での家事・育児・介護などの意識を深めることを目的に各種啓発を行います。	健康に関する食生活を学びながら調理の実践を促し、地域の自主活動グループ等へ参画していくこと等を目的として、「男性の料理教室」の開催や、男性料理グループの活動支援を行います。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	18,882	—
	実施内容	SDGs経営の普及啓発を目的に、企業の自己評価により取組内容が一定の基準を満たすかどうかを判断する「登録制度」を実施。 SDGs登録企業：176社(R6.7月時点)	ジェンダー平等やワークライフバランス、働き方改革の視点から講演やワークショップなどを実施した。 ・出張講座 ・ジェンダーイシュー事業「エクイティ・カフェ半径3メートルの課題を解決するために」 ・ジェンダーイシュー事業「足元のジェンダーギャップを見つめる-北海道、札幌のジェンダーの課題とは？」 ・ジェンダーイシュー事業「本から考えるジェンダー『ルワンダでタイ料理屋をひらく』」
自己評価		A	A
令和6年度実施計画	計画内容	社会課題解決と企業成長の同時実現に取り組む企業を創出し、支援することを目的に、第三者の評価により取組内容を審査し、認証する「認証制度」を実施予定。	ジェンダー平等やワークライフバランス、働き方改革の視点から男性の家事・育児・介護への関わり方について、市民や企業に向けて講演やワークショップなどを実施し、啓発を行う。
	予算額 (千円)	22,000	—
今後の目標と課題		2027年度までに、登録・認証企業が1,000社となることを目標としており、当該制度の理解・周知が市内企業に広がるような工夫が必要。	セミナーや講演だけでなく、ワークショップ型の事業など、様々な形で市民がジェンダー課題や家庭内における家事・育児を自分事として考えられる機会を提供する。
関連計画		第2次札幌市産業振興ビジョン	
計画期間		令和5年度～令和14年度	

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		50	51	52
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	保健福祉局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	ウェルネス推進部
基本的方向 -施策の柱		2-①	2-①	2-①
事業名		マタニティ教室	ワーキング・マタニティスクール	若い世代の食育事業「本気(まじ)めしプロジェクト」
事業概要		核家族化や共働き世帯の増加に伴い、夫婦で協力して育児ができるよう、初めてのお産を迎える妊婦とその夫を対象に、育児に関する講話と実習を各区保健センターで実施します。	勤労している初妊婦及び配偶者に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発や育児と仕事の両立を支援するために、妊娠中の健康管理や育児に関する講話、交流の機会等を提供します。	男女が協力して食事づくりに参加できるように、高校生、大学生、専門学校生、20代の若い世代を対象に、野菜摂取や朝食の必要性及び共食の大切さなど、健康的な食事について学ぶ機会を提供します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	2,244	1,584	－
	実施内容	1 実施回数 103回 2 参加者数 1720人(うち、夫の参加781人) ※そのほか委託事業としてオンラインマタニティ教室を実施。計6回実施し、97人参加(うち夫37人)	1 実施回数 6回 2 参加者数 393人(うち、夫の参加数 177人)	■実施回数:33回 ■参加人数:7,991人
自己評価		B	B	A
令和6年度実施計画	計画内容	各区保健センターにおける下記事項を含むマタニティ教室を実施し、妊娠・出産に関する正しい知識や育児方法を普及するとともに、父親の育児参加を促進する契機とする。 1 講話 2 参加者同士の交流 3 育児体験・実習	委託事業により、勤労している初妊婦とその配偶者のニーズに合わせて内容を工夫し、知識や情報が得られ、参加者同士の交流が図られる機会とする。 オンラインによる講座方式や一部の講義をネット上に配信することにより、効果的に知識の獲得ができるように手法を変更し、実施する。	各区管理栄養士による講話(朝食と野菜摂取の啓発)と調理実習を中心とし、実践につながる取組を実施する。
	予算額(千円)	5,014	3,040	－
今後の目標と課題		妊娠・出産に関する正しい知識や育児方法を普及するとともに、父親の育児参加を促進する契機とする	勤労している初妊婦とその配偶者のニーズに合わせて内容を工夫し、知識や情報が得られ、参加者同士の交流が図られる機会とする。	食生活の課題が多い若い世代に対し、食に関する関心を高め、健康な食習慣を培い実践することができるよう、今後取り組みを進めていく。実施回数は20回以上を目指す。
関連計画				第4次札幌市食育推進計画
計画期間				令和5年度～令和9年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		53	54	55
担当局・区		子ども未来局	保健福祉局	保健福祉局
担当部・室		子育て支援部	高齢保健福祉部	高齢保健福祉部
基本的方向 -施策の柱		2-①	2-②	2-②
事業名		父親による子育て推進事業	介護に関する情報の効果的な提供	地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実
事業概要		父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育て参加に関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	介護サービスや支援を必要としている方に関係する情報が行き届くよう、介護保険制度や介護保険サービスに関して、パンフレットやホームページによる周知を行い、また、介護保険制度改正時には説明会を開催するなど、効果的な情報提供に努めます。	高齢者を始めとする市民からの相談や、医療・介護・住民組織など関係機関からの相談への対応、介護離職を防止する観点から仕事と介護の両立不安等に対する相談体制の強化を行うなど、高齢者の健康と福祉の向上、権利擁護、介護者支援、ケアマネジャー支援など、地域包括ケアの充実に努めます。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	2,620	2,913	1,548,804
	実施内容	1 父親向け講座(父子同室) ■実施回数:10回 ■参加組数:127組 2 講座周知イベント ■実施回数:1回 ■参加組数:42組	介護保険制度や介護サービスについてのパンフレット「なるほど実になる介護保険」を市民向けに配布するとともに、ホームページ上で公開した。	高齢者をはじめとする市民からの相談や、医療・介護・住民組織など関係機関からの相談への対応を行うなど、高齢者の健康と福祉の向上、権利擁護、介護者支援、ケアマネジャー支援など、地域包括ケアの充実にに向けた取組を行った。 令和5年度総合相談支援件数: 34,220件
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	市内10区にて、対面での父親向け講座(父子同室)を実施する。また、冬季講座(父子同室)を試行で2区実施する。	保険料額、特定入所者介護サービス費及び福祉用具等の制度改正を内容に取り入れた新年度版を作成し、市民に向けた周知を継続して行う。	引き続き高齢者や介護者支援等を通じ、地域包括ケアの充実にに向けた取組を実施する。
	予算額 (千円)	2,700	2,163	1,781,251
今後の目標と課題		父親が子どもと遊ぶきっかけづくりとなるような父親向け講座を各区2回(室内・冬季屋外)実施し、父親が楽しみながら子育てに取り組む、各家庭における子育て力の向上を目指す。	今後も介護保険制度の継続した周知に取り組み、介護サービスを利用しない方にも制度の必要性を理解してもらえることを目指す。	今後、就労中の介護者の増加も見込まれるため、地域包括支援センターの機能強化を行い、高齢者の支援体制の充実や介護離職の防止を目指す。
関連計画		第4次さっぽろ子ども未来プラン	札幌市高齢者支援計画2024	札幌市高齢者支援計画2024
計画期間		令和2年度～令和6年度	令和6年度～令和8年度	令和6年度～令和8年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		56	57	58
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子ども育成部	子ども育成部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		2-②	2-②	2-②
事業名		児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	留守家庭児童対策事業の促進	一時預かり事業
事業概要		共働きの負担軽減及び女性の活躍支援のため、長期休業期間に児童クラブにて昼食を提供します。	放課後帰宅しても保護者が就労等により不在である小学校児童の安全を確保し、健全に育成するために児童会館で開設する「児童クラブ」と、民間児童育成会及び届出のあった放課後児童健全育成事業所により事業を推進します。	保護者の短時就労や傷病、リフレッシュなど一時的に保育が必要なときに保育所や幼稚園等において保育を実施します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	6,349	4,411,516	1,004,374
	実施内容	夏季休業期間に放課後児童クラブ120か所を対象に4回、冬季休業期間に放課後児童クラブ140か所を対象に、3回昼食提供事業を試行実施した。	児童会館111館、ミニ児童会館88館にて「児童クラブ」を運営。 民間児童育成会(42か所)に対し運営費を補助。	以下の施設で実施 (1)一般型(非在園児対象) ・保育所 120施設 ・幼稚園・認定こども園 180施設 (2)幼稚園型(在園児対象) ・幼稚園・認定こども園 253施設 (3)2歳児受入れ促進事業 ・幼稚園 4施設
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	夏季休業期間は、放課後児童クラブ全館200か所を対象に5回昼食提供事業を試行実施する。 冬季休業期間は、全館実施に加え、弁当価格の見直し等を検討。	児童会館で開設する「児童クラブ」の運営と、民間児童育成会への助成金交付の2形態での事業を引き続き推進する。	以下の施設で実施 (1)一般型(非在園児対象) ・保育所 103施設 ・幼稚園・認定こども園 197施設 (2)幼稚園型(在園児対象) ・幼稚園・認定こども園 282施設 (3)2歳児受入れ促進事業 ・幼稚園 4施設
	予算額 (千円)	11,000	4,089,815	1,063,000
今後の目標と課題		アンケート調査による効果検証及びニーズ把握を踏まえた持続可能な事業手法の検討	狭隘化が著しい児童クラブの対策の検討	引き続き在園児、非在園児いずれにおいても、子どもを一時的に預けたい保護者が確実に預けられる環境の維持に努めていく。
関連計画			第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間			令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		59	60	61
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		2-②	2-②	2-②
事業名		家庭的保育事業(保育ママ)	休日保育事業	区保育・子育て支援センター事業
事業概要		保育ママの居宅において、補助者とともに、保育の必要性の認定を受けた3歳未満の乳幼児の保育を実施します。	就労形態の多様化に伴い、休日における保育に常態的に欠ける乳幼児を対象に休日保育を実施します。	安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、従来の保育所機能に加え、子育てサロンを始めとする様々な子育て支援機能を有する施設を整備し、子育て家庭に対する支援を進めます。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	97,229	2,752	1,259,856
	実施内容	保育ママ7人(定員総数35人)で実施。	公立保育園3園、私立保育園9園にて実施。 (1)実施施設及び受入人数 公立保育園:北区保育・子育て支援センター、豊平区保育・子育て支援センター、西区保育・子育て支援センター 各20人 私立保育園等:元町にこ保育園 15人、青葉興正保育園 6人、認定こども園北一条すすらん保育園 15人、にこまるえん白石 13人、札幌北はぐはぐ保育園 6人 小規模保育事業A型:ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園 9人、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室 各6人 (2)開所日数 67日 (3)利用人員 延べ 5,011人 (1日平均74人)	全区で実施。 1 保育所事業1施設当たりの定員120人(清田(にじいろ)、厚別60人)、延長・一時・障がい児保育を実施(北区、豊平区、西区は休日保育も実施) 南区では、小規模保育A型(定員19人)を実施。 2 子育て支援センター事業 (1)常設子育てサロン56,373組 (2)子育て相談 3,974回 (3)子育て講座 323回、参加者数 4,557人
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	保育ママ7人(定員総数35人)で実施。	公立保育園3園、私立保育園等8園にて実施。 (1)実施施設及び受入人数 公立保育園:北区保育・子育て支援センター、豊平区保育・子育て支援センター、西区保育・子育て支援センター 各20人 私立保育園等:元町にこ保育園 15人、青葉興正こども園 6人、認定こども園北一条すすらん保育園 15人、にこまるえん白石 13人 小規模保育事業A型:ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園 9人、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室 各6人 (2)開所日数 67日	1 保育所事業1施設当たりの定員120人(清田(にじいろ)、厚別60人)、延長・一時・障がい児保育を実施(北区、豊平区、西区は休日保育も実施) 南区では、小規模保育A型(定員19人)を実施。 2 子育て支援センター事業 令和5年度と同様に実施。
	予算額 (千円)	101,971	4,047	1,478,884
今後の目標と課題		多様化する保護者の保育ニーズに対応し、保育所等待機児童数の減少につなげていく。	保護者の就労形態の多様化に伴い、休日における保育の必要性は一定程度需要はあるものの、実施する保育園側の職員確保及び維持という課題もあるため、需要の動向を見極めながら、供給維持に努めていく。	参加者数増加に努めるほか、地域などとの連携をさらに推進し、子育て支援の区の拠点施設としての役割・機能をより強化する。
関連計画		第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろこども未来プラン	第4次さっぽろこども未来プラン
計画期間		令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		62	63	64
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		2-②	2-②	2-②
事業名		子育てサロン事業	時間外保育事業	事業所内保育事業
事業概要		NPO活動拠点等や児童会館を活用した地域子育て支援拠点事業を実施します。	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対応するため、保育所の自立的な延長保育への取組を促進します。	主として従業員の子どもを対象とする施設に、地域の保育を必要とする子どもの枠を設け保育を実施します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	239,054	310,612	356,484
	実施内容	1 常設子育てサロンの運営 参加数 229,008人 2 子育て講座 3,437回 参加者数 45,566人 3 相談件数 4,976件	主に通常の開所時間(7時から18時)を超えて1時間又は2時間の延長保育を実施。 (1)公立保育所・認定こども園(18施設) すべて1時間延長 (2)公設民営(夜間保育園)(3施設) 午前8時から10時 (3)私立保育所・認定こども園(384施設) ・1時間延長359施設 ・2時間延長25施設 (4)私立地域型保育事業(135事業所)	12事業所で実施。 ・定員計215人(うち地域枠92人) ・保育日・保育時間(地域枠) 月～土曜の7時から18時まで(ただし国民の祝日・年末年始を除く)
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	1 常設子育てサロンの運営 2 子育て講座開催 3 子育て相談 4 出張ひろばの実施	(1)公立保育所・認定こども園(18施設) すべて1時間延長 (2)公設民営(夜間保育園)(3施設) 午前8時から10時 (3)私立保育所・認定こども園(386施設) ・1時間延長362施設 ・2時間延長24施設 (4)私立地域型保育事業(135事業所) ・1時間延長115事業所 ・2時間延長15事業所	11事業所で実施。
	予算額 (千円)	281,000	345,000	383,806
今後の目標と課題		親子が必要とする支援を見極めながら、社会全体で子育て家庭を支えていく取組を進める。	今後も保護者のニーズに応えるべく時間外保育実施施設の維持を図っていく。	多様化する保護者の保育ニーズに対応し、保育所等待機児童数の減少につなげていく。
関連計画		第4次さっぽろこども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間		令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		65	66	67
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		2-②	2-②	2-②
事業名		小規模保育事業	助産施設の提供	私立保育所の整備
事業概要		交通利便性の高い地域の賃貸物件等で、保育の必要性の認定を受けた3歳未満の乳幼児の保育を実施します。	保健上、必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院で入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を実施します。	保育所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。（令和6年度より「地域型保育事業所の整備」「認定こども園の整備」と統合し「私立保育所等の整備」として実施）
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	4,674,371	61,367	363,852
	実施内容	126事業所で実施。 ・定員 7～19人 ・定員総数 2,114人 ・保育日・保育時間 月～土曜の7時から18時まで(ただし国民の祝日・年末年始を除く、一部土曜保育なし)	経済的に入院助産が困難な妊産婦に対し助産を実施した。 1 施設数 ・10月までは5施設 ・11月からは6施設(青葉産婦人科クリニックを新規認可) 2 利用人数 120人	令和5年度私立保育所の整備件数 3件 【内訳】 ・保育所新築 2件 ・賃貸等による保育所の創設 1件
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	123事業所で実施。	6施設にて、経済的に入院助産が困難な妊産婦に対する助産を令和5年度と同様に実施する。	令和6年度私立保育所等の整備件数 7件 【内訳】 ・保育所改築 3件 ・幼保連携型認定こども園への移行 4件
	予算額 (千円)	4,866,066	84,264	2,261,000
今後の目標と課題		多様化する保護者の保育ニーズに対応し、保育所等待機児童数の減少につなげていく。	経済的に入院助産が困難な者に対する当該施設の果たす役割は大きいいため、今後も事業を継続する。	私立保育所等の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。
関連計画		第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間		令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		68	69	70
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		2-②	2-②	2-②
事業名		地域型保育事業所の整備	地域子育て支援推進事業	認定こども園の整備
事業概要		地域型保育事業所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、低年齢児の保育定員を拡大します。(令和6年度より「私立保育所の整備」「認定こども園の整備」と統合し「私立保育所等の整備」として実施)	地域で安心して子育てができる環境づくりのため、就学前の子どもを育てている家庭を対象に交流の場の提供、講座の開催、相談、情報提供を行い、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図るほか、関係機関のネットワークづくりを進めます。	幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備を促進するため、必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な教育・保育環境を確保します。(令和6年度より「私立保育所の整備」「地域型保育事業所の整備」と統合し「私立保育所等の整備」として実施)
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	—	60,331	198,475
	実施内容	令和5年度実施なし	1 子育て相談 相談件数 1,835件 2 情報提供 こそだてインフォメーション 利用者数 52,122人 利用件数 25,044件 3 子育てサロン運営支援 3,517件 4 子育て支援推進ネットワーク会議 全体会議 9回 地区別会議 10回	令和5年度認定こども園の整備件数3件 【内訳】 ・幼保連携型認定こども園への移行3件
自己評価		—	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	令和6年度より「私立保育所の整備」「認定こども園の整備」と統合し「私立保育所等の整備」として実施するため、事業番号67に記載。	1 子育て相談 2 情報提供 3 子育てサロン運営支援 4 子育て推進ネットワーク会議	令和6年度より「私立保育所の整備」「地域型保育事業所の整備」と統合し「私立保育所等の整備」として実施するため、事業番号67に記載。
	予算額(千円)	事業番号67参照	50,897	事業番号67参照
今後の目標と課題		事業番号67参照	地域と行政が連携して、子育て家庭を支える環境づくりにつながる事業を推進していく。	事業番号67参照
関連計画		事業番号67参照	第4次さっぽろ子ども未来プラン	事業番号67参照
計画期間		事業番号67参照	令和2年度～令和6年度	事業番号67参照

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		71	72	73
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		2-②	2-②	2-②
事業名		ひとり親家庭等日常生活支援事業	病後児デイサービス事業	ファミリー・サポート・センター事業
事業概要		ひとり親家庭等が、疾病などの事由により一時的に生活援助が必要な場合若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合、又は乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等、生活援助が必要な家庭に家庭生活支援員を派遣します。	子育てと就労の両立を支援するため、病後回復期にあって集団保育が困難な児童を、勤務の都合等により、家庭で保育できない保護者に代わり、病院等に付設した施設で一時的に預かる事業を推進します。	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助をしたい人(提供会員)が会員組織をつくり、子育て家庭を支援する仕組みです。保育所の送り迎えなどを行い、地域で子育て家庭を支えます。急な発病や緊急を要する子どもの預かり等も行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	2,528	68,796	59,658
	実施内容	ひとり親家庭に家庭生活支援員の派遣を行った。 1 派遣家庭件数 (1)母子家庭 137件 (2)寡婦 0件 (3)父子家庭 18件 2 派遣延べ回数 (1)母子家庭 301件 (2)寡婦 0件 (3)父子家庭 80件	市内7施設で実施 (1)対象 市内在住の生後5か月から小学校6年生までの児童。 (2)開所時間等 月～土曜日の8時から18時まで。(ただし、国民の祝日、年末年始は除く) (3)延べ利用児童数 1,552人	男女の職業生活と家庭生活の両立と専業主婦家庭を含めた、全ての子育て家庭の支援を目的に実施した。 活動数 5,815回 会員数 18,516人
自己評価		A	B	A
令和6年度実施計画	計画内容	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣する。	・市内7施設で実施 ・更なる実施施設増を目指し、医療機関に参入を働き掛けていく。	男女の職業生活と家庭生活の両立と専業主婦家庭を含めた、全ての子育て家庭の支援を目的として実施する。病児・病後児預かりにおける利用料補助制度を平成25年3月から実施。
	予算額(千円)	2,590	112,000	69,000
今後の目標と課題		母子家庭等の自立を支える事業であるため、今後も継続する。	施設の地域偏在解消のため、市内の小児科併設病院に対し、事業開設に向けた働きかけを行いながら、事業を継続していく。	活動数・会員数の増加に努める。
関連計画		①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023、②第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間		①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度	①令和5年度～令和9年度 ②令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		74	75	76
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		2-②	2-②	2-②
事業名		保育士等支援事業	保育人材確保緊急対策事業	夜間保育事業
事業概要		潜在保育士の復職や求職と求人のマッチング等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	一定の期間を勤続した保育士に一時金を給付する「保育人材確保に向けた一時金給付事業」、中高生やその保護者を対象とした「保育人材イメージアップ事業」等の実施により、保育人材確保の支援を行います。	保護者の就労時間の多様化により、夜間の保育を必要とする保護者のために、夜間保育を実施します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	42,488	332,389	－
	実施内容	①保育人材支援センターさぼ笑みの運営 採用実績 132人 ②合同就職説明会等開催 対面式で2回開催。196人参加 ③保育教諭資格取得補助 実績なし ④保育士実態調査 市内保育施設及び市内・近郊養成校に対して調査を実施。	①札幌市保育支援者配置補助事業 補助対象人数:605人 ②札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業 給付人数 :1,241人 ③札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業 補助対象人数:152人 ④保育人材イメージアップ事業 SNS広告の実施、保育士登録者の実態把握・人材確保施策のPR等	夜間保育事業を3園で実施。 (1)札幌市大通保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00 ②21:00～24:00 (2)札幌市しせいかん保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00 ②21:00～22:00 (3)札幌市二十四軒南保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00 ②21:00～24:00
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	令和5年度と同内容で実施。	①～④令和5年度と同内容で実施。 令和6年度からは、保育施設が新卒者等に支給する就職支度手当について、市がその一部を補助する「保育人材就職支度手当補助事業」を新設。	令和5年度と同内容で実施。
	予算額 (千円)	45,000	423,000	－
今後の目標と課題		保育人材確保に向け、各種事業を継続して行っていく。	保育人材確保に向け、各種事業を継続して行っていく。	今後も保護者のニーズに対応するため、夜間保育事業を継続していく。
関連計画		①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023、②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023、②第4次さっぽろ子ども未来プラン	第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間		①令和5年度～令和9年度 ②令和2年度～令和6年度	①令和5年度～令和9年度 ②令和2年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号	77	—	78
担当局・区	都市局	子ども未来局	経済観光局
担当部・室	市街地整備部	子育て支援部	産業振興部
基本的方向 -施策の柱	2-②	2-②	3-①
事業名	市営住宅への優先入居の推進	こども誰でも通園制度	就業サポートセンター等事業
事業概要	安心して子供を産み育てられる居住環境づくりの一環として、東区の東雁来団地で入居対象を子育て世帯に限定した募集を行います。また、一部の市営住宅について、ひとり親世帯、多子世帯、小学校卒業前の子供がいる世帯が優先入居できる若年層世帯の特定申込枠を設定し、子育て世帯に配慮した募集を行います。なお、全ての市営住宅の入居者募集では、応募者多数の場合の抽選に際し、ひとり親世帯や多子世帯の方等の当選確率が高まるように優遇措置を行います。	生後6か月から満2歳までの未就園児について、保護者の就労状況に関わらず、時間単位で保育施設等に通園できる事業を実施し、多様な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化します。	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談又は電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	—	187,983
	実施内容	令和6年度新規事業	就業サポートセンター・あいワークにて、再就職を目指す方等を対象に、セミナー、個別カウンセリング、職業相談、職業紹介を実施したほか、求職者または在職者の解雇等の労働問題や健康保険・年金などの社会保険に関する悩みに対し、社会保険労務士による巡回相談を実施した。 ・職業相談件数 60,642件 ・セミナー参加人数(延べ)1,379人 ・労働問題・社会保険等に関する相談件数 519件 ※各実績は男女の相談件数の合計値。
自己評価		A	—
令和6年度実施計画	計画内容	上記支援事業を継続する。	令和8年度に子ども・子育て支援法に基づき全国で実施予定であり、令和6年度以降試行的に事業を実施する。 令和6年度は、市内10か所程度の保育施設等で実施予定。
	予算額(千円)	—	65,000
今後の目標と課題		令和8年度の本格実施に向けて、試行的事業を通じ実務上の課題を整理しながら、利用ニーズに対応する分の受け皿を確保し必要な支援を実施する。	利用者からの労働条件・職場環境をはじめとする相談内容等を踏まえた効果的な支援の在り方を検討していくほか、本事業の利用者増のための方策について検討する。
関連計画		札幌市住宅マスタープラン2018	①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023、②さっぽろ未来創生プラン
計画期間		平成30年度～令和9年度	①令和5年度～令和9年度 ②令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		79	80	81
担当局・区		経済観光局	市民文化局	経済観光局
担当部・室		産業振興部	男女共同参画室	産業振興部
基本的方向 -施策の柱		3-①	3-②	3-②
事業名		女性の多様な働き方支援窓口運営事業	女性のためのコワーキングスペース事業	女性の起業に対する支援
事業概要		仕事と子育ての両立に不安を感じて就職活動を始めることができないに いる女性や、出産後も働き続けたいと希 望する女性に対し、キャリアカウンセ ラーによる支援を行います。	起業を含めた柔軟な働き方を支援す ることを目的に、コワーキングスペ ースを運営します。	女性中小企業診断士による相談窓口 を開設し、女性の起業や経営に関する 相談を受けることにより支援します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5 年度実 績	決算額 (千円)	54,977	－	66,163 (中小企業支援センター運営費)
	実施 内容	ここシェルジュSAPPOROにおいて、 個別相談、セミナー等を実施したほ か、職場見学ツアー、ミニ合同企業説 明会を新たに実施。 ・登録者:1,377人 ・個別相談件数:延べ2,128件 ・セミナー参加者数:延べ1,434人 ・就職を希望する登録者のうち、就職 活動を始めた人数:334人	コワーキングスペース「リラコワ」を運 営し、多様な働き方を支援するプラッ トホームとなり、繋がり場の提供し た。 コワーキングスペース利用者数: 1,251人	・女性起業家や起業を志望する女性を 対象に、女性中小企業診断士による起 業や経営に関する相談窓口を開設(令 和5年度相談件数156件)。
自己評価		A	A	A
令和6 年度実 施計画	計画 内容	引き続き、ここシェルジュSAPPORO において個別相談、セミナー、職場見 学ツアー、ミニ合同企業説明会等を実 施。 また、より気軽に就労への一歩を踏み 出せるよう、スポットワークの支援(個 別相談、セミナー等)を強化する。	起業や副業など多様で柔軟な働き方 の支援を行い、新たな価値を想像する ビジネスの創出やロールモデルの発 信をとおして、多様な働き方について 広く発信する。また、コワーキングス ペースを運営し、多様な働き方を支援 するプラットフォームとなり、繋がり の場を提供する。 ・コワーキングスペース事業 ・起業支援セミナー	引き続き、女性中小企業診断士による 起業や経営に関する相談窓口を開設 する。
	予算額 (千円)	58,000	2,729	54,551 (中小企業支援センター運営費)
今後の目標と 課題		女性を取り巻く雇用情勢や求職者の ニーズ等を踏まえた上で、きめ細やか で効果的な就労支援の在り方を検討 していく。	コロナ禍を経て、一層多様な働き方へ のニーズが高まる中、どのような環境 においても起業を目指すことができ る基盤の整備をする。その一環とし て、支援機関と地域で活躍する女性起 業家のつながりの促進や多様なロー ルモデルの創出などを行う。	民間ネットワークなど他の起業支援事 業と連携を図り、女性の起業促進に向 けた支援を継続して実施する。
関連計画		①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023、②さっぽろ未来創生プラン		第2次札幌市産業振興ビジョン
計画期間		①令和5年度～令和9年度 ②令和2年度～令和6年度		令和5年度～令和14年度

【基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり】

事業番号		82	83	84
担当局・区		市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室		市民自治推進室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		4-①	4-②	4-②
事業名		未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	男女共同参画の視点に立った災害対応のためのネットワーク事業	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策
事業概要		区や地域の特性を生かした笑顔がふれる地域づくりを推進するため、男女共同参画の促進を含めた様々な地域の主体的なまちづくり活動に対し、区への予算措置による支援を行います。	「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク(相互支援ネット)」を活用し、男女共同参画の視点に立った災害対応について全国の男女共同参画関連施設や女性支援団体等と情報共有を行います。	避難所運営研修や男女共同参画意識啓発の機会を捉えて、男女共同参画の視点での災害対応について考える機会を創出し、平常時からの意識醸成を図ります。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	298,136	－	－
	実施内容	各区における地域の主体的なまちづくり活動に対して、各区への予算措置による支援を実施した。 《令和5年度事業実績》 ・事業件数 935件 ・総参加者数 約161万人 これにより各区では、パネル展や学習会などの男女共同参画推進事業が行われた。 ※上記実績は、事業全体における数値であり、男女共同参画の推進に関する事業のみの数値ではない。	全国女性会館協議会との共催事業「全国女性会館協議会事業 共催事業担当者のための事業構築・実践研修」において、全国や北海道の男女センターおよび男女共同参画や防災、地域連携などの部署の行政職員とともに防災時における男女共同参画センターの役割や事例共有などを行った。	全国女性会館協議会と共催し、全国や北海道の男女共同参画センター、男女共同参画や防災、地域連携などの部署の行政職員とともに防災時における男女共同参画センターの役割や事例共有などを行った。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	引き続き、「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」として、地域が主体となるまちづくり活動への予算措置を通じて、地域活動における男女共同参画の促進に対する支援を行う。	男女共同参画の視点を持った災害に関する意識啓発などを行い、市民が自分事としてジェンダー課題について考えられる機会を作る、また「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」を活用し、全国の男女共同参画センターや女性支援団体との情報共有を行う。	男女共同参画の視点からの防災についての意識啓発や「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」を活用し、全国の男女共同参画センターや女性支援団体との情報共有を行う。
	予算額(千円)	370,000	－	－
今後の目標と課題		「市民が主役のまちづくり」の実現に向け、地域主体のまちづくり活動に対する支援を継続していくことで、今後も、地域活動における男女共同参画の促進を図っていく。	市民の方が関心を持ちやすい方法を用いて、男女共同参画の視点から見る災害対策について伝えていく。また、「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」を活用し、相互理解を深めることで、連携の基盤構築を図っていく。	市民の方が関心を持ちやすい方法を用いて、男女共同参画の視点からの災害対策について伝えていく。また、「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク」を活用し、相互理解を深めることで、連携の基盤構築を図っていく。
関連計画		札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2024		
計画期間		令和5年度～令和9年度		

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	85	86	87
担当局・区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	DV防止講座の実施	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者暴力に関する調査研究の推進
事業概要	若者の交際相手からの暴力(デートDV)について正しく理解してもらうために、学校や教育委員会と連携した学生向けのDV未然防止講座を実施します。	配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。また、男女共同参画活動団体との共催による講演会の実施など男女共同参画センターにおける普及啓発活動を進めます。	被害者の視点に立った施策や効果的な対策の推進や加害者対策について、国内の動向を注視し情報収集に努めることが必要であるため、調査研究等の情報の収集に努め、施策への反映について検討します。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	595	—
	実施内容	市内中学校、高校、大学、専門学校等にて、デートDV防止講座を実施した。受講者数:6,795人 実施回数:41回(中学18校、高校17校、専門学校3校、大学1校) DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力を許さない社会をつくるための情報提供等や、市民とともに考える場の提供を行った。 ・ジェンダーイシュー事業「集団心理から暴力・対立を考える」 ・男女共同参画ワークショップ事業「ゆいネット北海道 2023年性暴力被害者診療支援看護職養成講座」 計2件	内閣府・厚労省の説明会や民間支援団体主催の意見交換会に出席し、現場での困り感を共有し、国内他自治体自体の動向を把握した。必要に応じて他自治体へのヒアリングを行い、今後の施策の参考とした。
自己評価		A	A
令和6年度実施計画	計画内容	引き続き、デートDV防止講座を実施予定。 実施予定回数:49回	DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力を許さない社会をつくるために、若年層や男性も含め市民に広く意識啓発を行う。
	予算額 (千円)	810	—
今後の目標と課題		今後も、デートDVの被害者・加害者にならないことを目的とし、被害の未然防止、早期に相談につなげるため、事業を継続する。	女性に対する暴力や貧困、孤立の問題について正しい知識を持ってもらうための啓発を行う。併せて関係機関、関係団体の課題感などを把握した上で、各機関、団体とのネットワークを広げていくことで女性たちを取り巻く環境についての情報交換や学習の場を作っていく。
関連計画		第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間		令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		88	89	90
担当局・区		中央区	東区	白石区
担当部・室		市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱		1-①	1-①	1-①
事業名		DV・性暴力根絶のための啓発事業	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発
事業概要		配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、区民の理解を深め、意識を高めることを目的に、パネル展を行います。	配偶者暴力根絶及び男女共同参画に関して意識の啓発を図るためパネル展を実施します。	性暴力について偏見を持たず、正しい理解を持ってもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展を開催し意識啓発を図ります。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	-	-	-
	実施内容	○女性に対する暴力をなくす運動パネル展 日程:11月18日(土)～25日(土) 場所:中央区民センター 内容;パネルの展示	男女共同参画パネル展 (気にしてみると気になる言葉) (DV・デートDV) 期間:9月26日(火)～ 9月28日(木)(3日間) 会場:東区民センター1階ロビー	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展 1 実施期間 11月13日(月)～11月17日(金) 2 実施場所 白石区民センター ロビー 3 実施内容 配偶者等からの暴力に関する普及啓発を目的としたパネル展を実施
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	○女性に対する暴力をなくす運動パネル展 日程:11月18日(月)～25日(月) 場所:中央区民センター 内容;パネルの展示	男女共同参画パネル展 (気にしてみると気になる言葉) (DV・デートDV) 期間:9月24日(火)～ 9月26日(木)(3日間) 会場:東区民センター1階ロビー	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展 1 実施期間 11月12日(火)～11月15日(金) 2 実施場所 白石区民センター ロビー 3 実施内容 配偶者等からの暴力に関する普及啓発を目的としたパネル展を実施
	予算額(千円)	-	-	-
今後の目標と課題		区民に対し、女性への暴力の根絶の必要性をより理解してもらうため、今後も継続して広報及び啓発活動を実施したい。	配偶者暴力根絶や男女共同参画について、より多くの区民に理解してもらえるよう今後も普及啓発活動を継続していく。	女性に対する暴力は、多くの人々に関わる社会的問題であるという認識を区民に広く浸透させるため、今後も継続していく。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		91	92	93
担当局・区		厚別区	豊平区	清田区
担当部・室		市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱		1-①	1-①	1-①
事業名		配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発
事業概要		DVの知識を、区民に深く理解してもらうため、パンフレットの配布や関係ポスターを使用しながら啓発活動の推進を進めます。	配偶者暴力根絶を目指し、市民の意識を高めるため、広報・啓発活動を実施します。	女性に対する暴力の根絶を目指し、市民の理解を深めるための啓発活動を展開します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	15	-	-
	実施内容	「ストップDVパネル・ポスター展」 会場：厚別区役所、厚別図書館、地下鉄駅構内 期間：11月10日(金)～27日(月) 内容：区役所庁舎内のデジタルサイネージ及び戸籍住民課待合スペースのモニターを活用した啓発画像の配信、区役所庁舎内でのパネル展の実施、区内地下鉄駅構内掲示板へのポスター掲示、厚別図書館にて関連図書のミニ展示、庁内放送の実施	「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター掲示 期間：11月10日(金)～27日(月) 場所：豊平区内地下鉄8駅 内容：地下鉄掲示板への啓発ポスター掲示を実施。	「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター掲示 期間：11月12日(日曜日)～25日(土曜日) ※掲示は11月10日(金曜日)からを予定 会場：清田区役所1階ロビー 内容：啓発ポスターの掲示
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	「女性に対する暴力をなくす運動」啓発事業 会場：厚別区役所、厚別図書館、地下鉄駅構内 期間：11月12日(火)～25日(月) 内容：令和5年度と同一内容の実施予定	「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター掲示 期間：11月8日(金)～25日(月) 場所：豊平区役所 内容：啓発ポスターの掲示を実施。	「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター掲示 期間：11月12日(火曜日)～25日(月曜日) 会場：清田区役所1階ロビー 内容：啓発ポスターの掲示
	予算額(千円)	21	-	-
今後の目標と課題		配偶者等女性に対する暴力根絶のため、今後も継続して広報・啓発に取り組む、より多くの区民を理解を深めることができるよう努める。		今後も継続して取り組み、女性に対する暴力について、より多くの区民の理解を得られるよう、努めていく。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		94	95	96
担当局・区		南区	手稲区	教育委員会
担当部・室		市民部	市民部	学校教育部
基本的方向 -施策の柱		1-①	1-①	1-①
事業名		女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	性に関する指導の充実
事業概要		女性の人権尊重に向けた意識啓発を行うため、パンフレットの配布や関係ポスターを使用しながら啓発活動を推進します。	配偶者等からの暴力について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会などの各種事業を実施します。	子どもの発達の段階や実態に応じた性に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて推進されるよう、「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	－	22	1,600
	実施内容	「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター掲示・「札幌市配偶者暴力相談センター」周知カードの配布 期間:11月1日(水)～11月26日(日) 内容: ①区役所庁舎内、地下鉄真駒内駅掲示版、商業施設(イオン札幌藻岩店)掲示版に「女性に対する暴力をなくす運動」ポスターを掲示 ②区役所内で「札幌市配偶者暴力相談センター」周知カードを配布	1.DV防止パネル展 期間:11月13日(月)～11月24日(金) 場所:手稲駅自由通路「あいくる」 2.女性に対する暴力をなくす運動公開学習会 日時:12月6日(水) 場所:手稲区役所3階 B・C会議室	1 産婦人科医師及び助産師による講師派遣事業 ○講師派遣校数 ・小学校35校 ・中学校42校 ・高等学校3校 2 「人間尊重の教育」推進事業において、「多様な性」を切り口とした教育活動を進める上で「性に関する指導の手引」を活用した。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展示 期間:11月上旬～11月下旬 内容: ①パネルの掲示 ②啓発品の配布	1.DV防止パネル展 日時:11月中 場所:手稲駅自由通路「あいくる」 2.女性に対する暴力をなくす運動公開学習会 日時:11月頃 場所:区民センター(予定) 講演:未定	1 産婦人科医師及び助産師による講師派遣事業 ○講師派遣校数 ・小学校39校 ・中学校44校 ・高等学校2校 2 「人間尊重の教育」推進事業において、「多様な性」を切り口とした教育活動を進める上で「性に関する指導の手引」を活用予定。
	予算額(千円)	22	28	1,700
今後の目標と課題		今後も継続して一人でも多くの区民(市民)に関心を持ってもらい、理解を得られるように取り組む。	配偶者等からの暴力根絶について、より多くの区民に関心をもってもらえるような学習機会を今後も提供していく。	上記1の事業について、中学校においては隔年で実施し、2年で全校へ派遣する仕組みを継続していく。小学校においては、抽選の結果、派遣校とまらない学校が多いので、派遣校数の増加や自校における取組の充実を進める。
関連計画				第2期札幌市教育振興基本計画
計画期間				令和6年度～令和15年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		97	98	99
担当局・区		デジタル戦略推進局	デジタル戦略推進局	市民文化局
担当部・室		スマートシティ推進部	スマートシティ推進部	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		1-②	1-②	1-②
事業名		住民基本台帳事務における支援措置	被害者の情報管理の徹底	安心できる迅速な一時保護体制づくり
事業概要		住民票の写し・戸籍の附票の写し等の交付や住民基本台帳の一部の写しの閲覧において、DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための措置を行います。	被害者の情報保護のため、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部局との連携に努めます。また、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっている方に関する情報管理について、更なる徹底を図ります。	加害者からの被害者に対する更なる暴力を防ぐため、公的施設を補完する民間シェルターに対し助成を行うほか、相談機関に対し、被害者を安全かつ迅速に一時保護施設に保護するための適切な情報提供を行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	—	—	3,700
	実施内容	被害者の方からの申出に基づき、住民票の写し・戸籍の附票の写し等の交付や住民基本台帳の一部の写しの閲覧において、被害者保護のための措置を行った。	被害者保護に必要な情報について、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部局への情報提供等、適切に連携を行った。	配偶者・パートナーからの暴力による被害女性の保護、同行支援、自立支援等を行う民間支援団体へ補助金を交付している。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	被害者の方からの申出に基づき、住民票の写し・戸籍の附票の写し等の交付や住民基本台帳の一部の写しの閲覧において、被害者保護のための措置を行う。	被害者保護に必要な情報について、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部局への情報提供等、適切に連携を行う。	配偶者・パートナーからの暴力による被害女性の保護、同行支援、自立支援等を行う民間支援団体への補助金を継続する。
	予算額 (千円)	—	—	3,700
今後の目標と課題		今後も、被害者の方からの申出に基づき、被害者保護のための措置を行う。	今後も、関係部署との適切な連携に努め、被害者の方に関する情報管理について、更なる徹底を図る。	今後も引き続き民間支援団体へ補助金を交付し、支援していく。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		100	101	102
担当局・区		市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室		男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		1-②	1-②	1-②
事業名		カウンセリング事業	市職員庁内研修の強化	障がい者相談支援事業所との連携
事業概要		DV被害者の心身の健康を回復させるため、臨床心理士による心理学的指導などを行います。	DVに関する特性の理解、被害者の安全確保、及び二次的被害の防止を図るため、DV被害者と接する職場の職員に対し、DVの実情と対策についての研修を行います。	障がいのある人やその家族の地域生活を支えるために、相談事業を行う障がい者相談支援事業所と連携し、障がいのあるDV被害者の保護に努めます。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業	プラン掲載事業・掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	－	65	－
	実施内容	札幌市配偶者暴力相談センターにて、臨床心理士によるカウンセリング業務を実施した。 相談件数：53件	配偶者等からの暴力相談関係職員研修を行った。 実施日：9月25日(月)、10月24日(火) 11月27日(月)、12月21日(木) 1月24日(水) 計5回 受講者：配偶者暴力相談センター相談員、母子・婦人相談員、各区保健福祉部職員他	必要に応じ、相談員等を通して障害者相談支援事業所等の情報提供、支援依頼を行う等の連携を実施した。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	札幌市配偶者暴力相談センターにて、臨床心理士によるカウンセリング業務を継続実施する。	配偶者等からの暴力相談関係職員研修を継続する。(5回開催予定)	障害者対応方法について、支援調整会議にて情報共有を行う。
	予算額 (千円)	－	110	－
今後の目標と課題		DV被害者の心身の健康の回復を目指し、今後も引き続き実施していく。	今後もより適切な被害者支援のため、DV被害者に関する被害者の安全保護、支援者のメンタルヘルス、関連法令等を学習する研修を実施する。	今後も必要に応じて連携していく。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		103	104	105
担当局・区		市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室		男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		1-②	1-②	1-②
事業名		自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	相談等に携わる職員への研修等の充実	地域包括支援センターとの連携
事業概要		安全な住居の確保や離婚、子どもの養育、就業など様々な問題に直面する被害者に対し、適切な情報提供や助言を行います。	配偶者暴力に関する特性の理解、被害者の安全確保、被害者の状況や心身状態への配慮のため相談員に対し、相談技術の向上を図る研修等を実施します。	高齢者やその家族が必要なサービスを受けることができるように、介護や福祉等に関する様々な相談に応じる地域包括支援センターと連携し、高齢DV被害者の保護に努めます。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	20,408	65	—
	実施内容	配偶者暴力相談センター等において必要な情報提供や助言を行ったほか、住民基本台帳の閲覧の制限等、被害者の情報の保護を行った。 配偶者暴力相談証明等発行件数499件 DV被害者の生活再建を支援するためのステップハウスを運営した。 2名利用	配偶者等からの暴力相談関係職員研修を行った。 実施日:9月25日(月)、10月24日(火)、11月27日(月)、12月21日(木)、1月24日(水) 受講者:配偶者暴力相談センター相談員、母子・婦人相談員、各区保健福祉部職員他	必要に応じ、相談員よりDV被害者へ地域包括支援センターの情報提供を行ったほか、地域包括支援センターに支援依頼を行うなどの連携を実施した。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	配偶者暴力相談センター等における自立支援の情報提供や助言を行う。DV被害者の生活再建を支援するためのステップハウスを運営する。	配偶者等からの暴力相談関係職員研修を継続する。(5回開催予定)	情報交換・事例研究を行い、必要に応じて高齢DV被害者支援について連携する。 地域包括支援センター担当者等を対象とした高齢DV被害者向け普及啓発を実施する。
	予算額 (千円)	20,880	110	500
今後の目標と課題		今後も適切な相談・支援体制を維持していく。	今後もより適切な被害者支援のため、DV被害者に関する被害者の安全保護、支援者のメンタルヘルス、関連法令等を学習する研修を実施する。	今後も引き続き連携していく。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		106	107	108
担当局・区		市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室		男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		1-②	1-②	1-②
事業名		配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	配偶者暴力の早期発見のための啓発促進
事業概要		「配偶者からの暴力関係機関会議」の構成員の拡充など機能の充実を図るとともに、情報交換やワーキンググループにおける個別事例の検討により、被害者や子どもへの適切な対応のための連携強化に努めます。	札幌市配偶者暴力相談センター等における相談業務を実施し、支援機能の充実に努めるとともに、配偶者暴力相談状況の検証を行い、相談体制の充実、相談内容に合わせた適切な情報提供や助言を行います。	配偶者暴力被害の深刻化の防止には、配偶者暴力を早期に発見し、警察や支援センターなどへの通報や相談を促す必要があるため、配偶者暴力を発見しやすい立場にある関係機関に対して啓発を進め、通報や相談の必要性について周知を図ります。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	—	18,700	—
	実施内容	コロナ禍により、しばらく書面開催としていたが、令和5年度は対面にて「配偶者からの暴力関係機関会議」を開催。各関係機関との顔合わせ、DV支援のための疑問点などの意見交換、情報共有を行った。	配偶者暴力相談センターでの相談業務を継続実施した。 相談センター:1,149件 男女共同参画室:10件 カウンセリング:53件 ※区の母子・婦人相談:1,663件	#SAPPORO DIVERSITY FORUMにて市民向けセミナー「妻に辛く当たってしまう、夫婦のパートナーシップとは～DV加害者プログラムの現場から～」を11月17日に実施。 DVに関する基礎知識やDV発生の要因、加害者教育の情報等について啓発を行った。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	困難女性支援法施行により、法で定める支援調整会議「札幌市困難な問題を抱える女性支援調整会議」を設置。DV対策を含めた包括的な女性への支援体制の構築等について協議することにより、役割が重複する「配偶者からの暴力関係機関会議」を廃止。今後は新たな会議体での連携協力強化を図る。	配偶者暴力相談センター等での相談業務を継続実施する。	#SAPPORO DIVERSITY FORUMにて市民向けセミナー「デートDVって？～子どもが被害者にも加害者にもならないために～」を実施。子どもがDV被害者や加害者にならないために大人が知っておくべきことについて啓発を行う。
	予算額 (千円)	—	19,025	—
今後の目標と課題		今後も、「札幌市困難な問題を抱える女性支援調整会議」において、配偶者暴力関係機関との連携を図る。	今後も適切な相談・支援体制を維持していく。	今後も配偶者暴力に関する啓発を進め、通報や相談の必要性について周知を図る。
関連計画			第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間			令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		109	110	111
担当局・区		保健福祉局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		高齢保健福祉部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		1-②	1-②	1-②
事業名		民生委員による巡回相談	ひとり親家庭への経済的支援の推進	母子緊急一時保護事業
事業概要		民生委員がひとり暮らしの高齢者等のご家庭を定期的に訪問し、様々な相談に応じるとともに、安否確認や見守りを行います。	DV被害者がひとり親家庭等になった場合に、その経済的自立を促すため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、児童扶養手当及び児童手当制度の情報を提供し、支給等を行います。	夫の暴力等を受けた女性及びその方の監護する児童の緊急時における安全確保を図るために避難場所を提供し、必要な支援を行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	6,863	—	6,634
	実施内容	民生委員が見守り・安否確認のための訪問を行うことにより、一人暮らしの高齢者等が地域から孤立することなく、安心して生活を営むことができるよう支援した。 民生委員による訪問延べ回数(月平均):37,693回	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、福祉を増進するために必要な12種類の資金の貸付を実施したほか、対象者へ児童扶養手当及び児童手当の支給を行った。 1 貸付件数 58件(母子 66件、父子 4件、寡婦 5件) 2 貸付金額 母子 26,557千円、父子 3,963千円、寡婦 2,226千円 3 支給実績 (1)児童扶養手当(延べ) 99,142件 8,237,084千円 (2)児童手当 2,153,201人(延べ児童数) 23,371,861千円	夫の暴力等により緊急に保護を必要とする女性及びその者の監護する児童を、一時的に保護し、相談、指導、援護を実施した。 1 施設数 1施設(2室) 2 入所件数 15件 3 入所日数 延べ209日(年間)
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	民生委員が見守り・安否確認のための訪問を行うことにより、一人暮らしの高齢者等が地域から孤立することなく、安心して生活を営むことができるよう支援する。	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、福祉を増進するために必要な12種類の資金の貸付を実施するほか、対象者へ児童扶養手当及び児童手当の情報を提供し、支給等を行う。	夫の暴力等により緊急に保護を必要とする女性及びその者の監護する児童を、一時的に保護し、相談、指導、援護を実施する。
	予算額 (千円)	6,913	43,850	7,171
今後の目標と課題		今後も民生委員が見守り・安否確認のための訪問を行うことにより、一人暮らしの高齢者等が地域から孤立することなく、安心して生活を営むことができるよう支援する。	支援を必要としている人に情報を届けるため、広報を充実させていく必要がある。	事業を安全に実施するため、DV対策を主管する男女共同参画室や道の婦人相談所等と引き続き連携する必要があると考えている。
関連計画		札幌市高齢者支援計画2024	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間		令和6年度～令和8年度	①平成30年度～令和4年度 ②令和2年度～令和6年度	

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		112	113	114
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	都市局
担当部・室		子育て支援部	児童相談所	市街地整備部
基本的方向 -施策の柱		1-②	1-②	1-②
事業名		ひとり親・婦人相談の推進	子育て短期支援事業	配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進
事業概要		ひとり親家庭等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付や生活全般に関する相談、DV被害者に対する適切な情報提供や助言を行います。	児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。	配偶者暴力被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するために、市営住宅の入居者募集に際し、一定の要件を満たす配偶者暴力被害者については、当選確率が高まるよう優遇措置を行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5 年度実績	決算額 (千円)	64,892	11,298	—
	実施内容	各区に配置する母子・婦人相談員により、母子家庭及び寡婦、DV被害者等に対する各種相談、援助、指導等を実施した。 1相談員数 18人 2相談件数 年間9,900件	市内乳児院1か所、児童養護施設5か所で事業を実施。 利用延べ日数:1,963日	市営住宅の入居者選考は公開抽選により実施しているが、一定の要件を満たす配偶者暴力被害者を優遇対象としており、抽選番号を一般世帯より1個多く付与している。
自己評価		A	B	A
令和6 年度実施計画	計画内容	各区に配置する母子・婦人相談員により、母子家庭及び寡婦、DV被害者等に対する各種相談、援助、指導等を実施する。 相談員数18人	市内乳児院1か所、児童養護施設5か所で事業を実施。 利用延べ日数(見込):2,920日	上記支援事業を継続する。
	予算額 (千円)	75,948	16,989	—
今後の目標と課題		DV相談・女性(婦人)相談を含め、当該DV・女性施策所管課と事業の在り方や連携については引き続き検討課題とする。	今後も、引き続き当該事業を実施していく。	今後も上記支援事業を継続し、必要に応じて随時支援内容の見直しの検討を行う。
関連計画		①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン		
計画期間		①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度		

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		115	116	117
担当局・区		市民文化局	保健福祉局	子ども未来局
担当部・室		男女共同参画室	総務部	児童相談所
基本的方向 -施策の柱		1-③	1-③	1-③
事業名		要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	札幌まなびのサポート事業	子ども安心ホットライン
事業概要		要保護児童対策地域協議会に参加し、必要な情報の共有や連携を行います。	生活困窮世帯の中学生に対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を目的とした学習支援を行います。	児童虐待を未然に防ぐため、児童相談所に24時間365日の相談受付体制を整備し、緊急案件のほか、養育相談等にも対応します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	—	54,998	24,704
	実施内容	札幌市要保護児童地域対策協議会代表者会議構成員として会議に出席。必要に応じ関係機関との情報共有・交換を実施した。	生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生を対象に市内40会場(約15人/会場)実施 参加者:556人 年度末まで参加した中学3年生の高校等進学率:100% 令和4年度より事業の通年実施とし、前年度継続者は4月から、新規参加者は5月より個別学習支援を開始した。	年間電話相談受付件数:2,942件
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	代表者会議への参加と併せて、必要に応じ、関係者間で情報の交換と協議を行う。	引き続き、生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生を対象とし、学習支援を実施する。 実施規模は昨年同様、市内40会場で実施。600人の参加を見込んでいる。 個別学習支援の開始時期について、令和5年度と同様、前年度継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とする。 今後は保護者に対しても、進路相談会を実施する。 また、高校進学後のフォローアップを実施することで中退防止に向けた取り組みも行っていく。	昨年度と同様に、相談電話や虐待通告に24時間365日対応していく。 また、休日夜間のみならず平日の開庁時間においても、専門の電話相談員を配置し、更なる電話相談対応の向上に取り組む。
	予算額 (千円)	—	56,000	35,227
今後の目標と課題		今後も引き続き実施していく。	参加者によっては、人との関わりや学習自体に忌避感を抱いており、参加中止となる場合がある。また、進学後の高校生活に馴染めずに中退してしまう場合もあることから、現参加者だけでなく、過去に参加していたものの中止となった者や高校進学者に対しても、関係機関と連携しながら、定期的な声掛けや見守りを行う必要がある。	ホットラインの周知を引き続き行うとともに、今後も同じ体制を維持していく。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		118	119	120
担当局・区		子ども未来局	教育委員会	教育委員会
担当部・室		児童相談所	学校教育部	学校教育部
基本的方向 -施策の柱		1-③	1-③	1-③
事業名		児童相談所・区役所家庭児童相談室	スクールカウンセラー活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
事業概要		18歳未満の児童に関する各種相談を行います。また、家庭児童相談室で子どもの福祉に関する身近な相談に対応します。	スクールカウンセラーの専門性を生かして、不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対する相談支援を行います。また、各校の相談対応力を向上させるため、スクールカウンセラーが、児童生徒への関わり方についての教職員への助言などを行います。	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)の問題に働きかけたり、関係機関等と連携するなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	80,338	242,884	24,567
	実施内容	年間相談件数:6,131件(10区家庭児童相談室分合計、速報値) ※前年度以前からの継続支援ケースは計上していない。	・小学校(年間69時間) ・中学校(年間280時間) ・義務教育学校(349時間) ・中等教育学校(年間560時間) ・高等学校(年間280時間) ・特別支援学校 (5校で年間840時間)	・スクールソーシャルワーカー(SSW)・・・12人(180時間) ・巡回スクールソーシャルワーカー(巡回SSW)・・・5人(630時間) ・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー(SSWSV)・・・4人(年間804時間を4人で分担) ※SSWSVのうち2人はSSWを兼ねる
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	令和6年4月から、各区保健センターに、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の機能が位置づけられた。今後は、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働をさらに深め、切れ目のない、一貫性・整合性のある支援を行う。	・小学校(年間140時間) ・中学校(年間280時間) ・義務教育学校(年間420時間) ・中等教育学校(年間560時間) ・高等学校(年間280時間) ・特別支援学校 (5校で年間840時間)	・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー(SSWSV)・・・5人(週30時間) ・担当スクールソーシャルワーカー(SSW)・・・10人(週30時間) ・巡回スクールソーシャルワーカー(巡回SSW)・・・5人(年間630時間) ・スクールソーシャルワーカー・外部SV・・・3人(年間180時間を3人で分担)
	予算額(千円)	94,815	246,000	68,000
今後の目標と課題		こども家庭センターの機能を十分に発揮するため、各種相談体制や専門性の強化を図っていく。	子どもを取り巻く生活や環境が大きく変化し、一人一人の困りや悩みが複雑化・多様化しており、より丁寧に向き合っていくことが重要になっている。子どもの継続的支援に繋げることができるよう「小中一貫した教育」におけるパートナー校に、できる限り同じスクールカウンセラーを配置するなど工夫を一層進め、相談環境の充実を図っていく。	近年、学校だけでは対応が困難な問題が顕在化している。今年から、有資格者であるSSWが全ての学校を担当し、専門性を発揮して支援を要する子どもの早期発見に努めるとともに、児童相談所や家庭児童相談室、警察等の関係機関との連携を強め、問題を抱える子どもを支援する体制を一層整えていく。
関連計画			第2期札幌市教育振興基本計画	第2期札幌市教育振興基本計画
計画期間			令和6年度～令和15年度	令和6年度～令和15年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		121	122	123
担当局・区		市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室		地域振興部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		1-④	1-④	1-④
事業名		犯罪被害者等支援制度	女性のための性暴力被害相談	性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発
事業概要		犯罪被害者が犯罪被害直後に被る経済的負担の軽減や精神的被害の回復を図るため、支援金の支給の他、家事や介護の支援費用、住居の転居費用、精神医療に要した費用などを助成します。	精神的ダメージが大きく、一人でその苦痛を抱え込むことが多い性暴力の被害者が相談しやすい環境を整えるため、専門相談員による相談を実施します。	重大な人権侵害行為である性暴力に関する正しい知識の普及と性暴力被害者のための相談窓口の周知のため、パンフレットや各種広報媒体などを活用し、普及啓発活動を進めます。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	9,497	3,200	—
	実施内容	犯罪被害に遭われた被害者へ補助金を支給 ・各種支援金(遺族、重傷病、性被害) 77件 8,700千円 ・家事関連(ホームヘルプ、配食、一時保育) 0件 0円 ・住宅関連(転居、ハウスクリーニング、家賃) 3件 572千円 ・精神被害等(精神医療、カウンセリング、真相究明等) 9件 225千円	性暴力被害に関する相談窓口である「性暴力被害者支援センター北海道」を北海道と共同で引き続き設置している。 相談受付は、祝祭日を除く月～金、午前10時から午後8時 相談件数:1,234件	リーフレットを配布したほか、携帯サイト、ホームページを活用し周知啓発を行った。 また、女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～11月25日)に、記事体広告による啓発、デジタルサイネージによる相談窓口の周知を行った。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	犯罪被害に遭われた被害者へ補助金を支給 ・各種支援金(遺族、重傷病、性被害) ・家事関連(ホームヘルプ、配食、一時保育) ・住宅関連(転居、ハウスクリーニング、家賃) ・精神被害等(精神医療、カウンセリング、真相究明等)	性暴力被害者を対象に、性暴力やそれによる被害に関する相談窓口を通年で実施する。	引き続きリーフレットの配布、携帯サイト・ホームページの運営を行う。女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～11月25日)にあわせてデジタルサイネージ、生活情報紙を活用し周知啓発を行う。
	予算額 (千円)	10,000	3,600	—
今後の目標と課題		他都市の状況等を注視しつつ、今後も被害者への効果的な支援を行えるよう努めていく。	関係機関と協力し、より被害者の立場に立った支援体制を検討し、相談事業を実施する。	今後も継続的な普及啓発活動を進める。
関連計画		第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画		第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間		令和2年度～令和6年度		令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		124	125	126
担当局・区		総務局	市民文化局	市民文化局
担当部・室		職員部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		2-①	2-①	2-①
事業名		性的マイノリティに関する研修	性的マイノリティに関する研修	性的マイノリティの理解促進
事業概要		職位に応じて必要な知識等を学ぶ研修において「性的マイノリティへの理解と配慮」に係る講義を実施し、職員の理解を促進します。	基本的な知識の習得、市民応対や職場において必要な配慮のポイントについて学ぶ、職員向け研修を行います。	性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	－	321	2,776
	実施内容	・新規採用された職員に対し、研修を実施(動画研修) →受講者数:439人 ・新しく昇任した係長職に対し、研修を実施(動画研修) →受講者数:229人	各局区から推薦の職員に対し、当事者の外部講師2人による研修を実施 ・管理職向け研修(1/22、1/23実施) →受講者数:80人 ・係長職・一般職向け研修(1/29、1/30実施) →受講者数:96人	性的マイノリティに関する正しい知識の普及を目的として、リーフレットやカードの作成・配布、地下鉄広告の掲出などの広報啓発を行った。また、市民・企業向け講演会をオンラインで開催しました。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	・新規採用された職員に対し、研修を実施(動画研修) ・新しく昇任した係長職に対し、研修を実施(動画研修)	各局区から推薦の職員に対し、当事者の外部講師による研修を実施する。 ・管理職向け研修 ・係長職・一般職向け研修	引き続き取組を継続し、理解促進を図る。
	予算額(千円)	－	311	2,249
今後の目標と課題		・今後も継続的に研修を実施予定	今後も性的マイノリティに関する職員の理解を促すため、性的マイノリティが抱える様々な困難の解消に繋がるよう効果的な研修を行う。	今後も性的マイノリティに関する市民理解を促すほか、性的マイノリティが抱える様々な困難の解消につながるよう取組を行う。
関連計画				
計画期間				

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		127	128	129
担当局・区		教育委員会	教育委員会	市民文化局
担当部・室		学校教育部	中央図書館	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		2-①	2-①	2-②
事業名		人間尊重の教育に関する研修	LGBTコーナーの設置	札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用
事業概要		教職員を対象に、人間尊重の教育に関する研修(人権課題としての性的マイノリティを含む)を実施します。	LGBTコーナーを設置し関連図書を表示することで、市民にLGBTに対する理解を深めてもらうとともに、当事者に対しては、情報提供に加え、図書館がLGBTフレンドリーな場所であることを周知します。	性的マイノリティに関する企業での取組や対応を促すため、取組状況に応じて、LGBTフレンドリー企業として登録をします。登録企業の情報について、積極的に広報啓発を行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	857	-	3,029
	実施内容	・「札幌市学校教育の重点」の基盤に位置付け、ガイドラインの発行や「人間尊重の教育」フォーラムなどを実施し、教職員の意識の向上を図った。 ・「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」「帰国外国人児童生徒支援」をテーマに研究推進校による実践研究を進めた。 ※基本目標Ⅰ事業番号20「人間尊重の教育」の事業内で一体的に実施。決算額も同事業のもの。	・図書室内にLGBTコーナーを設置し、関連図書を集約・展示するとともにパンフレット等を配架することにより、当事者や一般利用者への情報提供を行った。 ・「さっぽろレインボープライド」期間に合わせて、特設展示スペースで男女共同参画室との連携展示を行った。	令和5年度は社会全体への更なる理解の広がりを目指し、市内企業へ制度の登録勧奨や研修講師の派遣を新たに実施し、登録企業の拡大を図り、27社の企業が登録した。(平成29年10月1日の制度開始から累計100社) また、制度の認知を高め、登録企業であることを対外的に表明するため、登録マークを規定し、使用開始した。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	・札幌市学校教育の基盤に位置付け、ガイドラインの活用促進や「人間尊重の教育」フォーラムなどを実施し、教職員の意識の向上を図る。 ・「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」「子どもの権利」をテーマに研究推進校による実践研究を進める。 ※基本目標Ⅰ事業番号20「人間尊重の教育」の事業内で一体的に実施。予算額も同事業のもの。	・関連図書の収集を継続し、LGBTコーナーの充実を図る。	引き続き制度の運用を継続し、企業での取組や対応を促す。 また、市内企業への登録勧奨や研修講師の派遣、意見交換会を実施し、登録企業の更なる拡大を図る。
	予算額(千円)	1,800	-	3,192
今後の目標と課題		・引き続き、「人間尊重の教育」を基盤に位置付け、全ての教育活動において充実が図られるよう継続する。 ・教職員のより一層の意識の向上を図るために、「人間尊重の教育」フォーラムや推進事業の充実を図る。	LGBTの理解促進に寄与する図書を選書し収集に努める。 今まで興味・関心のなかった層にもLGBT関連の図書やパンフレットを手にとってもらえるよう、展示・配架方法を工夫する。	今後も性的マイノリティに関する市民理解を促すため、制度登録企業の拡大を図り、性的マイノリティの方々への理解が社会全体に更に広がるよう取組を行う。
関連計画		第2期札幌市教育振興基本計画		札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023
計画期間		令和6年度～令和15年度		令和5年度～令和9年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		130	131	132
担当局・区		市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部・室		男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱		2-②	2-②	3-①
事業名		札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	性的マイノリティ電話相談事業	困難を抱える女性支援事業
事業概要		一方又は双方が性的マイノリティの二人が、互いを人生のパートナーとして約束した関係であることを宣誓する制度により、性的マイノリティの方の思いを受け止めるとともに、市民理解の増進及び人権尊重意識の醸成を図ります。	性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	－	1,970	6,530
	実施内容	令和5年度は28組の方々が宣誓を行った。(平成29年6月1日の制度開始から累計211組) また、市外への転居時に手続きを一部簡素化できるよう、道内の制度導入自治体(滝川市、旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、小樽市、室蘭市、深川市、釧路市)と連携協定を締結した。	令和5年度は199件の相談が寄せられた。(平成29年6月1日の開設から累計1,452件)	生活支援物資等の配布を伴う相談会、ワークショップに併せた相談支援イベントを開催した。イベント来場者の悩み事についてヒアリングを行い、相談窓口の紹介等を実施した。 相談会4回:参加者594人 ワークショップ2回:19人 SNS相談窓口を開設し、必要な助言、情報提供を行った。 SNS相談件数:553件
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	引き続き制度の運用を継続し、市民理解の増進及び人権尊重意識の醸成を図る。 また、制度を活用した取組を進めるため、取組事例集の作成を行う。	実施回数を毎週から月2回に変更し、引き続き誰もが気軽に相談できる窓口を開設することで、正しい知識の普及啓発を図る。 また、新たな手法による相談事業の実施を検討する。	生活支援物資等の配布を伴う相談会、ワークショップに併せた相談支援イベントを開催。 困難女性支援法施行に伴い、女性が抱える問題等を把握するため、市内在住18歳以上の女性を対象とした調査業務を実施する。
	予算額(千円)	1,528	1,980	9,100
今後の目標と課題		今後も性的マイノリティに関する市民理解を促すほか、制度導入自治体との連携拡大を図り利便性向上に努める。 また、性的マイノリティが抱える様々な困難の解消に繋がるよう取組を行う。	今後も性的マイノリティに関する市民理解を促すほか、当事者や関係する方の不安を解消するため、効果的な相談事業の構築を図る。	調査結果を受け、女性への支援施策について検討する。今後も適切な相談・支援体制を維持していく。
関連計画		札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023
計画期間		令和5年度～令和9年度	令和5年度～令和9年度	令和5年度～令和9年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		133	134	135
担当局・区		保健福祉局	保健福祉局	子ども未来局
担当部・室		総務部	保険医療部	子ども育成部
基本的方向 -施策の柱		3-①	3-①	3-①
事業名		生活困窮者自立相談支援事業	ひとり親家庭等医療費助成事業	困難を抱える若年女性支援事業
事業概要		生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。	ひとり親家庭等の親及び子の保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援等を実施します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業	プラン掲載事業)掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	259,577	641,252	18,724
	実施内容	新規相談件数:自立相談支援事業所(ステップ)5,468件、自立相談支援事業所(JOIN)811件 ステップの出張相談会:128回	一定の要件を満たすひとり親家庭等の子及び親に係る医療費自己負担分の一部を助成。(親は入院と訪問看護に係る医療費のみ対象) ・助成件数 268,944件	アウトリーチ支援(夜間見回り:12回、SNS見回り:47回、相談及び面談の実施状況:144人) 居場所の提供(短期6回、長期1回) 自立支援(計画策定人数:1人) 関係機関との連携状況(10回) 居場所事業の先行事例視察の実施 若年女性の実態把握及び今後の事業構築に向けた若年女性及び支援団体職員へのヒアリング調査の実施
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	2か所の自立相談支援事業所(ステップ、JOIN)にて引き続き相談を受け付けるほか、市内各所での出張相談・巡回相談を行う。	一定の要件を満たすひとり親家庭等の子及び親に係る医療費自己負担分の一部を助成。 (親は入院と訪問看護に係る医療費のみ対象。なお、生計維持者が住民税非課税の場合の親については、令和6年8月から、入院・訪問看護に加え、通院に係る医療費を助成対象とする。)	アウトリーチ支援 ・夜間見回り、SNS見回り ・相談及び面談の実施 居場所の提供 自立支援 関係機関との連携
	予算額 (千円)	259,252	867,341	18,000
今後の目標と課題		生活困窮者への支援は一定の成果を上げているが、様々な理由で未だ支援につながっていない困窮者も存在することから、関係機関と連携した支援を行う。	ひとり親家庭等の親及び子の保健の向上や福祉の増進を図るため、今後も当該事業を継続する。	・関係機関との連携を積極的に行う。 ・より効果的に事業周知をするための手法を検討する。 ・SNS見回りでは、緊急性が高い投稿だけではなく、気になるキーワードを呟いているアカウントに広くダイレクトメッセージを送ることで、事業周知を図る。
関連計画				第3次札幌市児童相談体制強化プラン
計画期間				令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		136	137	138
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		3-①	3-①	3-①
事業名		ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	ひとり親家庭等養育費確保支援事業
事業概要		ひとり親家庭の児童に対する学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり親家庭の不安感を解消、ひとり親家庭の自立を促進するため、学習支援ボランティア事業を実施します。	ひとり親家庭等の様々な問題に対応するため、ひとり親家庭支援センターにおいて弁護士による法律相談や臨床心理士による診療相談を行うほか、夜間、休日に行う相談業務を推進します。	ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するため、公正証書の作成、調停等に要する費用の一部を補助します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	6,779	－	3,881
	実施内容	小学3年生から中学3年生を対象として、市内10区(10か所)の会場において、大学生等のボランティアによる学習支援を実施した。 登録児童生徒数(3月末時点)210人 年間参加人数 延べ3,322人	ひとり親家庭等を対象として、生活一般に係る悩みごとや養育費に関する、離婚等に係るメンタルケアなど、諸問題の解決に向けて、相談業務を実施した。 一般相談 延べ3,161件 法律相談(月4回実施)延べ245件 心療相談(月2回実施)延べ26件	養育費の取決めや確保に向けた手続き等に係る以下の費用に対して補助を実施した。 ①民間ADR(裁判外紛争解決手続き)による養育費の取決めに向けた協議 1件 ②養育費に係る公正証書等の作成 202件 ③養育費の支払に係る保証会社との養育費保証契約の締結 3件
自己評価		B	－	A
令和6年度実施計画	計画内容	市内全10区で小学3年生から中学3年生を対象として、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を実施する。また、令和6年度よりきょうだいが登録・出席している小学1・2年生および中学3年生時に本事業に参加していた高校1年生も対象に追加している。	ひとり親家庭等を対象に、生活や養育費、離婚等に係るメンタルケアなどに係る相談業務を実施する。	養育費の取決めや確保に向けた手続き等に係る以下の費用に対して補助を実施する。 ①民間ADR(裁判外紛争解決手続き)による養育費の取決めに向けた協議 ②養育費に係る公正証書等の作成 ③養育費の支払に係る保証会社との養育費保証契約の締結 さらに、不払い発生時における強制執行手続きにかかる費用の一部も補助する。
	予算額 (千円)	6,900	－	6,400
今後の目標と課題		参加児童数を増やすことができるよう、LINE等を活用した広報を積極的に行う。	ひとり親家庭支援センターの認知度向上を図るため、広報を充実させていく。	より多くの人に利用してもらえるよう、広報活動を積極的に行う。
関連計画		①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間		①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		139	140	141
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		3-①	3-①	3-①
事業名		保育所の優先入所	母子生活支援施設の運営	母子生活支援施設を活用した女性支援事業
事業概要		ひとり親家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、就職活動中や就職確定後の保育所入所の優遇制度を継続します。	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情がある女子が、生活、住宅、就職等の解決困難な問題を持っているため、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のための生活を支援し、相談、指導等を行います。	DV被害などにより不安を抱える母子や産前産後の母子に対する支援体制強化のため、母子生活支援施設への職員配置の強化や、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施する産前産後母子支援事業を実施します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	－	294,688	－
	実施内容	ひとり親家庭に対する利用調整基準点の加点(120点)	配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性が生活や住宅、就職等解決困難な問題を抱えているため、児童の福祉に欠ける場合、その女性と児童を当該施設において保護し、自立のための支援を行った。 施設数 5施設 定員 100世帯 入所世帯数 延764世帯(年間)	
自己評価		A	A	-
令和6年度実施計画	計画内容	令和5年度と同内容で実施。	生活や住宅、就職等解決困難な問題を抱え、児童の福祉に欠ける母子世帯を当該施設において保護し、自立に向けた支援を行う。	夜間当直体制を整備した施設や、心理療法担当職員を配置した施設について支援する。
	予算額 (千円)	－	294,628	5,500
今後の目標と課題		今後も当該制度を継続していく	生活、住宅、就職等に問題を抱える母子家庭の母と児童の保護及び自立促進のために当施設の果たす役割は大きいと、今後も事業を継続する。	支援体制の強化を通じて、産前産後の母子支援の実施に向けて検討する。
関連計画			①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間			①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		142	112	143
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		3-①	3-①	3-①
事業名		母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親・婦人相談の推進(再掲)	養育費相談の推進
事業概要		母子家庭、父子家庭、寡婦に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために事業や修学などの各種資金の貸付を行います。	ひとり親家庭等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付や生活全般に関する相談、DV被害者に対する適切な情報提供や助言を行います。	養育費に関する情報提供を図るため、各区の母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談などの制度の周知を進めます。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	32,746	64,892	－
	実施内容	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、福祉を増進するために必要な12種類の資金の貸付を実施した。 1 貸付件数 75件 (1)母子 66件 (2)父子 5件 (3)寡婦 4件 2 貸付金額 (1)母子 26,557千円 (2)父子 3,963千円 (3)寡婦 2,226千円	各区に配置する母子・婦人相談員により、母子家庭及び寡婦、DV被害者等に対する各種相談、援助、指導等を実施した。 1相談員数 18人 2相談件数 年間9,900件	各区の母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談等で、養育費相談を実施した。 養育費相談件数 1ひとり親家庭支援センター 509件 2母子・婦人相談員 633件 また、養育費の相談を受ける相談員は、養育費に関する研修を受講した。
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、福祉を増進するために必要な12種類の資金の貸付を実施する。	各区に配置する母子・婦人相談員により、母子家庭及び寡婦、DV被害者等に対する各種相談、援助、指導等を実施する。 相談員数18人	各区の母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談等で、養育費相談を実施する。また、養育費の相談を受ける相談員は、養育費に関する研修を受講する。
	予算額 (千円)	37,963	75,948	－
今後の目標と課題		ひとり親家庭等の経済的自立を図り、扶養している児童の福祉を増進するために有効な事業であるため、今後も継続する。	DV相談・女性(婦人)相談を含め、当該DV・女性施策所管課と事業の在り方や連携については引き続き検討課題とする。	母子家庭等の自立を支える事業であるため、今後も継続する。
関連計画		①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	札幌市ひとり親家庭等自立促進計画
計画期間		①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度	平成30年度～令和6年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		144	145	146
担当局・区		子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部・室		子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		3-②	3-②	3-②
事業名		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭等就業支援事業の充実
事業概要		高等職業訓練促進給付金を受給して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。	①自立支援教育訓練給付金事業ひとり親家庭の親の資格取得を支援するため、市の指定講座の受講終了後に、給付金を支給します。 ②高等職業訓練促進給付金事業ひとり親家庭の親が一定要件を満たす養成機関に通う際に、生活の負担軽減のため、給付金を支給します。 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。	ひとり親家庭等の就労による自立促進のため、就労に関する各種相談、求人情報の提供、希望する雇用条件等を登録した方への就職斡旋、母子・父子自立支援プログラムの推進、セミナー開催、知識や技能を習得する各種講習会の開催等により就業支援を実施します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業	プラン掲載事業、掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	11,950	249,343	38,509
	実施内容	入学準備金と就職準備金の貸付を行った。 ①入学準備金 (1)貸付件数 19件 (2)金額 9,350千円 ②就職準備金 (1)貸付件数 13件 (2)金額 2,600千円	就職に有利な資格取得を支援するため、①～③の給付金事業を行った。 ①自立支援教育訓練給付金事業 支給人数 32人 ②高等職業訓練促進給付金事業 支給人数 225人 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 支給人数 1人	就労に関する各種相談、求人情報の提供等の就業支援を実施した。 就業相談 延べ3,616件 就業情報の提供 延べ638人 母子・父子自立支援プログラム策定数 76件 就業支援講習会 12講座開催 就業支援講習会参加者 延べ2,676人
自己評価		A	A	B
令和6年度実施計画	計画内容	入学準備金と就職準備金の貸付を行う。	就職に有利な資格取得を支援するため、①～③の給付金事業を行う。 ①自立支援教育訓練給付金事業 ②高等職業訓練促進給付金事業 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭等の就労による自立促進のため、就労に関する各種相談、求人情報の提供等に応じるほか、就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等の実施やハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施する。
	予算額 (千円)	24,000	298,000	38,830
今後の目標と課題		母子家庭等の自立を支える事業であるため、今後も継続する。	母子家庭等の自立を支える事業であるため、今後も継続する。	ひとり親家庭支援センターの認知度向上を図るため、広報を充実させていく。
関連計画		札幌市ひとり親家庭等自立促進計画	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン	①札幌市ひとり親家庭等自立促進計画 ②第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間		平成30年度～令和6年度	①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度	①平成30年度～令和6年度 ②令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	78	147	148
担当局・区	経済観光局	総務局	市民文化局
担当部・室	産業振興部	国際部	市民生活部
基本的方向 -施策の柱	3-②	3-③	3-③
事業名	就業サポートセンター等事業(再掲)	さっぽろ外国人相談窓口の運営	アイヌ生活相談員の配置
事業概要	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談又は電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。	外国人生活者を対象として、行政手続きや暮らしに関する情報提供、相談対応を多言語で一元的に実施します。	アイヌ民族の生活実態の把握や、各種生活相談に対応するため、アイヌ生活相談員を配置します。
プラン掲載の有無	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	187,983	29,425
	実施内容	就業サポートセンター・あいワークにて、再就職を目指す方等を対象に、セミナー、個別カウンセリング、職業相談、職業紹介を実施したほか、求職者または在職者の解雇等の労働問題や健康保険・年金などの社会保険に関する悩みに対し、社会保険労務士による巡回相談を実施した。 ・職業相談件数 60,642件 ・セミナー参加人数(延べ)1,379人 ・労働問題・社会保険等に関する相談件数 519件 ※各実績は男女の相談件数の合計値。	札幌に住む外国人が日常生活において直面する課題について、相談者自らが解決に向けた行動が出来るような助言や提案を行った。 その中で、出産に関すること等の女性特有の相談にも、令和5年度中に214件対応した(令和5年度の相談件数は計1,624件)。
自己評価		A	A
令和6年度実施計画	計画内容	引き続き、就業サポートセンター、あいワークにて、再就職を目指す方等に、セミナー、個別カウンセリング、職業相談、職業紹介を実施するほか、求職者または在職者の労働問題・社会保険などの働くこと全般に関する相談に応じるため、社会保険労務士による巡回相談を実施する。	令和6年度についても昨年度同様にきめ細かに対応していくが、毎週水曜日は営業時間を19時まで延長する等、さらに体制を充実し対応していく。
	予算額(千円)	194,000	33,089
今後の目標と課題		利用者の労働条件・職場環境をはじめとする相談内容等を踏まえた効果的な支援の在り方を検討していくほか、本事業の利用者増のための方策について検討する。	札幌市の外国人市民は直近10年間で約2倍になっており、今後も増加することが想定される。 外国人の数が増えるに伴う相談内容の多様化や、在留制度等の変更への対応も必要であるため、随時体制をブラッシュアップしていく。
関連計画		①札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023、②さっぽろ未来創生プラン	札幌市多文化共生・国際交流基本方針
計画期間		①令和5年度～令和9年度 ②令和2年度～令和6年度	令和5年度～令和14年度
			第2次札幌市アイヌ施策推進計画
			令和3年度～令和12年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		131	132	135
担当局・区		市民文化局	市民文化局	子ども未来局
担当部・室		男女共同参画室	男女共同参画室	子ども育成部
基本的方向 -施策の柱		3-③	3-③	3-③
事業名		性的マイノリティ電話相談事業(再掲)	困難を抱える女性支援事業(再掲)	困難を抱える若年女性支援事業(再掲)
事業概要		性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。	暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援等を実施します。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	1,970	6,530	18,724
	実施内容	令和5年度は199件の相談が寄せられた。(平成29年6月1日の開設から累計1,452件)	生活支援物資等の配布を伴う相談会、ワークショップに併せた相談支援イベントを開催した。イベント来場者の悩み事についてヒアリングを行い、相談窓口の紹介等を実施した。 相談会4回:参加者594人 ワークショップ2回:19人 SNS相談窓口を開設し、必要な助言、情報提供を行った。 SNS相談件数:553件	アウトリーチ支援(夜間見回り:12回、SNS見回り:47回、相談及び面談の実施状況:144人) 居場所の提供(短期6回、長期1回) 自立支援(計画策定人数:1人) 関係機関との連携状況(10回) 居場所事業の先行事例視察の実施 若年女性の実態把握及び今後の事業構築に向けた若年女性及び支援団体職員へのヒアリング調査の実施
自己評価		A	A	A
令和6年度実施計画	計画内容	実施回数を毎週から月2回に変更し、引き続き誰もが気軽に相談できる窓口を開設することで、正しい知識の普及啓発を図る。 また、新たな手法による相談事業の実施を検討する。	生活支援物資等の配布を伴う相談会、ワークショップに併せた相談支援イベントを開催。 困難女性支援法施行に伴い、女性が抱える問題等を把握するため、市内在住18歳以上の女性を対象とした調査業務を実施する。	アウトリーチ支援 ・夜間見回り、SNS見回り ・相談及び面談の実施 居場所の提供 自立支援 関係機関との連携
	予算額(千円)	1,980	9,100	18,000
今後の目標と課題		今後も性的マイノリティに関する市民理解を促すほか、当事者や関係する方の不安を解消するため、効果的な相談事業の構築を図る。	調査結果を受け、女性への支援施策について検討する。今後も適切な相談・支援体制を維持していく。	・関係機関との連携を積極的に行う。 ・より効果的に事業周知をするための手法を検討する。 ・SNS見回りでは、緊急性が高い投稿だけではなく、気になるキーワードを呟いているアカウントに広くダイレクトメッセージを送ることで、事業周知を図る。
関連計画		札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023	札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023	第3次札幌市児童相談体制強化プラン
計画期間		令和5年度～令和9年度	令和5年度～令和9年度	令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		149	150	96
担当局・区		市民文化局	子ども未来局	教育委員会
担当部・室		男女共同参画室	子育て支援部	学校教育部
基本的方向 -施策の柱		4-①	4-①	4-①
事業名		健康支援事業	思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	性に関する指導の充実(再掲)
事業概要		性と生殖に関する健康と権利について意識の普及を目的に、講座・セミナー等を実施します。	10～20代の人工妊娠中絶及び性感染症の罹患・反復防止のため、医療機関と保健センターが連携し正しい避妊方法や性感染症予防のための相談・指導を行います。	子どもの発達の段階や実態に応じた性に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて推進されるよう、「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実に努めます。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実に努めます。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業
令和5年度実績	決算額(千円)	18	947	1,600
	実施内容	北海道内で包括的性教育の普及やSRHR(性と生殖に関する健康と権利)について普及啓発を目的に、座談会を実施しオンラインマガジンnoteにおいて札幌市や北海道の包括的性教育の現状を発信した。 健康支援事業(オンライン座談会「包括的性教育を語ろう」)	1 人工妊娠中絶・性感染症の予防に関する保健指導の実施 ・医療機関による指導・相談 1,170件 ・保健センターによる相談 2 普及啓発 大学・専門学校の学生及び児童・生徒の保護者への普及啓発 9,090件 小中高校生への普及啓発 1,923件 3 職員研修	1 産婦人科医師及び助産師による講師派遣事業 ○講師派遣校数 ・小学校35校 ・中学校42校 ・高等学校3校 2 「人間尊重の教育」推進事業において、「多様な性」を切り口とした教育活動を進める上で「性に関する指導の手引」を活用した。
自己評価		B	B	A
令和6年度実施計画	計画内容	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する学びの場や情報源を提供する。	1 人工妊娠中絶・性感染症の予防に関する保健指導の実施 ・医療機関による指導・相談 ・保健センターによる相談 2 普及啓発 大学・専門学校の学生及び児童・生徒への保護者への普及啓発 3 職員研修の実施	1 産婦人科医師及び助産師による講師派遣事業 ○講師派遣校数 ・小学校39校 ・中学校44校 ・高等学校2校 2 「人間尊重の教育」推進事業において、「多様な性」を切り口とした教育活動を進める上で「性に関する指導の手引」を活用予定。
	予算額(千円)	319	2,033	1,700
今後の目標と課題		包括的性教育、SRHR(性と生殖に関する健康と権利)についての市民の課題感の把握を行い、包括的性教育、SRHRを身近なものとして感じられるようなツールを構築していく。	地域や学校等の関係機関との連携により、思春期保健の課題を共有し、地域特性に応じた普及啓発や支援を行っていく。	上記1の事業について、中学校においては隔年で実施し、2年で全校へ派遣する仕組みを継続していく。小学校においては、抽選の結果、派遣校とまらない学校が多いので、派遣校数の増加や自校における取組の充実に努める。
関連計画			第4次さっぽろ子ども未来プラン	第2期札幌市教育振興基本計画
計画期間			令和2年度～令和6年度	令和6年度～令和15年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号		151	152	153
担当局・区		保健福祉局	保健福祉局	子ども未来局
担当部・室		ウェルネス推進部	ウェルネス推進部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱		4-②	4-②	4-②
事業名		産婦人科救急コーディネート事業	女性のフレッシュ健診	妊娠期からの相談支援の充実
事業概要		産婦人科救急医療機関への搬送依頼に迅速に対応するため、空きベッド状況を確認し搬送コーディネートをする「産婦人科救急情報オペレート業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで相談者の不安を解消する「産婦人科救急相談電話」を実施します。	職場等で健康診断を受ける機会のない18～39歳までの家庭の主婦、自営業の女性等を対象とし、札幌市中央健康づくりセンターで健康診査を実施します。	安心・安全な妊娠・出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、リスクアセスメントを実施することで、ハイリスク妊婦を早期に把握し、継続的な支援を行います。
プラン掲載の有無		プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業	プラン掲載事業) 掲載外事業
令和5年度実績	決算額 (千円)	154,574	—	3,169
	実施内容	産婦人科救急医療機関への搬送依頼に迅速に対応するため、空きベッド状況を確認し搬送コーディネートをする「産婦人科救急情報オペレート業務」及び産婦人科疾患に関する相談を受けることで相談者の不安を解消する「産婦人科救急相談電話」を引き続き実施した。 相談時間: 19時から翌日9時 相談件数: 1,090件	健康診断(血液検査など)骨密度測定の同時受診。 令和5年10月から中央健康づくりセンターが保全改修工事で休館のため令和5年11月から西健康づくりセンターで実施。 ・実施回数 47回 ・受診者数 554人	母子健康手帳交付時に対象者と面接を実施(10,322件)。また、面接時のリスクアセスメントにより把握したハイリスク妊婦に対して継続支援を実施(2,386件)。
自己評価		A	B	A
令和6年度実施計画	計画内容	引き続き、「産婦人科救急情報オペレート業務」、「産婦人科救急相談電話」を実施し、必要な方へ適切な救急医療の提供を図っていく。	引き続き、西健康づくりセンターで実施。改修工事終了後(令和7年春頃)は、中央健康づくりセンターで実施予定。	継続して母子健康手帳交付時に保健師や母子保健相談員が面接し、相談・助言・保健指導を行う。
	予算額 (千円)	152,505	—	3,969
今後の目標と課題		早急な受診が必要と考えられる患者の受入れを行う産婦人科救急医療機関の安定的な確保に努めていく。	今後も引き続き継続して事業を実施する。建物の保全改修工事のため、通常どおりの実施が行えない状況ではあるが、対応について検討し適切に実施していく。	今後も母子手帳交付時に全ての妊婦と面談し、リスクアセスメントを実施し、ハイリスク妊婦を早期に把握し支援につなぐ。
関連計画		さっぽろ医療計画2024	健康さっぽろ21(第二次)	第4次さっぽろ子ども未来プラン
計画期間		令和6年度～令和11年度	平成26年度～令和6年度	令和2年度～令和6年度

【基本目標Ⅲ 誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】

事業番号	154		
担当局・区	子ども未来局		
担当部・室	子育て支援部		
基本的方向 -施策の柱	4-②		
事業名	母子訪問指導事業の推進		
事業概要	保健師や母子保健訪問指導員の訪問により、妊娠・出産・育児などに関する正しい知識の普及啓発とともに、乳児及び妊産婦の心身の状況や養育環境の把握を行うなど、育児相談・保健指導を実施します。		
プラン掲載の有無	プラン掲載事業) 掲載外事業		
令和5年度実績	決算額 (千円)	67,444	
	実施内容	母子保健訪問指導事業 ・妊婦訪問件数 4,339件(延べ) ・乳児家庭全戸訪問件数 未確定	
自己評価		A	
令和6年度実施計画	計画内容	妊娠届出書、出産連絡票等を基に対象者に訪問指導を行う。	
	予算額 (千円)	72,601	
今後の目標と課題		乳児家庭全戸訪問の訪問実施率は高い水準を維持しているため、現状を維持していく。 妊婦訪問事業は令和5年度からは支援を必要とする経妊婦の訪問を開始している。初妊婦の訪問実施率は年々増加しており、引き続き実施率向上に努めていく。	
関連計画		第4次さっぽろ子ども未来プラン	
計画期間		令和2年度～令和6年度	

2 部局別掲載事業一覧

① 第5次男女共同参画さっぽろプラン体系順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
市民文化局	男女共同参画室	子ども向け男女共同参画意識啓発事業	1	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	子ども・若者への男女共同参画啓発事業	2	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	生涯学習情報の提供	3	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	4	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画に関する啓発事業の開催	5	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画に関する講座の推進	6	I	1	①
中央区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業	7	I	1	①
中央区	市民部	中央区みんなの講演会	8	I	1	①
北区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	9	I	1	①
東区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	10	I	1	①
白石区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	11	I	1	①
厚別区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	12	I	1	①
豊平区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	13	I	1	①
清田区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	14	I	1	①
南区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	15	I	1	①
西区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	16	I	1	①
手稲区	市民部	男女共同参画等に関する学習事業の実施	17	I	1	①
手稲区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	18	I	1	①
教育委員会	生涯学習部	さっぽろ市民カレッジ	19	I	1	①
教育委員会	学校教育部	人間尊重の教育	20	I	1	①
まちづくり政策局	政策企画部ユニバーサル推進室	ユニバーサル推進事業	—	I	1	①
市民文化局	男女共同参画室	公的な催事における託児の実施	21	I	1	②
市民文化局	男女共同参画室	国際社会と連動した情報発信	22	I	1	②
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画活動団体とのネットワーク構築・強化	23	I	1	②
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画活動団体への支援	24	I	1	②
東区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	25	I	1	②
厚別区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	26	I	1	②
豊平区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	27	I	1	②
南区	市民部	各種サークル等の交流事業の支援	28	I	1	②
南区	市民部	各種女性スポーツ団体・グループへの支援	29	I	1	②
手稲区	市民部	各種市民団体・グループへの支援	30	I	1	②
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画センター相談事業の推進	31	I	1	③
市民文化局	男女共同参画室	テクノロジー分野における男女格差の解消	32	I	1	③
市民文化局	男女共同参画室	ホームページや情報システムによる情報収集・提供	33	I	1	③
総務局	職員部	札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	34	II	1	①
市民文化局	男女共同参画室	意思決定過程への女性の参画の推進	35	II	1	①
市民文化局	男女共同参画室	女性の人材発掘とデータの収集・整備	36	II	1	①
市民文化局	男女共同参画室	審議会等委員への女性の登用促進	37	II	1	①
人事委員会事務局	人事委員会事務局	市職員の昇任意欲を喚起する取組	38	II	1	①
消防局	総務部	女性消防吏員の増員に向けた広報	—	II	1	①
総務局	職員部	市職員のセクシュアルハラスメント等の防止に関する啓発	39	II	1	②
市民文化局	男女共同参画室	男女が共に活躍するための意識啓発	40	II	1	②
市民文化局	男女共同参画室	女性の継続就業に関する啓発	41	II	1	②
市民文化局	男女共同参画室	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度の運用	42	II	1	③
市民文化局	男女共同参画室	ワーク・ライフ支援事業	43	II	1	③

2 部局別掲載事業一覧

① 第5次男女共同参画さっぽろプラン体系順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
子ども未来局	子ども育成部	育児休業取得助成事業	44	Ⅱ	1	③
経済観光局	産業振興部	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業への融資	45	Ⅱ	1	③
経済観光局	産業振興部	働き方改革推進事業	46	Ⅱ	1	③
建設局	土木部	建設産業活性化推進事業	47	Ⅱ	1	③
経済観光局	産業振興部	札幌企業SDGs推進事業	—	Ⅱ	1	③
市民文化局	男女共同参画室	家庭責任の分担意識にかかる啓発	48	Ⅱ	2	①
保健福祉局	ウェルネス推進部	男性料理サークル等の活動支援	49	Ⅱ	2	①
子ども未来局	子育て支援部	マタニティ教室	50	Ⅱ	2	①
子ども未来局	子育て支援部	ワーキング・マタニティスクール	51	Ⅱ	2	①
保健福祉局	ウェルネス推進部	若い世代の食育事業「本気（まじ）めしプロジェクト」	52	Ⅱ	2	①
子ども未来局	子育て支援部	父親による子育て推進事業	53	Ⅱ	2	①
保健福祉局	高齢保健福祉部	介護に関する情報の効果的な提供	54	Ⅱ	2	②
保健福祉局	高齢保健福祉部	地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	55	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子ども育成部	児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	56	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子ども育成部	留守家庭児童対策事業の促進	57	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	一時預かり事業	58	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	家庭的保育事業（保育ママ）	59	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	休日保育事業	60	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	区保育・子育て支援センター事業	61	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	子育てサロン事業	62	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	時間外保育事業	63	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	事業所内保育事業	64	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	小規模保育事業	65	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	助産施設の提供	66	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	私立保育所の整備	67	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	地域型保育事業所の整備	68	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	地域子育て支援推進事業	69	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	認定こども園の整備	70	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等日常生活支援事業	71	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	病後児デイサービス事業	72	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	ファミリー・サポート・センター事業	73	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	保育士等支援事業	74	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	保育人材確保緊急対策事業	75	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	夜間保育事業	76	Ⅱ	2	②
都市局	市街地整備部	市営住宅への優先入居の推進	77	Ⅱ	2	②
子ども未来局	子育て支援部	こども誰でも通園制度	—	Ⅱ	2	②
経済観光局	産業振興部	就業サポートセンター等事業	78	Ⅱ	3	①
経済観光局	産業振興部	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	79	Ⅱ	3	①
市民文化局	男女共同参画室	女性のためのコワーキングスペース事業	80	Ⅱ	3	②
経済観光局	産業振興部	女性の起業に対する支援	81	Ⅱ	3	②
市民文化局	市民自治推進室	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	82	Ⅱ	4	①
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画の視点に立った災害対応のためのネットワーク事業	83	Ⅱ	4	②
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	84	Ⅱ	4	②
市民文化局	男女共同参画室	DV防止講座の実施	85	Ⅲ	1	①
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	86	Ⅲ	1	①

2 部局別掲載事業一覧

① 第5次男女共同参画さっぽろプラン体系順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力に関する調査研究の推進	87	Ⅲ	1	①
中央区	市民部	DV・性暴力根絶のための啓発事業	88	Ⅲ	1	①
東区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	89	Ⅲ	1	①
白石区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	90	Ⅲ	1	①
厚別区	市民部	配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	91	Ⅲ	1	①
豊平区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	92	Ⅲ	1	①
清田区	市民部	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	93	Ⅲ	1	①
南区	市民部	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	94	Ⅲ	1	①
手稲区	市民部	配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	95	Ⅲ	1	①
教育委員会	学校教育部	性に関する指導の充実	96	Ⅲ	1	①
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民基本台帳事務における支援措置	97	Ⅲ	1	②
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	被害者の情報管理の徹底	98	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	安心できる迅速な一時保護体制づくり	99	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	カウンセリング事業	100	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	市職員庁内研修の強化	101	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	障がい者相談支援事業所との連携	102	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	103	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	相談等に携わる職員への研修等の充実	104	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	地域包括支援センターとの連携	105	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	106	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	107	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力の早期発見のための啓発促進	108	Ⅲ	1	②
保健福祉局	高齢保健福祉部	民生委員による巡回相談	109	Ⅲ	1	②
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭への経済的支援の推進	110	Ⅲ	1	②
子ども未来局	子育て支援部	母子緊急一時保護事業	111	Ⅲ	1	②
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親・婦人相談の推進	112	Ⅲ	1	②
子ども未来局	児童相談所	子育て短期支援事業	113	Ⅲ	1	②
都市局	市街地整備部	配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進	114	Ⅲ	1	②
市民文化局	男女共同参画室	要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	115	Ⅲ	1	③
保健福祉局	総務部	札幌まなびのサポート事業	116	Ⅲ	1	③
子ども未来局	児童相談所	子ども安心ホットライン	117	Ⅲ	1	③
子ども未来局	児童相談所	児童相談所・区役所家庭児童相談室	118	Ⅲ	1	③
教育委員会	学校教育部	スクールカウンセラー活用事業	119	Ⅲ	1	③
教育委員会	学校教育部	スクールソーシャルワーカー活用事業	120	Ⅲ	1	③
市民文化局	地域振興部	犯罪被害者等支援制度	121	Ⅲ	1	④
市民文化局	男女共同参画室	女性のための性暴力被害相談	122	Ⅲ	1	④
市民文化局	男女共同参画室	性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	123	Ⅲ	1	④
総務局	職員部	性的マイノリティに関する研修	124	Ⅲ	2	①
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティに関する研修	125	Ⅲ	2	①
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティの理解促進	126	Ⅲ	2	①
教育委員会	学校教育部	人間尊重の教育に関する研修	127	Ⅲ	2	①
教育委員会	中央図書館	LGBTコーナーの設置	128	Ⅲ	2	①
市民文化局	男女共同参画室	札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	129	Ⅲ	2	②
市民文化局	男女共同参画室	札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	130	Ⅲ	2	②
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティ電話相談事業	131	Ⅲ	2	②

2 部局別掲載事業一覧

① 第5次男女共同参画さっぽろプラン体系順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
市民文化局	男女共同参画室	困難を抱える女性支援事業	132	Ⅲ	3	①
保健福祉局	総務部	生活困窮者自立相談支援事業	133	Ⅲ	3	①
保健福祉局	保険医療部	ひとり親家庭等医療費助成事業	134	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子ども育成部	困難を抱える若年女性支援事業	135	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	136	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	137	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等養育費確保支援事業	138	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	保育所の優先入所	139	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	母子生活支援施設の運営	140	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	母子生活支援施設を活用した女性支援事業	141	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	母子父子寡婦福祉資金の貸付	142	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親・婦人相談の推進（再掲）	112	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	養育費相談の推進	143	Ⅲ	3	①
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	144	Ⅲ	3	②
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭自立支援給付金事業	145	Ⅲ	3	②
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等就業支援事業の充実	146	Ⅲ	3	②
経済観光局	産業振興部	就業サポートセンター等事業（再掲）	78	Ⅲ	3	②
総務局	国際部	さっぽろ外国人相談窓口の運営	147	Ⅲ	3	③
市民文化局	市民生活部	アイヌ生活相談員の配置	148	Ⅲ	3	③
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティ電話相談事業（再掲）	131	Ⅲ	3	③
市民文化局	男女共同参画室	困難を抱える女性支援事業（再掲）	132	Ⅲ	3	③
子ども未来局	子ども育成部	困難を抱える若年女性支援事業（再掲）	135	Ⅲ	3	③
市民文化局	男女共同参画室	健康支援事業	149	Ⅲ	4	①
子ども未来局	子育て支援部	思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	150	Ⅲ	4	①
教育委員会	学校教育部	性に関する指導の充実（再掲）	96	Ⅲ	4	①
保健福祉局	ウェルネス推進部	産婦人科救急コーディネート事業	151	Ⅲ	4	②
保健福祉局	ウェルネス推進部	女性のフレッシュ健診	152	Ⅲ	4	②
子ども未来局	子育て支援部	妊娠期からの相談支援の充実	153	Ⅲ	4	②
子ども未来局	子育て支援部	母子訪問指導事業の推進	154	Ⅲ	4	②

2 部局別掲載事業一覧

② 機構順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
総務局	国際部	さっぽろ外国人相談窓口の運営	147	Ⅲ	3	③
	職員部	札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	34	Ⅱ	1	①
		市職員のセクシュアルハラスメント等の防止に関する啓発	39	Ⅱ	1	②
		性的マイノリティに関する研修	124	Ⅲ	2	①
デジタル戦略推進局	スマートシティ推進部	住民基本台帳事務における支援措置	97	Ⅲ	1	②
		被害者の情報管理の徹底	98	Ⅲ	1	②
まちづくり政策局	政策企画部ユニバーサル推進室	ユニバーサル推進事業	—	I	1	①
市民文化局	地域振興部	犯罪被害者等支援制度	121	Ⅲ	1	④
	市民自治推進室	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	82	Ⅱ	4	①
	市民生活部	アイヌ生活相談員の配置	148	Ⅲ	3	③
	男女共同参画室	子ども向け男女共同参画意識啓発事業	1	I	1	①
		子ども・若者への男女共同参画啓発事業	2	I	1	①
		生涯学習情報の提供	3	I	1	①
		男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	4	I	1	①
		男女共同参画に関する啓発事業の開催	5	I	1	①
		男女共同参画に関する講座の推進	6	I	1	①
		公的な催事における託児の実施	21	I	1	②
		国際社会と連動した情報発信	22	I	1	②
		男女共同参画活動団体とのネットワーク構築・強化	23	I	1	②
		男女共同参画活動団体への支援	24	I	1	②
		男女共同参画センター相談事業の推進	31	I	1	③
		テクノロジー分野における男女格差の解消	32	I	1	③
		ホームページや情報システムによる情報収集・提供	33	I	1	③
		意思決定過程への女性の参画の推進	35	Ⅱ	1	①
		女性の人材発掘とデータの収集・整備	36	Ⅱ	1	①
		審議会等委員への女性の登用促進	37	Ⅱ	1	①
		男女が共に活躍するための意識啓発	40	Ⅱ	1	②
		女性の継続就業に関する啓発	41	Ⅱ	1	②
		札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度の運用	42	Ⅱ	1	③
		ワーク・ライフ支援事業	43	Ⅱ	1	③
		家庭責任の分担意識にかかる啓発	48	Ⅱ	2	①
		女性のためのコワーキングスペース事業	80	Ⅱ	3	②
		男女共同参画の視点に立った災害対応のためのネットワーク事業	83	Ⅱ	4	②
		男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	84	Ⅱ	4	②
		DV防止講座の実施	85	Ⅲ	1	①
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	86	Ⅲ	1	①
		配偶者暴力に関する調査研究の推進	87	Ⅲ	1	①
		安心できる迅速な一時保護体制づくり	99	Ⅲ	1	②
		カウンセリング事業	100	Ⅲ	1	②
		市職員庁内研修の強化	101	Ⅲ	1	②
		障がい者相談支援事業所との連携	102	Ⅲ	1	②
		自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	103	Ⅲ	1	②
		相談等に携わる職員への研修等の充実	104	Ⅲ	1	②
		地域包括支援センターとの連携	105	Ⅲ	1	②
		配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	106	Ⅲ	1	②

2 部局別掲載事業一覧

② 機構順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	107	Ⅲ	1	②
		配偶者暴力の早期発見のための啓発促進	108	Ⅲ	1	②
		要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	115	Ⅲ	1	③
		女性のための性暴力被害相談	122	Ⅲ	1	④
		性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	123	Ⅲ	1	④
		性的マイノリティに関する研修	125	Ⅲ	2	①
		性的マイノリティの理解促進	126	Ⅲ	2	①
		札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	129	Ⅲ	2	②
		札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	130	Ⅲ	2	②
		性的マイノリティ電話相談事業	131	Ⅲ	2	②
		困難を抱える女性支援事業	132	Ⅲ	3	①
		性的マイノリティ電話相談事業（再掲）	131	Ⅲ	3	③
		困難を抱える女性支援事業（再掲）	132	Ⅲ	3	③
		健康支援事業	149	Ⅲ	4	①
保健福祉局	総務部	札幌まなびのサポート事業	116	Ⅲ	1	③
		生活困窮者自立相談支援事業	133	Ⅲ	3	①
	高齢保健福祉部	介護に関する情報の効果的な提供	54	Ⅱ	2	②
		地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	55	Ⅱ	2	②
		民生委員による巡回相談	109	Ⅲ	1	②
	保険医療部	ひとり親家庭等医療費助成事業	134	Ⅲ	3	①
	ウェルネス推進部	男性料理サークル等の活動支援	49	Ⅱ	2	①
		若い世代の食育事業「本気（まじ）めしプロジェクト」	52	Ⅱ	2	①
		産婦人科救急コーディネート事業	151	Ⅲ	4	②
		女性のフレッシュ健診	152	Ⅲ	4	②
子ども未来局	子ども育成部	育児休業取得助成事業	44	Ⅱ	1	③
		児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	56	Ⅱ	2	②
		留守家庭児童対策事業の促進	57	Ⅱ	2	②
		困難を抱える若年女性支援事業	135	Ⅲ	3	①
		困難を抱える若年女性支援事業（再掲）	135	Ⅲ	3	③
	子育て支援部	マタニティ教室	50	Ⅱ	2	①
		ワーキング・マタニティスクール	51	Ⅱ	2	①
		父親による子育て推進事業	53	Ⅱ	2	①
		一時預かり事業	58	Ⅱ	2	②
		家庭的保育事業（保育ママ）	59	Ⅱ	2	②
		休日保育事業	60	Ⅱ	2	②
		区保育・子育て支援センター事業	61	Ⅱ	2	②
		子育てサロン事業	62	Ⅱ	2	②
		時間外保育事業	63	Ⅱ	2	②
		事業所内保育事業	64	Ⅱ	2	②
		小規模保育事業	65	Ⅱ	2	②
		助産施設の提供	66	Ⅱ	2	②
		私立保育所の整備	67	Ⅱ	2	②
		地域型保育事業所の整備	68	Ⅱ	2	②
		地域子育て支援推進事業	69	Ⅱ	2	②
		認定こども園の整備	70	Ⅱ	2	②

2 部局別掲載事業一覧

② 機構順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等日常生活支援事業	71	Ⅱ	2	②
		病後児デイサービス事業	72	Ⅱ	2	②
		ファミリー・サポート・センター事業	73	Ⅱ	2	②
		保育士等支援事業	74	Ⅱ	2	②
		保育人材確保緊急対策事業	75	Ⅱ	2	②
		夜間保育事業	76	Ⅱ	2	②
		こども誰でも通園制度	—	Ⅱ	2	②
		ひとり親家庭への経済的支援の推進	110	Ⅲ	1	②
		母子緊急一時保護事業	111	Ⅲ	1	②
		ひとり親・婦人相談の推進	112	Ⅲ	1	②
		ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	136	Ⅲ	3	①
		ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	137	Ⅲ	3	①
		ひとり親家庭等養育費確保支援事業	138	Ⅲ	3	①
		保育所の優先入所	139	Ⅲ	3	①
		母子生活支援施設の運営	140	Ⅲ	3	①
		母子生活支援施設を活用した女性支援事業	141	Ⅲ	3	①
		母子父子寡婦福祉資金の貸付	142	Ⅲ	3	①
		ひとり親・婦人相談の推進（再掲）	112	Ⅲ	3	①
		養育費相談の推進	143	Ⅲ	3	①
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	144	Ⅲ	3	②
		ひとり親家庭自立支援給付金事業	145	Ⅲ	3	②
		ひとり親家庭等就業支援事業の充実	146	Ⅲ	3	②
		思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	150	Ⅲ	4	①
		妊娠期からの相談支援の充実	153	Ⅲ	4	②
		母子訪問指導事業の推進	154	Ⅲ	4	②
	児童相談所	子育て短期支援事業	113	Ⅲ	1	②
		子ども安心ホットライン	117	Ⅲ	1	③
		児童相談所・区役所家庭児童相談室	118	Ⅲ	1	③
経済観光局	産業振興部	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業への融資	45	Ⅱ	1	③
		働き方改革推進事業	46	Ⅱ	1	③
		札幌企業SDGs推進事業	—	Ⅱ	1	③
		就業サポートセンター等事業	78	Ⅱ	3	①
		女性の多様な働き方支援窓口運営事業	79	Ⅱ	3	①
		女性の起業に対する支援	81	Ⅱ	3	②
		就業サポートセンター等事業（再掲）	78	Ⅲ	3	②
建設局	土木部	建設産業活性化推進事業	47	Ⅱ	1	③
都市局	市街地整備部	市営住宅への優先入居の推進	77	Ⅱ	2	②
		配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進	114	Ⅲ	1	②
消防局	総務部	女性消防吏員の増員に向けた広報	—	Ⅱ	1	①
中央区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業	7	I	1	①
		中央区みんなの講演会	8	I	1	①
		DV・性暴力根絶のための啓発事業	88	Ⅲ	1	①
北区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	9	I	1	①
東区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	10	I	1	①
		各種女性団体・グループへの支援	25	I	1	②

2 部局別掲載事業一覧

② 機構順一覧

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
東区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	89	Ⅲ	1	①
白石区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	11	I	1	①
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	90	Ⅲ	1	①
厚別区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	12	I	1	①
		各種女性団体・グループへの支援	26	I	1	②
		配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	91	Ⅲ	1	①
豊平区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	13	I	1	①
		各種女性団体・グループへの支援	27	I	1	②
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	92	Ⅲ	1	①
清田区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	14	I	1	①
		女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	93	Ⅲ	1	①
南区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	15	I	1	①
		各種サークル等の交流事業の支援	28	I	1	②
		各種女性スポーツ団体・グループへの支援	29	I	1	②
		女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	94	Ⅲ	1	①
西区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	16	I	1	①
手稲区	市民部	男女共同参画等に関する学習事業の実施	17	I	1	①
		男女共同参画に関する啓発事業の開催	18	I	1	①
		各種市民団体・グループへの支援	30	I	1	②
		配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	95	Ⅲ	1	①
教育委員会	生涯学習部	さっぽろ市民カレッジ	19	I	1	①
	学校教育部	人間尊重の教育	20	I	1	①
		性に関する指導の充実	96	Ⅲ	1	①
		スクールカウンセラー活用事業	119	Ⅲ	1	③
		スクールソーシャルワーカー活用事業	120	Ⅲ	1	③
		人間尊重の教育に関する研修	127	Ⅲ	2	①
		性に関する指導の充実（再掲）	96	Ⅲ	4	①
	中央図書館	L G B Tコーナーの設置	128	Ⅲ	2	①
人事委員会事務局	人事委員会事務局	市職員の昇任意欲を喚起する取組	38	Ⅱ	1	①

資 料

札幌市男女共同参画推進条例

平成 14 年 10 月 7 日

条例第 27 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 19 条)

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会(第 20 条)

第 4 章 雑則(第 21 条)

附則

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこととされている。

そして、国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び男女共同参画社会基本法の制定等、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。

また、札幌市においても、これまで、女性の自立と地位向上を図り、さらには、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきたところである。

しかし、社会全体では、男女の人権の尊重に関する認識がいまだ十分であるとは言えず、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度・慣行や男女間の不平等な取扱いが依然として根強く残っていることから、男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。加えて、少子高齢化の進行、経済環境の変化や情報社会の進展等の社会情勢に対応する上でも、男女共同参画をより一層推進し、男女共同参画社会を実現することが緊要な課題となっている。

ここに札幌市は、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することが重要であるという認識の下、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者

の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の職場などの生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しな

なければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する取組（積極的改善措置を含む。）を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、札幌市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（年次報告）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（推進体制の整備及び財政上の措置）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会等における男女共同参画の推進)

第13条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

第14条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

(教育及び学習の振興)

第15条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等に対する支援等)

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第17条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(苦情等の申出)

第18条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があると

き、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会

(札幌市男女共同参画審議会)

第 20 条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

- 2 第 20 条第 3 項の規定によりこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中「中高層建築物紛争調整委員会委員」を「／中高層建築物紛争調整委員会委員／男女共同参画審議会委員／」に改める。

男女共同参画行政関係年表

年	世界	日本	札幌市
1974 年 (昭和 49)			■厚生局婦人主査設置
1975 年 (昭和 50)	■国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）。「世界行動計画」採択	■「婦人問題企画推進本部」及び「総理府婦人問題担当室」設置 ■「婦人問題企画推進会議」スタート	■市民局青少年婦人部青少年婦人主幹新設 ■「札幌市婦人会館」市民局へ移管
1976 年 (昭和 51)	■「国連婦人の十年」スタート	■民法等の一部を改正する法律成立（離婚復氏制度）	■各区に「区青少年婦人活動推進員」を設置
1977 年 (昭和 52)		■「国内行動計画」策定 ■「国立婦人教育会館」開館	■「女性のための講演会」（後に「女と男のための講演会」に改称）開催
1978 年 (昭和 53)		■「婦人白書」発表	■札幌・ポートランド婦人交流事業開始
1979 年 (昭和 54)	■第 34 回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」採択		■「婦人の現状調査研究」発行
1980 年 (昭和 55)	■「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）。「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ■「女子差別撤廃条約」署名	■「女子差別撤廃条約」署名 ■「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」成立（配偶者の相続分引上げ等）	■市民局青少年婦人部婦人主幹新設 ■「百万都市の婦人—婦人の生活構造と生活志向に関する報告書」発行
1981 年 (昭和 56)	■「女子差別撤廃条約」発効 ■ILO156 号条約採択	■「国内行動計画後期重点目標」決定	■「札幌市婦人特定調査報告書」発行 ■「札幌市婦人問題懇話会」発足 ■「札幌市婦人文化センター」開館
1982 年 (昭和 57)			■札幌市婦人問題懇話会。「札幌市の女性のための施策への提言—女性の自立と地位向上をめざして」を提出
1984 年 (昭和 59)	■国連婦人の十年エスカップ地域政府間準備会議開催（東京）	■「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」成立（父母両系主義へ）	■「札幌市女性のための計画」策定 ■「札幌市女性のための行政推進会議」設置
1985 年 (昭和 60)	■「国連婦人の十年」世界会議開催（ナイロビ） ■「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	■「国籍法」改正 ■「男女雇用機会均等法」公布 ■「女子差別撤廃条約」批准	■サッポロフォーラム（後に「女と男のトークセッション」に改称）開催 ■女性消防吏員採用開始 ■ナイロビ世界会議NGOフォーラムに女性 8 名を派遣
1986 年 (昭和 61)		■「婦人問題企画推進有識者会議」開催 ■「男女雇用機会均等法」施行	■市民局青少年婦人部婦人課婦人係新設 ■「札幌市女性のための計画推進懇談会」開催 ■「男女平等教育指導資料」（教師用）作成
1987 年 (昭和 62)		■「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 — 男女共同参加型社会の形成を目指す」策定	■男女平等教育副読本「むすぶ心ひろがる未来」発行
1989 年 (昭和 64) (平成元)	■国連総会「子どもの権利条約」採択	■新学習指導要領告示（家庭科の男女共修）	■「札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱」制定 ■婦人文化センター拡充 ■現業職員の採用選考基準の改正（市長部局の現業職員の採用にあたり、男女の性区分を撤廃）
1990 年 (平成 2)	■国連経社理「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		■水道局現業職員の女性受験制限撤廃

年	世界	日本	札幌市
1991 年 (平成 3)		■「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）－男女の共同参画型社会の形成を目指す」策定 ■「育児休業法」公布	■「札幌市女性計画提言委員会」発足
1992 年 (平成 4)	■「環境と開発に関する国連会議」開催（リオデジャネイロ）	■「育児休業法」施行 ■婦人問題担当大臣の任命	■「女性問題に関する市民意識調査報告書」発行 ■部課係名を「青少年女性部」「女性企画課」「推推係」に名称変更 ■婦人文化センターを女性センターに名称変更
1993 年 (平成 5)	■「国連世界人権会議」開催（ウィーン） ■国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	■「パートタイム労働法」成立・施行	■札幌市女性計画提言委員会「第 2 次札幌市女性計画への提言－男女の共同参画によって築き上げる社会を目指して」を提出
1994 年 (平成 6)	■国際家族年 ■ILO 総会「パートタイムに関する条約」採択 ■「国際人口・開発会議」開催（カイロ）	■総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を設置 ■内閣総理大臣を本部長とし閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」を内閣に設置	■「男女の共同参画型社会を目指すさっぽろ計画」策定
1995 年 (平成 7)	■「社会開発サミット」開催（コペンハーゲン） ■国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ■「第 4 回世界女性会議」開催（北京）。「北京宣言及び行動綱領」採択	■「ILO 156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准 ■「育児・介護休業法」成立・施行（「育児休業法」の改正） ■「男女雇用機会均等法」の見直し作業開始	■「女性計画推進懇話会」設置 ■戦後 50 年記念事業「女性たちの歩み、そして未来」（講演会）開催 ■「NGO フォーラム北京' 95」に女性 14 名を派遣
1996 年 (平成 8)		■法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申 ■男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」を答申 ■「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ■男女共同参画推進連携会（えがりてネットワーク）発足	■「第 2 女性センター基本構想検討委員会」設置 ■同委員会「第 2 女性センター基本構想」を提出 ■北海道・東北・関東甲信越地区男女共同参画推進地域会議開催
1997 年 (平成 9)	■第 41 回婦人の地位向上委員会開催（ニューヨーク）	■男女共同参画審議会設置（法律） ■「男女雇用機会均等法」改正 ■「介護保険法」公布 ■労働基準法的女子保護規定の一部改正 ■男女共同参画白書発表	■女性問題に関する市民意識調査実施 ■「女性への暴力（家庭内暴力）」対策関係機関会議の設置 ■女性計画推進懇話会に公募市民枠を設定 ■小学校用男女平等教育副読本「心のハーモニー」発行
1998 年 (平成 10)		■男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」答申	■機構改革により女性企画室を設置。これに伴い女性企画課を男女共同参画課へ名称変更 ■「女性のための心とからだの相談員」「男女共同参画推進員」設置 ■女性への暴力に関する調査研究報告書発行
1999 年 (平成 11)	■エスキャップハイレベル政府間会議（バンコク）	■「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ■「食料・農業・農村基本法」の公布、施行（女性の参画促進を想定） ■男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	■（仮称）男女共同参画センター基本計画の策定 ■男女共同参画に関する企業意識調査実施

年	世界	日本	札幌市
2000 年 (平成 12)	■国連特別総会「女性 2000 年 会議」(ニューヨーク)におい て「政治宣言」及び「成果文書」 採択	■「ストーカー行為等の規制等に関す る法律」、「児童虐待の防止等に関する 法律」成立(平成 12 年 11 月施行) ■男女共同参画審議会「女性に対する 暴力に関する基本的方策について」 答申 ■男女共同参画審議会「男女共同参画 基本計画策定に当たっての基本的な 考え方」答申 ■「男女共同参画基本計画」閣議決定 ■「男女共同参画週間について」男女 共同参画推進本部決定	■女性企画室を男女共同参画推進室へ 名称変更 ■女性計画推進懇話会を男女共同参画 推進懇話会に名称変更 ■「札幌市女性計画行政推進会議」を 「札幌市男女共同参画行政推進会議」 に名称変更 ■札幌市男女共同参画推進懇話会。「21 世紀における札幌市の男女共同参画社 会の形成に向けて」諮問 ■「人権フォーラム」開催
2001 年 (平成 13)		■「男女共同参画会議」設置 ■内閣府男女共同参画局設置 ■「男女共同参画週間」開始 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」成立(平成 13 年 10 月施行;一部平成 14 年 4 月施行)	■(仮称)札幌市男女共同参画センター 実施事業検討会議設置 ■男女共同参画に関する市民意識調査 の実施 ■札幌市女性センター開館 20 周年記 念女性センターフェスティバル開催
2002 年 (平成 14)		■アフガニスタンの女性支援に関す る懇談会設置	■札幌市男女共同参画推進懇話会から 「21 世紀における札幌市の男女共同 参画社会の形成に向けて」を答申 ■(仮称)札幌市男女共同参画事業運 営会議設置 ■「札幌市男女共同参画推進条例」公 布(平成 14 年 10 月 7 日)、施行(平成 15 年 1 月 1 日) ■「札幌市男女共同参画推進懇話会」 廃止
2003 年 (平成 15)		■「次世代育成支援対策推進」成立(平 成 15 年 7 月施行) ■「性同一性障害者の性別の取扱いの 特例に関する法律」成立(平成 16 年 7 月施行) ■「女性のチャレンジ支援策の推進に ついて」男女共同参画推進本部決定 ■第 4 回、5 回女子差別撤廃条約実施 状況報告審議	■「男女共同参画さっぽろプラン」 策定(平成 15 年 1 月)、施行(4 月) ■札幌市男女共同参画審議会設置。 「(仮称)札幌市男女共同参画計画素案 について」諮問・答申 ■自営業者の家族従業者等実態調査の 実施 ■札幌市女性センター閉館 ■札幌市男女共同参画センター開館
2004 年 (平成 16)		■「女性国家公務員の採用・登用の拡 大等について」男女共同参画推進本部 決定 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」改正(平成 16 年 12 月 2 日施行)	■札幌・ポर्टランド男女共同参画交 流事業(派遣)実施 ■男女共同参画に関する企業の意識調 査の実施
2005 年 (平成 17)	■第 49 回国連婦人の地位委員 会(国連「北京+10」世界閣僚 級会合)(ニューヨーク)	■「男女共同参画基本計画(第 2 次)」 閣議決定 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」 策定	■札幌市男女共同参画審議会「札幌市 のDV対策の方向性について」諮問・ 答申 ■札幌市配偶者暴力相談センター開設 ■札幌市男女共同参画審議会「札幌市 男女共同参画センター使用料の一部変 更について」諮問・答申 ■札幌市男女共同参画センター条例改 正(女性料金制度廃止、指定管理者制 度導入) ■札幌市男女共同参画審議会「男女共 同参画さっぽろプランの見直しについ て」諮問

年	世界	日本	札幌市
2006 年 (平成 18)		■「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ■「男女雇用機会均等法」改正 ■「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」改訂	■「札幌市配偶者暴力の防止及び被害者の支援に関する方針」策定 ■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「男女共同参画さっぽろプランの見直しについて」答申
2007 年 (平成 19)		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ■「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ ■「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	■男女共同参画さっぽろプラン（第 2 次）策定（平成 19 年 3 月）、施行（平成 19 年 4 月） ■「男女平等教育指導資料」（教師用）改訂
2008 年 (平成 20)		■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改訂 ■「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ■女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出	■男女共同参画審議会「札幌市における配偶者暴力対策の基本的方向性について」諮問、答申
2009 年 (平成 21)		■育児・介護休業法の一部改正公布 ■女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	■「札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定、施行 ■男女共同参画に関する企業の意識調査の実施
2010 年 (平成 22)	■第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）	■「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
2011 年 (平成 23)			■男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」諮問
2012 年 (平成 24)			■札幌市男女共同参画審議会「次期男女共同参画さっぽろプランの基本的方向性について」答申
2013 年 (平成 25)			■「第 3 次男女共同参画さっぽろプラン」策定、施行（平成 25 年 4 月）
2014 年 (平成 26)	■第 1 回「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo 2014）開催（東京）		■日本女性会議 2014 札幌開催（平成 26 年 10 月） ■「第 2 次札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定、施行
2015 年 (平成 27)	■第 59 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）（ニューヨーク）	■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、施行 ■「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	

年	世界	日本	札幌市
2016 年 (平成 28)	■第 1 回「東アジア家族・男女 共同参画担当大臣フォーラム」 開催	■「ストーカー行為等の規制等に関す る法律」改正 ■「育児・介護休業法」改正	■男女共同参画に関する市民意識調査 の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男 女共同参画さっぽろプランの基本的方 向性について」諮問 ■「札幌市パートナーシップの宣誓の 取扱いに関する要綱」制定
2017 年 (平成 29)		■「子育て安心プラン」公表 ■「刑法の一部を改正する法律」公布・ 施行	■「札幌市パートナーシップ宣誓制度」 の運用開始 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男 女共同参画さっぽろプランの基本的方 向性について」答申
2018 年 (平成 30)		■「政治分野における男女共同参画の 推進に関する法律」公布・施行 ■「働き方改革関連法」成立	■第 4 次男女共同参画さっぽろプラン 策定（平成 30 年 3 月）、施行（平成 30 年 4 月）
2019 年 (平成 31) (令和元)	■男女共同参画担当大臣会合 (パリ)において、「男女平等 に関するパリ宣言」が取りまと められる。	■「女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律等の一部を改正する法 律」公布 ■配偶者暴力防止法の一部改正を含む 「児童虐待防止対策の強化を図るため の児童福祉法等の一部を改正する法 律」成立	
2020 年 (令和 2)	■第 64 回国連女性の地位委員 会（国連「北京+25」記念会合） （ニューヨーク）	■「第 5 次男女共同参画基本計画」策 定	
2021 年 (令和 3)		■「政治分野における男女共同参画の 推進に関する法律の一部を改正する法 律」が公布・施行 ■「育児・介護休業法」改正	■男女共同参画に関する市民意識調査 の実施 ■札幌市男女共同参画審議会「次期男 女共同参画さっぽろプランの基本的方 向性について」諮問
2022 年 (令和 4)		■「困難な問題を抱える女性への支援 に関する法律」成立	■札幌市男女共同参画審議会「次期男 女共同参画さっぽろプランの基本的方 向性について」答申
2023 年 (令和 5)		■「性的指向及びジェンダーアイデン ティティの多様性に関する国民の理解 の増進に関する法律」が公布・施行	■第 5 次男女共同参画さっぽろプラン 策定（令和 5 年 3 月）、施行（令和 5 年 4 月） ■男女共同参画センター開館 20 周年

男女共同参画さっぽろプラン 令和5年度 実施報告書

【編集・発行】

札幌市市民文化局市民生活部
男女共同参画室男女共同参画課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL 011-211-2962 FAX 011-218-5164
E-Mail アドレス danjo@city.sapporo.jp
令和7年（2025年）2月

市政等資料番号	01-D04-24-2610
関係部局保存期間	1年